

基発第0601002号
平成18年6月1日

独立行政法人 労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具支給要綱の制定について

労働福祉事業における義肢等の支給及び修理については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」により実施してきたところであるが、今般、新たに義肢等補装具支給要綱を定めると共に、69号通達の別添「労働福祉事業実施要綱」について別紙のとおり改定し、別添のとおり都道府県労働局長あて通達したので、御了知願いたい。

基発第0601002号
平成18年6月1日

財団法人 労災年金福祉協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具支給要綱の制定について

労働福祉事業における義肢等の支給及び修理については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」により実施してきたところであるが、今般、新たに義肢等補装具支給要綱を定めると共に、69号通達の別添「労働福祉事業実施要綱」について別紙のとおり改定し、別添のとおり都道府県労働局長あて通達したので、御了知願いたい。

C

C

基発第0601001号

平成18年6月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

義肢等補装具支給要綱の制定について

義肢等補装具の支給については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」(以下「69号通達」という。)の別添「労働福祉事業実施要綱」により実施してきたところであるが、今般、身体障害者福祉法第20条第1項及び第21条の規定に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」(昭和48年厚生省告示第171号)の改正に伴い義肢等補装具の支給価格及び修理価格を改めるとともに、事務処理の効率化を図るため、新たに別添のとおり「義肢等補装具支給要綱」を制定し、本日から実施することとしたので事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、これに伴い、69号通達の別添「労働福祉事業実施要綱」については、本日より別紙のとおり改める。

C.

1
8

義肢等補装具支給要綱

平成 1 8 年 5 月

厚生労働省労働基準局補償課

C

C

義肢等補装具支給要綱

1 趣旨

業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあつては、四肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等（以下「義肢等」という。）を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、義肢等を支給するものとする。

2 支給種目

義肢等として支給できる種目は、次のとおりとする。

- (1) 義肢
- (2) 上肢装具及び下肢装具
- (3) 体幹装具
- (4) 座位保持装置
- (5) 盲人安全つえ
- (6) 義眼
- (7) 眼鏡（コンタクトレンズを含む。）
- (8) 点字器
- (9) 補聴器
- (10) 人工喉頭
- (11) 車いす
- (12) 電動車いす
- (13) 歩行車
- (14) 収尿器
- (15) ストマ用装具
- (16) 歩行補助つえ
- (17) かつら
- (18) 浣腸器付排便剤
- (19) 褥瘡予防用敷ふとん
- (20) 介助用リフター
- (21) フローテーションパッド（車いす及び電動車いす用に限る。以下同じ。）
- (22) ギャッチベッド

3 支給基準

(1) 対象者及び範囲

ア 支給する対象者及び範囲は、別表 1 に定めるところによるものとする。

イ 別表 1 の「障害（補償）給付を受けると見込まれる者」とは、障害（補償）給付の請求から支給決定まで相当期間を要する場合において、当該請求の時点で義肢等の支給要件を満たすことが明らかである者をいうものとする。

ウ 次の者は、別表 1 において「障害（補償）給付を受けた者」とみなして取り扱うものとする。

- (ア) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 35 年法律第 29 号）の規定による改正前の労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）の規定による打切補償費を受けた者で傷病が治ゆし、義肢等を必要とする程度の障害を残したものの
- (イ) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 130 号）の規定による改正前の労災保険法の障害補償費等の支給を受けた者
- (ロ) 時効により障害（補償）給付の支給を受けることができない者
- (エ) 労災保険法に規定する第三者行為による災害について損害賠償を受けたため障害（補償）給付を受けることができない者

(2) 型式及び価格等

支給の対象となる型式及び価格等の基準は、別表 2 に定めるところによるものとする。

(3) 耐用年数が経過する前の再支給

ア 都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、本要綱に定める耐用年数を経過する前に使用不能となった義肢等を有する者から、義肢等の支給申請があった場合、当該申請者の職業、作業態様、日常の使用状況、障害の状態等を勘案の上、通常の使用状態においてき損し（本人の故意による事故によって生じた場合を除く。）、修理不能となったものと認められるものに限って支給できるものとする。

なお、修理不能とは、修理により義肢等の本来の機能を復元することができない場合のほか、修理の価格が要綱別表 2 の支給基準に定める価格を超える場合も含むものとする。

イ 「義肢」、「上肢装具及び下肢装具」、「盲人安全つえ」、「義眼」、「車いす」及び「歩行補助つえ」について、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能又は使用不能となったときは、当該義肢等（以下「旧使用の義肢等」という。）が労働福祉事業として支給された義肢等であるか否かは問わず新たに支給するものとする。

なお、旧使用の義肢等が労働福祉事業により支給されたものでない場合、新たに支給を受けた義肢等が、別表 2 に定める耐用年数を超えた場合であっても、新たに労働福祉事業により義肢等の支給はしないものとする。

4 修理基準

(1) 義肢等の修理は、次の種目に対し行うものとする。

- ① 義肢
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置
- ⑤ 眼鏡（コンタクトレンズを除く。）
- ⑥ 補聴器
- ⑦ 人工喉頭

- ⑧ 車いす
- ⑨ 電動車いす
- ⑩ 歩行車
- ⑪ 収尿器
- ⑫ 歩行補助つえ
- ⑬ 介助用リフター
- ⑭ フローテーションパッド

(2) 修理の要件

修理は、労働福祉事業として支給された(1)の義肢等が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、修理は行わないものとする。

- ア 本人の故意による事故によって生じたき損の場合
- イ 修理により義肢等の本来の機能を復元することができない場合
- ウ 義肢等の修理の価格が、本要綱に定める当該義肢等の価格を超える場合

(3) 修理の範囲

- ア 修理は、別表3に基づき行うものとする。
- イ 修理は、修理を要する義肢等の本来の機能を復元するための一切の修理とし、回数に制限を付さないものとする。

5 基準外支給

(1) 趣旨等

- ア 労働局長は、被災労働者の障害の状態等を勘案してやむを得ない事情により必要があると認めるときは、厚生労働省労働基準局長の承認を受けて、2の支給種目の範囲内において、3の支給基準及び4の修理基準に基づかない支給又は修理を行うことができるものとする。
- イ 基準外支給制度は、本要綱に定める支給基準及び修理基準では必要最小限の目的すら達せられない場合に限ってきわめて限定的に認められるものとする。

(2) 承認手続

労働局長は、基準外支給が必要と認めるときは、本省へりん伺するものとする。この場合は、申請書の写し、申請書の障害状況、担当医の意見、労働福祉事業以外の制度からの支給の有無、当該申請に係る義肢等の見積書その他必要書類を添付するものとする。

(3) 基準外支給の対象種目

筋電電動義手の支給については、昭和54年8月31日付け基発第433-1号「労働福祉事業実施要綱の一部改正及び筋電電動義手の支給について」に基づき基準外支給の対象とする。

6 海外支給

本要綱に定める「義肢」又は「車いす」の支給対象者であって、海外に居住しているものについて、労働局長は、別に定めるところにより、当該者が海外の居住地で購入した「義肢」又は「車いす」の費用を支給することができるものとする。

7 支給及び修理の手続

(1) 申請

ア 義肢等の支給又は修理を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、義肢等支給・修理申請書（様式第1号）を、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）を経由して、事業場の所在地を管轄する労働局長（以下「所轄局長」という。）に提出するものとする。

なお、「介助用リフター」の支給申請にあつては、申請書に介護人等の状況報告書（様式第1号（2））を添付するものとする。

イ 所轄署長は、当該申請書の記載事項を保険給付記録票と照合の上、その労働福祉事業関係欄に義肢等支給・修理申請書経由の旨を記入した後、当該申請書を所轄局長に進達するものとする。

(2) 障害（補償）給付受給者の確認

ア 所轄署長は、保険給付記録票等により、申請者が障害（補償）給付の受給者であると確認できた場合は、申請書記事欄に確認済の旨を記載するものとする。

イ 所轄署長がアの確認ができなかった場合、所轄局長は、労働福祉事業原票により確認を行うものとする。

なお、当該原票を保存期間満了により処分している場合は、申請者の居住地を管轄する福祉事務所に照会し確認を行うものとする。

(3) 耐用年数の確認

義肢等の支給を受け、その後身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、義肢等の支給を受けた者について、その後の耐用年数経過の確認は、次により行うこととする。

ア 所轄署長は、身体障害者手帳等により耐用年数の確認が容易に可能な場合、当該手帳により必要事項を確認し、申請書記事欄に耐用年数経過確認済の記載をするものとする。

イ 所轄署長がアの確認ができなかった場合、申請者の居住地を管轄する福祉事務所に照会し確認を行うものとする。

(4) 承認

所轄局長は、申請者が3の支給基準又は4の修理基準の要件を満たすものであると認めたときは、当該申請者に義肢等支給・修理承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(5) 見積

義肢等の支給又は修理の適格者であると認められた申請者から義肢等の製作、修理等の依頼を受けた者（以下「受注予定者」という。）は、見積書（様式第3号(1)）（義肢、装具の製作又は修理に係る場合は、見積内訳書（様式第3号(2)～(4)）を添付するものとする。

る。)を義肢等の支給又は修理の承認を行った都道府県労働局の労働保険特別会計の支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出するものとする。

(6) 注文

ア 支出負担行為担当官は、提出された見積書が適正であると認められた場合、受注予定者に対し、義肢装具製作・修理注文書（様式第4号）を発付するものとする。

イ 受注予定者は、義肢等の支給又は修理の価格が50万円以上となる場合は、別紙2の請書を提出するものとする（契約事務取扱規則第15条。昭和56年4月1日付け会発第59号）。

(7) 検収

ア 義肢等を申請者に交付するときは、支出負担行為担当官から義肢等の検収に関する事務を委任された職員（以下「検収官吏」という。）が立ち会うものとする。

イ 浣腸器付排便剤及び褥瘡予防用敷ふとんの検収については、義肢等支給・修理費用請求書に添付された発送証明により検収に代えるものとする。

ウ 所轄局長は、義肢等を支給する場所が他の都道府県労働局（以下「他局」という。）の管内の場合、受注者に対し他局の検収官吏による検収を受ける旨連絡するとともに、他局の検収官吏に注文書及び承認書の写しを送付し、検収を依頼する等相互間で連絡するものとする。

エ 修理に係る検収については、検収官吏は、当該修理された義肢等について注文書どおりの修理がなされていることを確認するものとする。

オ 義肢等を申請者に交付する場合は、当該義肢等を検収官吏が検収した後、製作者から直接交付できるものとする。

8 採型指導

(1) 採型指導は、次の種目に対して行うものとする。

- ① 義肢
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置

(2) 採型指導の依頼

ア 労働局長は、(1)の義肢等の支給申請について承認を行ったときは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関の中から労働局長が指定した医療機関（以下「義肢採型指導医」という。）のうち、申請者が希望する医療機関に対して、採型指導依頼書（様式第5号）により採型指導を依頼するものとする。

なお、採型指導の依頼は、修理又は再支給の場合においても、必要に応じて行うものとする。

イ 採型指導の依頼を受けた義肢採型指導医は、当該義肢等に関する採型を行うとともに、申請者の希望する義肢等製作者（以下「製作者」という。）に対して採型結果を回付す

るものとする。

(3) 義肢採型指導医の指定

- ア 義肢採型指導医の指定は、医療機関からの申請に基づいて行うものとする。
- イ 義肢採型指導医の指定を受けようとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する労働局長に義肢採型指導委託申請書（様式第6号）を提出するものとする。
- ウ イの申請書には、当該医療機関の概要を記した書類、当該医療機関の全体の平面図及び配置図、義肢採型指導担当医の医師免許証の写し、略歴及び国立身体障害者リハビリテーションセンター学院の実施する補装具適合判定医師研修会（以下「研修会」という。）の修了証の写しを添付するものとする。
- エ 義肢採型指導医の指定については、次の要件を満たすもののうちから選定する。
 - (ア) 労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター又は労災指定医療機関で整形外科診療又は主としてリハビリテーション医療を行う医療機関であること。
 - (イ) 労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号）の別表1に掲げる医療機関において、整形外科又はリハビリテーション医療について2年以上の専門研究の経験を有し、かつ、その期間も含め5年以上の臨床経験を有するものであって、研修会を修了した医師が、実際に義肢装具の採型指導を行うものであること。
 - (ウ) 本要綱で定める義肢採型指導料の額で義肢採型指導を行うものであること。
- オ 労働局長は採型指導医の指定をするときは、別紙1の契約書例を参考に当該採型指導医と義肢採型指導に係る委託契約を締結するものとする。
- カ 労働局長は、義肢採型指導医を指定したときは、医療機関名、所在地、郵便番号、電話番号、最寄駅及び義肢採型指導担当医師名を本省あて報告すること。
また、その報告事項に変更があった場合も同様とすること。
- キ 本要綱の実施日以前に義肢採型指導医として指定している医療機関については、本契約を締結しているものとして取り扱うものとする。

(4) 義肢等の製作に係る検査

製作者は、義肢等を製作したときは、当該義肢等を(2)のイの義肢採型指導医に提示して検査を受けるものとし、当該義肢採型指導医は、検査の結果、当該義肢等が申請者に適合していると認めた場合には、その旨の証明書（様式第7号）を製作者に交付するものとする。

9 費用の請求

- (1) 義肢等の支給又は修理に要する費用を請求しようとする者は、義肢等支給・修理費用請求書（様式第8号(1)）（義肢、装具の製作又は修理に係る場合は、義肢等支給・修理費内訳書（様式第8号(2)～(4)）を添付するものとする。）を義肢等の支給又は修理の承認を行った都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官（以下「支出官」という。）あて提出するものとする。

なお、義肢等の製作に係るものである場合は義肢採型指導医の交付した証明書（様式第7号）を、浣腸器付排便剤又は褥瘡予防用敷ふとんの支給に係るものである場合は発送証

明書を、それぞれ当該請求書に添付するものとする。

- (2) 義肢採型指導医は、義肢採型指導料を請求しようとするときは、義肢採型指導料請求書（様式第9号(1)）及び義肢採型指導料内訳書（様式第9号(2)）を採型指導を依頼した都道府県労働局の支出官に提出するものとする。

10 費用の額

(1) 支給及び修理

ア 義肢等の支給又は修理に要する費用の額は、別表2及び別表3に定める価格の100分の103に相当する額の範囲内とする。ただし、次に掲げる支給又は修理に係る費用の額については、別表2及び別表3に定める価格の100分の105に相当する額の範囲内とする。

- ① 別表2の(5)の眼鏡(弱視眼鏡に係るものを除く。)の支給
- ② 別表2の(5)の歩行補助つえ(松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖を除く。)の支給
- ③ 別表2の(5)のかつらの支給
- ④ 別表2の(5)の浣腸器付排便剤の支給
- ⑤ 別表2の(5)の褥瘡予防用敷ふとんの支給
- ⑥ 別表2の(5)のフローテーションパッドの支給
- ⑦ 別表3の(5)の眼鏡の項中枠交換(弱視眼鏡に係るものを除く。)
- ⑧ 別表3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換
- ⑨ 別表3の(5)の補聴器の項中イヤホン交換、高度難聴用イヤホン交換、箱形(骨導型用)レシーバー交換、乾電池交換、空気電池交換、眼鏡形平面レンズ交換及び骨導型箱形ヘッドバンド交換
- ⑩ 別表3の(5)の人工喉頭の項中気管カニューレ交換、乾電池交換、蓄電池(カドニカ電池)交換及び充電器交換
- ⑪ 別表3の(5)の車いすの項中クッション交換及び夜光装置交換
- ⑫ 別表3の(5)の電動車いすの項中バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル交換及びグリス交換
- ⑬ 別表3の(5)の収尿器に係る交換
- ⑭ 別表3の(5)の介助用リフターに係る交換及び修理
- ⑮ 別表3の(5)のフローテーションパッドに係る交換

イ 別表2及び別表3に定める義肢等の価格には荷造運搬料、使用方法の説明及び指導等の要する費用を含むものとする。

なお、所轄局長は、荷造運搬料を別途請求されたときは、義肢等の製品代が正当と認められる場合に限り、義肢等の製品代と運搬料の合算額が別表2及び別表3に定める価格を超えない範囲で、これを義肢等の価格に含めて支給できるものとする。

(2) 義肢採型指導料

ア 義肢採型指導医が請求できる義肢採型指導料の額は、採型指導に必要な資材費を含み、義肢等を装着する1肢につき、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療

養の費用の額の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表に定める治療装具の採型ギプスの点数（以下「ギプス点数」という。）に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、次の場合は、各項に掲げるギプス点数の区分を適用するものとする。

- (7) 採寸を行った場合
義肢装具採型法
- (イ) 手指及び足指切断に係る採型を行った場合
義肢装具採型法（四肢切断の場合）
- (ウ) 硬性以外の体幹装具に係る採型を行った場合
義肢装具採型法（四肢切断の場合）
- (エ) 座位保持装置に係る採型を行った場合
体幹硬性装具採型法

イ 義肢採型指導料は、義肢等の採型に伴う診察料、資材費等一切の費用を含むものとし、初診料等を別途請求することはできないものとする。

(3) 端数調整

算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

11 支出項目

義肢等の支給、修理及び義肢採型指導に要する費用は、(項) 労働福祉事業費、(目) 補装具等支給費から支出するものとする。

12 旅費の支給

(1) 対象者

旅費は、次の者に支給する。

- ア 義肢、装具又はかつらの採型又は装着のため旅行する者
- イ 義眼の装嵌のため旅行する者

(2) 範囲

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、次のとおりとする。

なお、必要と認められる限り、回数に制限を付さないものとする。

- ア 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- イ 鉄道賃及び船賃については、普通旅客運賃を支給する。また、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものについては急行料金を支給し、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給する。
- ウ 車賃は、1キロメートルにつき、37円とする。
- エ 宿泊料は、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限り、1夜につき8,700円の範囲内におけるその実費額（飲酒、遊興費、その他これらに類する費用を除く。）とする。

オ 定期券及び回数券等、運賃の割引を受けることができる場合の運賃の額は、その実費額を支給する。

カ 旅費の支給について、本要綱の規定により難い事情がある場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び同法の運用の方針に準じ、最も経済的と認められる経路及び方法により旅行した場合における旅費を支給するものとする。

(3) 手続

ア 旅費の支給を受けようとする者は、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱全面改正について」（以下「69号通達」という。）の別添「労働福祉事業実施要綱」の旅費支給申請書により、義肢等の支給を承認した都道府県労働局の支出官あて請求するものとする。

イ 所轄所長は、旅費支給申請書を受理したときは、記載事項を保険給付記録票と照合し、当該記録票の「労働福祉事業関係欄」に「旅費支給申請書経由」の旨を記入した後、所轄局長へ進達するものとする。

(4) 旅費の前払い

ア 所轄局長は、旅行前に旅費の支給を希望する労働者について、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、前払いできるものとする。

イ 旅費の前払いを受けた者は、旅行期間経過後、事実証明書（様式第10号）を添付した旅費精算申請書（旅費支給申請書の標題を「旅費精算申請書」と改め使用すること。）を所轄局長に提出し、精算を行うものとする。

ウ 旅費の前払いを受けた者が、相当期間経過するも旅行せず、又は旅行しないことが確実となったときは、所轄局長は当該者に支給済の旅費を返納させるものとする。

(5) 支出項目

旅費に要する費用は、（項）労働福祉事業費（目）社会復帰保養等旅費から支出するものとする。

13 労働福祉事業原票の記載

労働局長は、被災労働者毎に支給状況を明らかにするため69号通達の別添「労働福祉事業実施要綱」の労働福祉事業原票に記載を行うものとする。

なお、労働福祉事業原票は、物品管理簿を兼ねているので、義肢等の購入及び支給に関しては、物品管理簿への登載は省略するものとする。

14 実施期日

本要綱は、平成18年6月1日から実施するものとする。

なお、本要綱により定める支給基準及び修理基準は、本要綱実施日以降に発行した注文書に係る義肢等の支給又は修理に要する費用の額について適用すること。

c

c

別表 1 義肢等の支給対象者及び支給の範囲

支給種目	支給対象者 (各項目のいずれかに該当する者)	支給の範囲	備 考
1 義肢	(1) 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失したことにより、労災保険法による障害補償給付又は障害給付（以下「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者又は受けると思込まれる者 (2) 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失したことにより、労災リハビリテーション医療指定施設又は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に基づき定められた身体障害運動療法等の施設基準（昭和49年1月25日厚生省告示第16号）のうち、身体障害運動療法及び身体障害者作業療法の施設基準に適合していると都道府県知事が認めた医療機関のうち労災指定医療機関となっている医療機関において療養し、かつ、労災保険法による療養補償給付又は療養給付（以下「療養（補償）給付」という。）を受けている者であって、症状固定後に障害（補償）給付を受けることが明らかである者 (3) 11の車いすの支給対象者の(1)から(3)に該当する者及び12の電動車いすの支給対象者の(1)又は(2)に該当する者で、特に必要と認められるもの	1 障害部位につき2本の支給とする。 なお、2本支給する場合は、原則、装飾用、能動式、常用、作業用の型式のなかから相異なる型式のものを各1本ずつ支給するものとする。この場合、申請者の希望、障害状態を考慮し、同一の型式のもの2本又は相異なる型式のもの2本を支給できるものとする。	(1) 所轄局長は、別表2に定める断端袋の年間上限額の確認を行うため、断端袋の支給都度、労働福祉事業原票の「備考」欄に、支給日及び支給額を記載するものとする。 (2) 訓練用仮義足については、療養の給付として行われるものであり、労働福祉事業としては支給できないものとする。 (3) 左欄支給対象者の(3)中の「特に必要と認められるもの」とは、義足を使用することによって起立程度が可能となる場合をいう。
	(4) 既に装着していた義肢で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者	き損した義肢1本につき1本の支給とする。	
	(5) 労働福祉事業として支給された義肢であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	耐用年数を超えたものの1本につき1本の支給とする（骨格構造（モジュラー）義肢にあつては、耐用年数を超えた部品1個につき部品1個とする）。	
2 上肢装具及び下肢装具	(1) 上肢又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると思込まれる者	1 障害部位につき2本の支給とする。	左欄支給対象者の(2)中の「特に必要と認められるもの」とは、下肢装具を使用することによって起立程度が可能となる場合をいう。

	(2) 下肢装具について、11の車いすの支給対象者の(1)から(3)に該当する者及び12の電動車いすの支給対象者の(1)又は(2)に該当する者で、特に必要と認められるもの (3) 既に装着していた上肢装具又は下肢装具で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 (4) 労働福祉事業として支給された上肢装具又は下肢装具であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	き損した上肢装具又は下肢装具1本につき1本の支給とする。 耐用年数を超えたものの1本につき1本の支給とする。	
3 体幹装具	(1) せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された体幹装具であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1個の支給とする。	
4 座位保持装置	(1) 四肢又は体幹に著しい障害を残すことにより、障害等級第1級の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあると認められるもの (2) 労働福祉事業として支給された座位保持装置であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台の支給とする。	座位保持装置は、多発性脳血管障害(両片麻痺)、頭部外傷後遺症による四肢麻痺等の神経系の障害又は両上・下肢の欠損、機能障害のため、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあるものと認められる者に支給するものであることから、所轄局長は、その判断に際して、必要に応じ、専門医、診療担当医等の専門意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。
5 盲人安全つえ	(1) 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 既に使用していた盲人安全つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 (3) 労働福祉事業として支給された盲人安全つえであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1本の支給とする。	視力障害の障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。
6 義眼	(1) 1眼又は両眼を失明したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者	失明した1眼につき1個の支給とする。	義眼装嵌のために要する診療は、労働福祉事業の外科後処置として行うも

	受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 既に装嵌していた義眼で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 (3) 労働福祉事業として支給された義眼であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者		のとする。
7 眼鏡（コンタクトレンズを含む。）	(1) 1眼又は両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第13級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された眼鏡であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1個の支給とする。	(1) 視力障害の障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。 (2) 所轄局長は、受給者の希望に応じてコンタクトレンズを矯正眼鏡に代えて支給できるものとする。
8 点字器	(1) 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された点字器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台の支給とする。	視力障害の障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。
9 補聴器	(1) 1耳又は両耳に聴力障害を残すことにより、障害等級第11級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された補聴器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1器の支給とする。	支給個数は両耳の障害の場合であっても、1人につき1器とする。
10 人工喉頭	(1) 言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された人工喉頭であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1個の支給とする。	
11 車いす	(1) 両下肢の全廃又は喪失により、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの (2) 両下肢の全廃又は喪失により、療養（補償）給付を受けている者であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであるもの（車いすの支給申請の日より3カ月以内	1人につき1台の支給とする。	(1) 車いすは、両下肢の障害により義足又は下肢装具を使用しても歩行が不可能なものに支給するものであることから、その判断に際し、所轄局長は、必要に応じ専門医、担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。 (2) 車いすは、独力で使用することができない者には支給しないものとする（支給対象者の(6)及び(7)に該当する場合を除く。）。

	に症状固定が見込まれる者に限る。) (3) 両下肢の全廃又は喪失により、労災保険法による傷病補償年金又は傷病年金（以下「傷病（補償）年金」という。）の支給決定を受けた者（入院療養の者は除く。）であって、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの (4) 既に使用していた車いすで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 (5) 労働福祉事業として支給された車いすであって、別表 2 に定める耐用年数を超えたもの (6) 12 の電動車いすの支給対象者の (1) 又は (2) に該当する者で、特に必要と認められるもの (7) 22 のギャッチベッドの支給対象者に該当する者で、特に必要と認められるもの		(3) レバー駆動型車いすは、レバー操作により片手で駆動できる車いすであることから、片麻ひ被災者等両手で車いすを操作することが困難な者に支給するものとする。 (4) 簡易電動型車いすは、居住地等の状況から悪路の走行や登坂が多く見込まれる場合であって、手指の障害、腕力の低下等から他の型の車いすを使用することが困難な者に支給するものとする。 (5) 左欄支給対象者の (6) 中の「特に必要と認められるもの」とは次の場合をいう。 ① 自動車により移動する際、電動車いすの積載が不可能な場合 ② 居住する家屋内を移動する際、家屋の構造等により電動車いすの使用が不可能な場合 (6) 左欄支給対象者の (7) 中の「特に必要と認められるもの」とは、手押し型車いすが必要な場合をいう。
12 電動車いす	(1) 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車いすの使用が著しく困難であると認められるもの (2) 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療養（補償）給付を受けている者で、傷病が症状固定した後においても車いすの使用が不可能であることが明らかに認められるもの (3) 労働福祉事業として支給された電動車いすであって、別表 2 に定める耐用年数を超えたものを有する者	1 人につき 1 台の支給とする。	(1) 電動車いすの支給対象者は、四肢麻ひ等の障害のため、車いすの使用が著しく困難なものであることから、所轄局長は、できるだけ実情に即して判断することとし、判断に際しては、専門医、担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。 (2) 電動車いすは、重度障害者に支給するものであるため、使用上の安全を期するため、利用施設の整備状況、操作の習熟の程度、安全に使用することができる能力の有無、介助の確保の状況等を十分考慮するとともに、在宅重度障害者に支給する場合には、これらの施設等の整備が必ずしも十分とは言い難いことから、介助の状況、操作の習熟の程度、使用環境、重度障害者の日常生活上における電動車いすの恒常的な必要性の有無等について、特に十分な検討及び指導を行うものとする。 (3) 電動リフト式普通型電動車いすは、職業上の必要性から電動車いすの座面の高さの調整を必要とする者又は介護人と同居していない者であって当該電動車いすの支給により自

			力乗降が可能となる者等に支給するものとする。
13 歩行車	(1) 高度の失調又は平衡機能障害を残すことにより、障害等級第3級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された歩行車であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台の支給とする。	
14 収尿器	(1) せき髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴うこと又は尿路変向を行ったことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給された収尿器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき2器の支給とする。 ただし、人口膀胱用簡易型（使い捨て型）については、別表2に定める価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数とする。	(1) 所轄局長は、回腸導管用収尿器を装着する際使用する両面粘着シートは、1日1枚使用するものとして1年分（12箱（1箱30枚入））をまとめて支給できるものとする。 (2) 所轄局長は、簡易型の支給に当たって、対象者の傷病の状態（皮膚炎の有無、便の形状等）及び生活状態により製品の種類、交換間隔等を考慮し、必要と認める数を支給できるものとする。 また、所轄局長は、その判断に際しては、必要に応じ専門医、担当医の意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。 (3) 簡易型の支給を希望する者については、現に回腸導管用又は尿管瘻用の収尿器を使用している場合、当該収尿器の耐用年数経過後に支給するものとする。
15 ストマ用装具	業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により直腸を摘出したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者	別表2に定める価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数とする。	所轄局長は、ストマ用装具の支給に当たって、対象者の傷病の状態（皮膚炎の有無、便の形状等）及び生活状態により製品の種類、交換間隔等を考慮し、必要と認める数を支給できるものとする。 また、所轄局長は、その判断に際しては、必要に応じ専門医、担当医の意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。
16 歩行補助つえ	(1) 下肢の全部又は一部を喪失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級第7級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者であって、義足又は下肢装具の使用が可能であるもの	1人につき1本の支給とする。 ただし、両下肢に障害のある場合には、必要に応じ2本支給とする。	(1) 左欄支給対象者の(4)中の「特に必要と認められるもの」とは、歩行補助つえを使用することによって起立程度が可能となる場合をいう。

	(2) 既に使用していた歩行補助ついで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 (3) 労働福祉事業として支給された歩行補助ついであって、別表2に定める耐用年数を越えたものを有する者 (4) 11の車いすの支給対象者の(1)から(3)に該当する者及び12の電動車いすの支給対象者の(1)又は(2)に該当する者で、特に必要と認められるもの		
17 かつら	(1) 頭部に著しい醜状を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 労働福祉事業として支給されたかつらをき損した者（故意にき損した者を除く。）	1人につき1個の支給とする。	
18 浣腸器付 排便剤	せき髄損傷者のうち、障害等級第3級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、腸管障害のあるもの	1人につき3日に1個の割合とする。	(1) 所轄局長は、3日で1個の割合で算出した60本（6カ月分）をまとめて支給できるものとする。 (2) 支給に当たっては、所轄局長が労災保険指定薬局から購入し、その配布を当該薬局から直接申請者に送付させるものとし、当該送料については、当該薬局から1人当たりの排便剤の料金に加算して請求させるものとする。
19 褥瘡予防 敷ふとん	傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けているせき髄損傷者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けているもの	1人につき1枚の支給とする。	支給に当たっては、所轄局長が購入し、受注者から直接申請者に納品させるものとする。
20 介助用リ フター	(1) 次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、③から⑥までのすべてに該当する者に支給する。（新規支給の場合は、⑥の要件を除くものとする。） ① 傷病（補償）年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるものであって、自宅療養者又は義肢等の支給申請の日から3カ月以内に退院し、自宅で療養すると見込まれる入院療養者であること ② 障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害	1人につき1台の支給とする。	(1) 支給対象者のうち、傷病等級第1級第1号又は第2号に該当する者と同程度とは、例えば、四肢全廃、四肢喪失、両上肢喪失でかつ両下肢全廃又は両上肢全廃でかつ両下肢喪失等の症状で常時介護を受けているものをいう。 (2) 所轄局長は、「介護人」及び「家屋構造」について、義肢等支給修理申請書に添付する「介護人等の状況報告書」（様式1号（2））及び支給するリフターの形態、家屋の構造等を総合的に勘案し、支給の適否を決定するものとする。 (3) 支給する介助用リフターは、他者

	等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同等程度の障害の状態にあると認められるもの ③ 車いす又は義肢の使用が不可能であること ④ 当該療養者の症状並びに介助用リフターの性能及び操作方法を理解し、介助用リフターを安全に使用できる介護人がいること ⑤ 当該療養者の家屋の構造が、介助用リフターの円滑な移動に適するものであること ⑥ 労働福祉事業として支給された介助用リフターであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者		の操作を要するものであって、移動式（つり上げ装置、ヘッドシート付き）のものとする。 (4) 所轄局長は、支給決定に当たっては、必要に応じ、傷病の状態、介護及び介護人の状況並びにリフターの実効性について、診療担当医から意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。
21 フローテーションパッド	(1) 労働福祉事業として支給された車いす又は電動車いすを使用する者のうち、褥瘡がでん部又は大腿部に発生するおそれがあり、かつ、担当医がフローテーションパッドの使用を必要と認めたもの (2) 労働福祉事業として支給されたフローテーションパッドであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1枚の支給とする。	フローテーションパッドは、その支給時において、現に褥瘡が発生していることを要件とするものではなく、褥瘡が発生するおそれがあり、フローテーションパッドの使用が必要であると診療担当医が認めた場合に支給を行うものとする。
22 ギャッチベッド	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、③に該当する者に支給する。 ① 傷病（補償）年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるもので、かつ、自宅療養者（義肢等の支給申請の日から3カ月以内に退院し自宅で療養すると見込まれる入院療養者を含む。）であるもの ② 障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同等程度の障害の状態にあると認められる者 ③ 車いす（手押し型車いすを除く。）又は義肢の使用が不可能である者	1人につき1台の支給とする。	(1) 支給するギャッチベッドは、原則として利用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する特殊寝台とする。 (2) 支給対象者のうち、傷病等級第1級第1号又は第2号に該当する者と同程度とは、例えば、四肢全廃、四肢喪失、両上肢喪失でかつ両下肢全廃又は両上肢全廃でかつ両下肢喪失等の症状で常時介護を受けているものをいう。 (3) 電動式ギャッチベッドは、介護人と同居していない者であって当該ギャッチベッドを使用することにより自力で起き上がることが可能となる者等に支給するものとする。

c

c

別表 2 支給基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名称	型 式	使 用 材 料 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考
上 腕 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。		
	能 ハ ン ド 型 動 手 部 付 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。		
	フック型手部付	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		
肩 義 手	装 飾 用	肩継手は、可動で外転式、屈曲—伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。その他は上腕義手装飾用と同じ。		

肩 手	作 業 用		肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式 普 通 用	ハ ン ド 型 手 部 付	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。
		フ ック 型 手 部 付	手부는、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	能 動 式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ ン ド 型 手 部 付	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるととも、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。
		フ ック 型 手 部 付	手부는、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	肘 義 手	装 飾 用	上腕義手装飾用と同じ。
		作 業 用	幹部は、作業種目を考慮したものとする。 その他は上腕義手作業用と同じ。
		能 動 式	上腕義手能動式と同じ。
前 腕 義 手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。
			アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
	作 業 用		

前 腕 義 手	能 動	長断端用 ハンド型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135° の屈曲を妨げることをないように留意すること。 ・短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、磨耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。
		長断端用 フック型	
		中断端用 ハンド型	
	式	中断端用 フック型	
		短断端用 ハンド型	
		短断端用 フック型	
手 義 手	装 飾 用	前腕義手装飾用と同じ。	
	作 業 用	前腕義手作業用と同じ。	
	能 動 式	前腕義手能動式長断端用と同じ。	
手 部 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手 指 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	

股	義足	普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。
		カ ナ デ ィ ア ン 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 カップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
		作 業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
	大 腿	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
	足	吸 着 式 常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り	差込吸着式を含む。

大 腿 義 足	吸 着 式 常 用		上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。 SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。	
	作 業 用		耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度を持たせること。 その他は常用と同じ。	
膝 義 足	常 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。 膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。	
	作 業 用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。	
下 腿 義 足	常 用	普通（軽便式を含む）	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入	

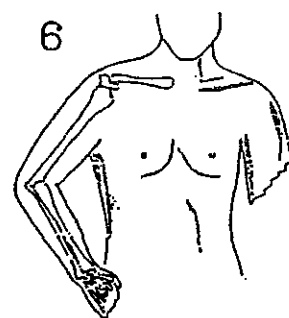
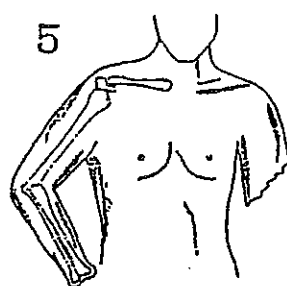
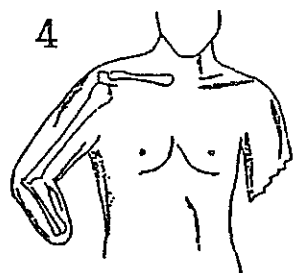
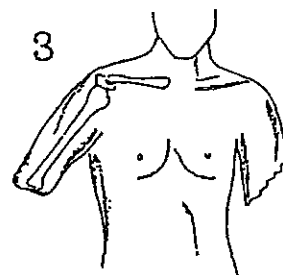
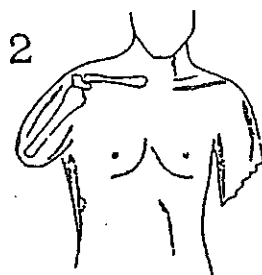
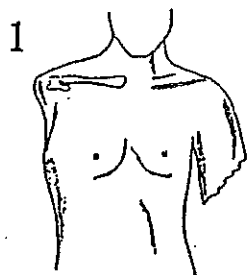
果 義 足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとする。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。	ピロゴフ切断を含む。
足 根 中 足 義 足	鋼板入り	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	
	足袋型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。	
足 指 義 足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料 ・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	
(注) 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。			

ア 基本工作法

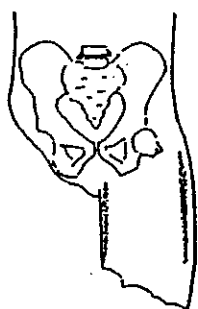
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成 及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組 立 て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮 合 わ せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適 合 検 査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

4. 採型区分

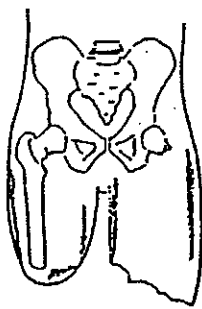
A 義 手



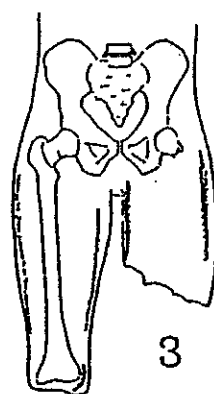
B 義 足



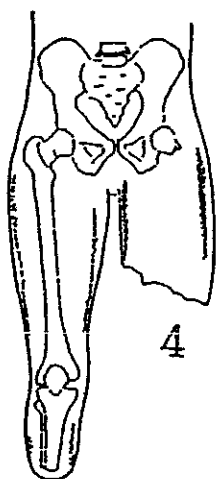
1



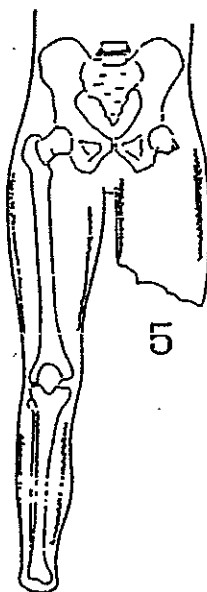
2



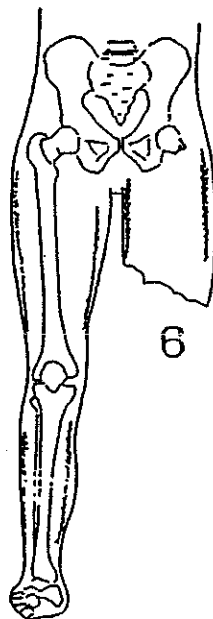
3



4



5



6



7

ウ 基本価格

名称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	30,800 30,800 41,100	肩甲胸郭間切断用は、12,100円増しとすること。
		装 飾 用 作 業 用 能 動 式	32,800 32,800 38,500	吸着式は、23,800円増しとすること。
		装 飾 用 作 業 用 能 動 式	29,900 29,900 34,600	吸着式は、23,800円増しとすること。
	A - 4	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	29,000 29,000 30,500	顎上支持式は、11,900円増しとすること。 スプリット式は、17,900円増しとすること。
		装 飾 用 作 業 用 能 動 式	26,400 26,400 30,000	
	A - 6	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	10,100 10,100 15,200	
		装 飾 用 作 業 用 能 動 式	8,050 11,800	手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても一単位として取り扱うこと。
義 足 用	B - 1	受 皿 式 カナディアン式	79,600 79,600	片側骨盤切断用は、16,200円増しとすること。
		差 込 式 ライナー式 吸 着 式	49,800 90,300 129,800	短断端切断用キップシャフトは、45,800円増しとすること。 I R Cソケットは、50,000円増しとすること。
	B - 3	差 込 式 ライナー式 吸 着 式	48,300 66,900 106,500	大腿支柱付きは、22,000円増しとすること。
		差 込 式 P T B 式 P T S 式 K B M 式	37,300 58,000 71,900 74,300	大腿支柱付きは、22,000円増しとすること。
	B - 5	差 込 式 有 窓 式	39,800 60,000	
			20,900	
	B - 7		16,000	足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても一単位として取り扱うこと。
(注) 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、40,800円加算できること。 3 スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。 4 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。 5 T S Bソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。 6 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用した場合は、ライナー式で取り扱うこと。				

(ア) ソケット

٢٠

義 足 用	B - 3	皮 革	22,200	ること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
		熱硬化性樹脂	37,100	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	10,500	エアクッションソケットは、12,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,900円増しとすること。
		皮 革	15,600	
		熱硬化性樹脂	22,700	
		熱可塑性樹脂	11,800	
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	10,900	エアクッションソケットは、11,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,250円増しとすること。
		皮 革	15,900	
		熱硬化性樹脂	21,500	
		熱可塑性樹脂	9,350	
	B - 6	セルロイド	10,800	エアクッションソケットは、10,900円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,050円増しとすること。
		皮 革	9,300	
		熱硬化性樹脂	19,900	
		熱可塑性樹脂	9,200	
	B - 7	皮 革	8,150	
		熱硬化性樹脂	18,100	
		熱可塑性樹脂	8,750	

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,000	
		軟性発泡樹脂	4,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	
	A - 2	皮 革	3,550	
		軟性発泡樹脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
	A - 3	皮 革	3,550	
		軟性発泡樹脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
	A - 4	皮 革	3,450	
		軟性発泡樹脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	
義 足 用	B - 1	皮 革	5,950	
		軟性発泡樹脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	

	作 業 用				に限ること。
義 足 用	常 用	股 部		9,400	
		大 腿 部	木 製	27,900	
			アルミニウム、セルロイド	28,200	
			熱硬化性樹脂	29,200	
		下 腿 部	木 製	24,300	
			アルミニウム、セルロイド	25,500	
			熱硬化性樹脂	28,600	
		足 部	軟性発泡樹脂	13,000	
用	作 業 用	大 腿 部		53,700	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		25,500	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注) 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。ただし、熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。

2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。

3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,000円増しとすること。

4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,450円増しとすること。

5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準すること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 分	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,200	
		肩たすき一式	9,650	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,000	
		肩たすき一式	9,650	
		8字ハーネス一式	8,800	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	16,200	
		8字ハーネス一式	7,100	
		9字ハーネス一式	4,550	
		たわみ継手（一組）	2,200	
		前方支持バンド	2,200	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	4,600	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	13,700	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	6,650	
		肩 吊 帯	5,750	

義足懸垂用部品	大腿義足用	腰バンド	7,900	価格は、1本当たりのものであること。
		横吊帯	1,500	
		義足用股吊帯	1,900	
	下腿義足用	腰バンド	7,900	
		横吊帯	2,050	
		大腿もも締め一式	10,300	
		P T B 膝カフ一式	7,900	

- (注) 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。
6 義手用ハーネスは、一式とされているものでも組み合わせができること。
7 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができる。
8 義足懸垂用部品は、一式とされているもの（大腿もも締め一式は除く。）は、組み合わせができないこと。

(イ) 外 装

名称	外装区分	使用材料等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	5,000	
		プラスチック	13,800	
		塗 装	1,800	
	上 腕 部	皮 革	5,150	
		プラスチック	13,400	
		塗 装	1,600	
	前 腕 部	皮 革	5,050	
		プラスチック	10,500	
		塗 装	1,700	
義足用	股 部	皮 革	9,200	
		プラスチック	15,200	
		塗 装	2,950	
	大 腿 部	皮 革	7,550	
		プラスチック	13,600	
		塗 装	2,650	
	下 腿 部	皮 革	6,850	
		プラスチック	11,800	
		塗 装	2,350	
		表 革	4,600	
		裏 革	3,150	

足 部	塗 装	3,050	
	リアルソックス	950	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
(注) 1 股部は、ソケット自体が外装を兼ねる場合は加算できないこと。			
2 足部の表革及び裏革は、木製足部の場合に加算できること。ただし、耐久性を高める必要があるときは木製足部以外の足部にも加算できること。			

オ 完成用部品

区分	名 称	型 式	価 格 円	使 用 部 品	備 考
義 手	肩 継 手	A 隔 板 式	32,600	ホスマー FS-25	
			32,600	ホスマー FS-50	
			32,600	ホスマー FS-75	
		B 屈曲・外転式	46,200	ホスマー FAJ-100	
			26,100	啓愛 KI-H-023-A	
			110,100	USMC US1-900-0000	
			92,000	USMC US1-900-0001	
		C ユニバーサル式	43,200	ホスマー USJ-75	
			43,200	ホスマー USJ-100	
用 部 品	肘 継 手	A 硬性たわみ式	25,900	ホスマー HFH-2	
			25,900	ホスマー HFH-4	
			25,900	ホスマー HFH-6	
		B 単軸ヒンジ 1 遊動式	24,900	ホスマー SP-75	
			24,900	ホスマー SP-100	
			27,900	ホスマー SP-100L	
			9,700	小原 55C-011	
			9,700	小原 55C-012	
			7,400	小原 55C-021	
			7,400	小原 55C-022	
			7,300	小原 56C-021	
			7,300	小原 56C-022	
			10,200	啓愛 KI-H-027-1	
			7,400	啓愛 KI-H-027-2	
			7,200	啓愛 KI-H-030-1	

義 手 用 部 品	肘 継 手	7,100	啓愛 K I - H - 030 - 2
		5,300	東陽 T - 851 - 1
		5,400	東陽 T - 852 - 1
	2 手 動 式		
		14,000	小原 56 C - 031
		14,000	小原 56 C - 032
		14,000	小原 56 C - 041
		14,000	小原 56 C - 042
		12,000	啓愛 K I - H - 029
	3 能 動 式		
		80,100	ホスマー E - 500
		78,300	ホスマー E - 500A
		75,200	ホスマー E - 600
		80,100	ホスマー E - 1500
		78,300	ホスマー E - 1500A
		75,000	ホスマー E - 1600
		80,100	ホスマー E - 2500
		78,300	ホスマー E - 2500A
		48,400	啓愛 K I - H - 059 - A
	C 多軸ヒンジ式		
		21,500	ホスマー P C - 50
		21,500	ホスマー P C - 75
		21,500	ホスマー P C - 100
		11,900	小原 55 C - 031
		11,800	小原 55 C - 032
		8,900	小原 55 C - 041
		8,900	小原 55 C - 042
		11,600	啓愛 K I - H - 024 - 1
		11,600	啓愛 K I - H - 024 - 2
		7,800	啓愛 K I - H - 025 - 1
		6,600	東陽 T - 850 - 1
	D 倍動ヒンジ		
	1 リンク式		
		42,600	ホスマー MA - 200
		11,300	啓愛 K I - H - 026 - 1
	2 歯 車 式		
		27,100	ホスマー MA - 50
		27,100	ホスマー MA - 75
		27,100	ホスマー MA - 100

義 手 用 部 品	肘 継 手	E 能動単軸ブロック式	83,100	ホスマー E-50
			80,800	ホスマー E-50A
			61,500	ホスマー E-50F
			83,900	ホスマー E-200
			79,900	ホスマー E-200A
			83,900	ホスマー E-400
			79,900	ホスマー E-400A
			36,300	ホスマー E-460
			49,500	小原 50C-001
			50,400	啓愛 KI-H-058-A
		F 手動単軸ブロック式 (木製)	33,300	小原 51C-011
			23,800	小原 51C-021
			33,800	啓愛 KI-H-051-1
			24,100	啓愛 KI-H-051-2
			32,500	佐藤 9-1
			24,300	佐藤 9-2
		G 作業用幹部式	66,000	啓愛 KI-H-031
			62,600	啓愛 KI-H-032
	手 継 手	A 面摩擦式	11,700	オットボック 10V18
			12,100	オットボック 10V36
			14,300	ホスマー OW-100
			11,200	ホスマー WE-500
			17,900	ホスマー WE-500S
			24,300	ホスマー WE-500SL
			7,000	小原 46C-011
			7,000	小原 46C-012
			7,000	小原 46C-013
			7,000	小原 46C-021
			5,200	啓愛 KI-H-014-L
			5,200	啓愛 KI-H-014-M
			5,200	啓愛 KI-H-014-S
			3,950	啓愛 KI-H-80
		B 軸摩擦式	14,200	ホスマー OW-75N
			14,200	ホスマー OW-100N

義 手 用 部 品	手 継 手		12,400	ホスマー WE-200N
			12,400	ホスマー WE-300N
			12,400	ホスマー WE-500N
		C 迅速交換式		
			29,800	ホスマー FM-100
			22,400	ホスマー WD-400
			19,300	啓愛 KI-H-100-L
			19,300	啓愛 KI-H-100-M
		D 屈曲式		
			42,600	ホスマー FW-300
			54,100	ホスマー FW-500
		E 作業用幹部式		
			26,100	啓愛 KI-H-033
			9,200	啓愛 KI-H-034
		F 手部コネクタ		
			5,700	オットボック 10A10-40
			6,100	オットボック 10A10-50
			5,300	オットボック 10A13-20
			5,500	オットボック 10A13-50
			4,800	オットボック 10A40
			8,800	オットボック 10A41
			5,500	オットボック 10R6
			4,750	啓愛 KI-H-064
	手 先 具	A 能動ハンド		
			60,700	オットボック 8K-20~8K-23
			83,500	オットボック 8K-24~8K-27
			262,600	ホスマー APR L
			177,900	ホスマー DH
			16,400	啓愛 KI-H-050-1
			31,700	佐藤 7-2
		B 能動フック		
			49,400	ホスマー 5
			56,300	ホスマー 5X
			58,400	ホスマー 5XA
			65,400	ホスマー 7
			48,900	ホスマー 8
			65,100	ホスマー 8X
			50,200	ホスマー 10P
			51,900	ホスマー 10X

義 手 用 部 品	手 先 具		51,900	ホスマー 12P
			58,400	ホスマー 88X
			53,200	ホスマー 99X
			35,700	小原 45C-011
			32,600	小原 45C-012
			32,600	小原 45C-013
			32,100	小原 45C-021
			32,100	小原 45C-022
			32,100	小原 45C-023
			32,100	小原 45C-031
			32,100	小原 45C-032
			32,100	小原 45C-033
			32,600	小原 45C-041
			32,600	小原 45C-042
			32,600	小原 45C-043
			32,100	小原 45C-051
			32,100	小原 45C-052
			32,100	小原 45C-053
			32,400	啓愛 KI-H-012-L
			32,400	啓愛 KI-H-012-M
			32,400	啓愛 KI-H-012-S
			32,400	啓愛 KI-H-013-L
			32,400	啓愛 KI-H-013-M
			32,400	啓愛 KI-H-013-S
	C 裝飾ハンド		16,200	オットボック 8K1
			38,600	オットボック 8K18~8K19
			50,100	ホスマー 56414~56431
			50,100	ホスマー 57712~57717
			47,000	ホスマー 50483~50486
			19,600	啓愛 KI-H-050-2
			66,000	啓愛 KI-H-055RC
			5,200	佐藤 4-8P1
			10,400	佐藤 4-8P2
			15,700	佐藤 4-8P3
			20,900	佐藤 4-8P4
			26,200	佐藤 4-8P5
			23,600	佐藤 5-8P
			46,200	佐藤 5-8S

義 手 用 部 品	手 先 具	D 裝飾手袋 (コスメチックグラブ)		
			21,300	オットボック 8S11
			40,000	オットボック 8S20
			25,600	ビエナトーン MH-67
			25,600	ビエナトーン MH-68
			20,900	ホスマー 56432～56593
			22,600	ホスマー 57727～57771
			22,600	ホスマー 59500～59517
			25,600	ホスマー APRL-G
			25,600	ホスマー DH-G
			29,800	今仙 MEH-21LCG
			29,800	今仙 MEH-21RCG
			29,800	今仙 MEH-22LCG
			29,800	今仙 MEH-22RCG
			13,700	啓愛 KI-H-050-3
			66,000	啓愛 KI-H-050-3RC
			13,700	啓愛 KI-H-052
			17,900	啓愛 KI-H-052-1
			44,000	啓愛 KI-H-052-1SI
			22,600	啓愛 KI-H-052-2
			99,100	啓愛 KI-H-052-2RC-L
			48,900	啓愛 KI-H-052-2SI
			63,400	啓愛 KI-H-052RC
			66,000	啓愛 KI-H-052RCF
			94,400	啓愛 KI-H-052RC-L
			43,800	啓愛 KI-H-052SI
			22,000	啓愛 KI-H-053-1
			15,000	啓愛 KI-H-053-2
			8,100	啓愛 KI-H-053-3
			22,000	啓愛 KI-H-054-1
			16,100	啓愛 KI-H-054-2
			8,100	啓愛 KI-H-054-3
			19,600	啓愛 KI-H-055
			107,400	啓愛 KI-H-055RC-L
			47,800	啓愛 KI-H-055SI
			4,750	啓愛 KI-H-056
			25,600	啓愛 KI-H-056RC
			14,300	啓愛 KI-H-056SI

義 手 用 部 品	手 先 具	47,600	啓愛 K I - H - 70
		114,600	啓愛 K I - H - 70 S I
		51,100	啓愛 K I - H - 70 - 1
		109,500	啓愛 K I - H - 70 - 1 S I
		11,200	啓愛 K I - H - 71
		40,900	啓愛 K I - H - 71 S I
		17,900	啓愛 K I - H - 72
		44,700	啓愛 K I - H - 72 S I
		40,200	啓愛 K I - H - 73
		66,000	啓愛 K I - H - 73 S I
		44,100	啓愛 K I - H - 73 - 1
		68,000	啓愛 K I - H - 73 - 1 S I
		35,000	啓愛 K I - H - 74
		59,900	啓愛 K I - H - 74 S I
		40,500	啓愛 K I - H - 74 - 1
		63,800	啓愛 K I - H - 74 - 1 S I
		17,400	啓愛 K I - H - 75
		41,200	啓愛 K I - H - 75 S I
		28,400	佐藤 1 - 0 X
		21,600	佐藤 1 - 52
		85,200	佐藤 1 - 92
		79,900	佐藤 1 - 93
		45,900	佐藤 2 - 3
		35,300	佐藤 2 - 4
		42,600	佐藤 2 - 452
		25,900	佐藤 2 - 52
		66,900	佐藤 2 - 92
		66,000	佐藤 2 - 93
		39,800	佐藤 3 - 2
		48,800	佐藤 3 - 2 X
		32,100	佐藤 3 - 3
		41,200	佐藤 3 - 3 X
		35,500	佐藤 3 - 452
		20,200	佐藤 3 - 52
		66,000	佐藤 3 - 92
		70,200	佐藤 3 - 92 X
		62,300	佐藤 3 - 93
		66,000	佐藤 3 - 93 X
		21,600	佐藤 4 - 1

義 手 用 部 品	手 先 具	29,800	佐藤 4-1X
		15,700	佐藤 4-2
		24,100	佐藤 4-2X
		8,500	佐藤 4-3
		15,600	佐藤 4-3X
		20,900	佐藤 4-4
		130,700	佐藤 4-45
		28,400	佐藤 4-4X
		14,400	佐藤 4-5
		21,300	佐藤 4-5X
		7,800	佐藤 4-6
		15,600	佐藤 4-6X
		46,600	佐藤 4-91
		52,100	佐藤 4-91X
		40,700	佐藤 4-92
		46,200	佐藤 4-92X
		34,600	佐藤 4-93
		41,900	佐藤 4-93X
		45,900	佐藤 4-94
		52,100	佐藤 4-94X
		42,600	佐藤 4-95
		46,200	佐藤 4-95X
		34,600	佐藤 4-96
		41,900	佐藤 4-96X
		21,600	佐藤 5-2
		31,200	佐藤 5-2X
		16,600	佐藤 5-3
		25,600	佐藤 5-3X
		14,200	佐藤 5-4
		118,600	佐藤 5-40
		21,300	佐藤 5-4X
		21,700	佐藤 5-5
		30,500	佐藤 5-5X
		16,300	佐藤 5-8G
		24,100	佐藤 5-8GX
		45,700	佐藤 5-9
		51,500	佐藤 5-9X
		96,800	佐藤 5-44
		107,700	佐藤 5-44R

義 手 用 部 品	手 先 具		107,700	佐藤 5 - 44W		
			49,300	佐藤 5 - 92		
			56,800	佐藤 5 - 92X		
			4,700	佐藤 6 - 1		
			7,100	佐藤 6 - 1X		
			14,000	佐藤 6 - 91		
			16,300	佐藤 6 - 91X		
			12,900	佐藤 7 - 3		
			18,900	R S L スティーパー C G - S I Z E		
			35,300	R S L スティーパー S G - S I Z E		
			31,700	R S L スティーパー T G - S I Z E		
	E 作業用手先具					
			22,900	ホスマー 56266		
			22,900	ホスマー 56267		
			28,700	啓愛 K I - H - 037 - 1		
			29,400	啓愛 K I - H - 037 - 2		
			29,000	啓愛 K I - H - 057		
			1,850	曲鉤		
			4,600	物押さえ		
			8,500	鎌持ち金具		
			12,600	鍛持ち金具		
	そ の 他	ケ ー ブ ル セ ッ ト		9,500	ホスマー 2250	
				9,500	ホスマー 2251	
				6,900	ホスマー 50444	
				6,800	ホスマー 50445	
				7,200	ホスマー 50446	
				5,900	小原 46C - 100	
			5,900	小原 46C - 200		
			11,400	近畿 K P 1 - 6		
			7,500	啓愛 K I - H - 015 - 1		
			7,500	啓愛 K I - H - 015 - 2		
			26,200	R S L スティーパー N C C B / A E		
			9,200	R S L スティーパー N C C B / B E		
			27,600	R S L スティーパー P C C B / A E		
			10,300	R S L スティーパー P C C B / B E		
			9,600	R S L スティーパー S C C B / A E		
		ハーネス部品		5,700	ホスマー 50114	
				5,700	ホスマー 50115	

義 手 用 部 品	そ の 他	フック用先ゴム		240		
		断 端 袋	A 上 腕 用			価格は、消臭加工処理を施したものを使用する場合における年間の上限額であること。
			B 前 腕 用	3,200		
		ライ ナ ー ロ ッ ク ア ダ プ タ		3,400		
				25,800	カスケイド ICE-AT	
				29,800	カスケイド ICE-ATC	
				25,800	カスケイド ICE-ATS	
				35,000	カスケイド ICE-ATCM	
				34,900	PIメディカル ICE-ATL	
				39,800	PIメディカル ICE-ATPI	
		ライ ナ ー		66,000	オズー COM-SIZE	
				12,300	オズー DIS-SIZE	
				54,700	オズー ICE-SIZE	
義 足 用 部 品	股 継 手	A ヒンジ継手 1 伸展制限付遊動式				
				9,200	小原 31B-021	
				14,500	小原 31B-011	
				14,100	啓愛 KI-SG-H1-1	
				14,100	啓愛 KI-SG-H1-2	
				14,100	啓愛 KI-SG-H1-3	
		B カナディアン式				
				38,900	ホスマー CHJ-100	
				46,800	ホスマー NHJ-100	
				18,400	小原 30B-021	
				21,900	啓愛 KI-BU-B21	
				43,900	啓愛 KI-BU-B106A	
	膝 継 手	A ヒンジ継手 1 大腿遊動式				
				15,200	小原 28B-011	
				15,200	小原 28B-012	
				15,200	小原 28B-013	
				15,100	小原 28B-021	
				15,100	小原 28B-022	
				15,100	小原 28B-023	

義 足 用 部 品	膝 繼 手		12,100	小原 29B-011
			12,100	小原 29B-012
			17,100	小原 29B-021
			17,100	小原 29B-022
			12,100	啓愛 KI-AT-01-L
			14,300	啓愛 KI-SG-A1-L
			13,700	啓愛 KI-SG-A1-M
			13,700	啓愛 KI-SG-A1-S
			15,400	啓愛 KI-SG-A2-L
			15,100	啓愛 KI-SG-A2-M
			14,800	啓愛 KI-SG-A2-S
	2 下腿遊動式			
			13,600	小原 22B-011
			13,600	小原 22B-012
			13,600	小原 22B-013
			15,700	小原 22B-021
			15,700	小原 22B-022
			11,900	小原 23B-001
			11,900	小原 23B-002
			14,300	小原 24B-001
			15,900	小原 25B-001
			15,000	小原 26B-011
			15,000	小原 26B-012
			15,000	小原 26B-021
			11,500	啓愛 KI-AT-02-L
			13,200	啓愛 KI-SG-A5-L
			13,200	啓愛 KI-SG-A5-M
			13,200	啓愛 KI-SG-A5-S
			15,500	啓愛 KI-SG-A6-L
			13,800	啓愛 KI-SG-A6-M
			13,800	啓愛 KI-SG-A6-S
			14,200	啓愛 KI-SG-A9-L
			14,400	啓愛 KI-SG-A10-L
	3 横引き固定式			
			23,400	小原 27B-011
			23,400	小原 27B-012
			24,100	小原 27B-021
			20,700	啓愛 KI-SG-A18-L
			20,700	啓愛 KI-SG-A18-M

義 足 用 部 品	膝 継 手		20,300	啓愛 K I - S G - A18 - S	
			19,000	啓愛 K I - S G - B18 - L	
			19,000	啓愛 K I - S G - B18 - M	
			19,000	啓愛 K I - S G - B18 - S	
			18,600	啓愛 K I - S G - B21 - L	
			18,600	啓愛 K I - S G - B21 - M	
			18,600	啓愛 K I - S G - B21 - S	
	4 前止め固定式				
			51,400	小原 32B - 011	
			51,400	小原 32B - 012	
			51,400	小原 32B - 013	
			52,500	小原 32B - 014	
			54,500	小原 32B - 021	
			54,500	小原 32B - 022	
			55,900	啓愛 K I - B U - B19 - 1	足部が含まれて いること。 足部が含まれて いること。
			60,900	啓愛 K I - B U - B19 - 2	
			55,900	啓愛 K I - B U - B19 - N 1	
			62,400	啓愛 K I - B U - B19 - N 2	
	B 鉄 脚				
			42,800	小原 32B - 031	
	C ブロック継手				
	1 遊 動 式				
			59,700	オットボック 3 P 1	
			43,100	オットボック 3 P 19	
			40,400	オットボック 3 P 21	
			47,400	オットボック 3 P 25	
			64,700	フィラワー V - 100	
			49,600	小原 34B - 011	
			49,600	小原 34B - 012	
			47,200	小原 34B - 020	
			60,000	啓愛 K I - B U - B103	
			55,900	U S M C P 01-3(L, R)0-9L G 0	
			55,900	U S M C P 01-3(L, R)0-9M D 0	
			55,900	U S M C P 01-3(L, R)0-9S M 0	
			42,600	U S M C P 01-3(L, R)0-6010	
			42,600	U S M C P 01-3(L, R)0-6020	
			42,600	U S M C P 01-3(L, R)0-6030	
			42,600	U S M C P 01-3(L, R)0-6040	
			42,600	U S M C P 01-3(L, R)0-6050	

義 足 用 部 品	膝 継 手		42,600	USMC P01-3(L, R)0-6060
			44,700	USMC P01-3(L, R)0-7010
			44,700	USMC P01-3(L, R)0-7020
			44,700	USMC P01-3(L, R)0-7030
			44,700	USMC P01-3(L, R)0-7040
			44,700	USMC P01-3(L, R)0-7050
			44,700	USMC P01-3(L, R)0-7060
		2 固定・遊動切替式		
			60,200	オットボック 3P4
			58,000	小原 34B-031
			58,000	小原 34B-032
			55,400	小原 34B-041
			55,400	小原 34B-042
			62,400	啓愛 KI-BU-B102
	3 安全膝		66,000	オットボック 3P23
			60,200	オットボック 3P24
			54,000	協和 R-101
			64,800	啓愛 KI-BU-B212
	足 部	A 固定足部		
			7,500	小原 42B-030
	B 単軸足部		9,100	啓愛 KI-SG-A31-L
			9,100	啓愛 KI-SG-A31-M
			9,100	啓愛 KI-SG-A31-S
			8,300	啓愛 KI-SG-C1
			32,500	オットボック 1H31
			27,400	オットボック 1H37
			12,000	小原 38B-010
			12,000	小原 38B-020
			15,000	小原 42B-020
			13,900	啓愛 KI-SG-A24-L
			11,100	啓愛 KI-SG-A24-M
			12,800	啓愛 KI-SG-A24-S
			11,300	啓愛 KI-SG-A28
			21,200	啓愛 KI-SG-M50
			31,100	啓愛 KI-SG-M50-N
			20,900	啓愛 KI-SG-M51
			31,100	啓愛 KI-SG-M51-N

義 足 用 部 品	足 部 C 多軸足部	36,900	オットボック 1A12
		27,400	オットボック 1A13
		108,300	HF KF 100
		78,900	HF KF 110
	D SACH足部	36,400	オットボック 1D10
		36,400	オットボック 1D11
		31,500	オットボック 1K10
		18,000	オットボック 1S30
		18,500	オットボック 1S49
		18,500	オットボック 1S64
		18,500	オットボック 1S70
		59,400	オハイオ CC2L
		203,300	スプリングライト L700
		209,800	フレックスフット F・F-WII
		239,400	フレックスフット F・F-WII-SP
		29,000	ベッサ N-100S
		64,700	マインド SCF185
		64,700	マインド SCF195
		61,700	マインド SFH110
		61,700	マインド SFH120
		61,700	マインド SFH130
		63,400	ラボック M1180
		94,400	ラボック X1170
		13,800	小原 41B-010
		14,900	小原 41B-020
		14,800	小原 42B-010
		16,700	啓愛 KI-SG-M52
		29,000	啓愛 KI-SG-M52-N
		21,400	高崎 TG-3001
		59,200	SAFE I
		61,200	SAFE ID
		59,200	SAFE II
		61,200	SAFE IID
		24,000	USMC P01-(L,R)I-2640
		24,000	USMC P01-(L,R)I-2650
		24,000	USMC P01-(L,R)I-2660
		24,000	USMC P01-(L,R)I-2670

義 足	足 部		24,000	USMC P01-(L, R)1-2680	
			24,000	USMC P01-(L, R)1-2690	
			24,000	USMC P01-(L, R)1-2700	
			24,000	USMC P01-(L, R)1-2710	
			24,000	USMC P01-(L, R)1-2720	
	E ドリンガー足部		5,100	小原 42B-040	
			6,300	啓愛 KI-SG-C50	
			6,600	啓愛 KI-SG-C60	
	F 装飾足袋		18,600	佐藤 8-1	
			15,000	佐藤 8-2	
			17,700	啓愛 KI-SG-F2-1	
			14,600	啓愛 KI-SG-F2-2	
			14,600	啓愛 KI-SG-F2-3	
			17,700	啓愛 KI-SG-F3	
用 部	足 部 調 整 用 部 品	バ ン パ ー 1	2,150	カレッジパーク インダストリー FTS-221/FTS-222/FTS-223/FTS-224/FTS-225/FTS-226/FTS-227/FTS-228	
			2,150	カレッジパーク インダストリー FTS-300/FTS-301/FTS-302/FTS-303/FTS-304/FTS-305/FTS-306	
			1,500	カレッジパーク インダストリー FTS-405/FTS-406	
			1,500	カレッジパーク インダストリー FTS-420/FTS-421/FTS-422/FTS-424/FTS-425	
品	そ の 他	吸 着 バ ル ブ	8,000	オットボック 21Y97	
			8,000	オットボック 21Y105	
			14,600	セントリー CTFV-CFS	
			7,400	ラボック M0255	
			6,100	小原 37B-011	
			6,100	小原 37B-021	
			5,500	啓愛 KI-BU-V1	
			5,500	啓愛 KI-BU-V2	
			9,100	USMC P12-310-1000	
			9,100	USMC P12-310-2000	
			9,100	USMC P12-320-1000	
			9,500	USMC P12-320-2000	
		A 股・大腿用	15,600	オットボック 9102	

義 足 用 部 品	そ の 他	懸 垂 ベ ル ト	B 下 腿 用	13,900	センチュリー-22 AKS	
				11,400	アルプス SLE16	
				11,400	アルプス SLE20	
				11,400	アルプス SLE24	
				11,400	アルプス SLE28	
				20,400	オズー FLX/END-SIZE	
				12,600	オズー FLX/BAL-SIZE	
				7,400	オットボック 9101	
				8,800	オットボック 453A2	
				20,400	オハイオ ALS-SIZE	
				4,450	レイブン NKS	
				4,600	レイブン RKS	
		K ウ B エ M ッ J ジ		7,200	フィラワー 1540	
	断 端 袋	A 大 腿 用 B 下 腿 用		5,300		価格は、消臭加工処理を施したものを使用する 場合における年間の上限額であること。
				5,600		
	ラ イ ナ ー ロ ッ ク ア ダ プ タ			34,100	オズー L-211000	
				35,100	オットボック 6A10=T	
				25,800	カスケイド ICE-AT	
				29,800	カスケイド ICE-ATC	
				35,000	カスケイド ICE-ATCM	
				25,800	カスケイド ICE-ATS	
				22,400	フィラワー 125234	
				22,400	フィラワー 125236	
				25,600	マインド SIS740	
				34,900	PIメディカル ICE-ATL	
				39,800	PIメディカル ICE-ATPI	
				34,500	USMC P-35501	
他	ラ イ ナ ー	A ピンアタッチメントなし		34,800	アルプス ELFR20	
				34,800	アルプス ELFR24	
				34,800	アルプス ELFR28	
				27,000	アルプス ELPX20	
				27,000	アルプス ELPX24	
				27,000	アルプス ELPX28	
				66,000	オズー COM/L-SIZE	

義 足 用 部 品	そ の 他	ラ	B ピンアタッチメ ントあり	12,300	オズー DIS-SIZE
				66,000	オハイオ ALC-SIZE
		イ		46,200	USMC P-33624
				46,200	USMC P-33625
				46,200	USMC P-33626
				46,200	USMC P-33627
				46,200	USMC P-33628
				66,000	オズー COM-SIZE
				54,700	オズー ICE-SIZE
				67,200	オズー I-0123-SIZE
				95,000	オズー I-7032-SIZE
				51,900	オットボック 6Y10
				56,400	オットボック 6Y31
		ナ		42,500	フィラワー 125500
				42,500	フィラワー 125504
				42,500	フィラワー 125508
				42,500	フィラワー 125512
				42,500	フィラワー 125516
				42,500	フィラワー 125520
		I		42,500	フィラワー 125522
				65,900	マインド SIS710
				56,100	USMC P-33604
				56,100	USMC P-33605
				56,100	USMC P-33606
				56,100	USMC P-33607
				56,100	USMC P-33608
品	そ の 他 の 部 品	A ベルト付先ゴム		2,450	小原 42B-100
		B SACH用 アングルブロック		2,400	啓愛 KI-SG-C9
				4,550	オットボック 2K34
				22,000	オハイオ CC2-EK
				8,500	フレックスフット F6001A
				8,500	フレックスフット F6002
				27,100	ベッサ N-4411
				12,700	マインド SAB310
				11,400	マインド SAB320

義 足 用 部 品	そ の の の 部 他 品	C	リアルソックス	9,700	マインド SLC300
				19,000	ラボック X1370
				1,650	その他のアングルブロック
				28,500	佐藤 8-3
				28,500	佐藤 8-4
				11,200	佐藤 8-5
				29,000	啓愛 KI-SG-F1
				11,200	啓愛 KI-SG-F2
				51,500	RS L スティーパー SKY-SIZE
			D 先 ゴ ム		
				710	
			E 踵 ゴ ム		
				300	
			F スプリングゴム		
				210	
			G 前止金具		
				2,150	小原 33B-110
				6,400	小原 33B-120
				14,400	啓愛 KI-S-B1
				7,300	啓愛 KI-S-B2
			H サイム用ボルト		
				9,700	マインド SSY300
				3,800	啓愛 AI-7-2
			I ラミネーションポスト		
				5,400	フィラワー 125256
				5,400	フィラワー 125272
			J フットカバー	27,600	カレッジパーク FS01 インダストリー
				22,700	スプリングライト F-SIZE
				22,700	スプリングライト M-SIZE
				7,300	ベッサ N-100F
			K スペクトラソックス	4,200	カレッジパーク FTS-167 インダストリー
			L 除圧パッド	15,100	オズール K-190100

- (注) 1 手部義手の手先具については、芯入りの場合は1本につき570円、マジック取付けの場合は1カ所につき1,700円増しとすること。
- 2 手指義手の手先具については、1本当たりの価格であること。
- 3 フック用先ゴムについては、1本当たりの価格であること。
- 4 股継手部品のうち筋金の価格は1本当たりのものであること。それ以外は一組又はセットの価格であること。

5 使用部品欄の「企業名 番号～番号」で範囲表記したものについては、各部品が同一価格のものであること。

6 断端袋については、年間の上限額の範囲内である限り、必要な枚数を支給することができるものであること。

また、特性・数量にかかわらず、当該額の範囲で一括交付することができること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
	肩 義 手	装 飾 用	4	
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
	肘 義 手		3	
	前 腕 義 手		3	
	手 義 手		3	
	手 部 義 手	装 飾 用	1	
		作 業 用	2	
	手 指 義 手	装 飾 用	1	
		作 業 用	2	
義 足	股 義 足		4	
	大 腿 義 足	常 用	3	
		吸 着 式	5	
		作 業 用	3	
	膝 義 足	常 用	3	
		作 業 用	2	
	下 腿 義 足		2	
	果 義 足		2	
	足根中足義足	鋼板入り	2	
		足 袋 型	1	
	足 指 義 足		1	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料は含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義 肢 - 骨格構造義肢

名称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股義足	カナディアン式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切除用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト(短断端切断用)を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝義足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。	サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。	
(注) 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 2 骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。				

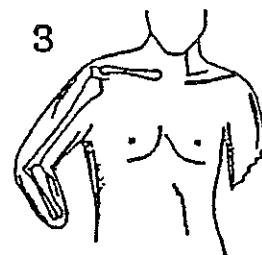
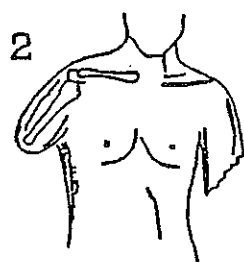
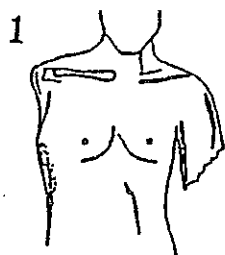
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成 及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組 立 て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮 合 わ せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適 合 検 査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

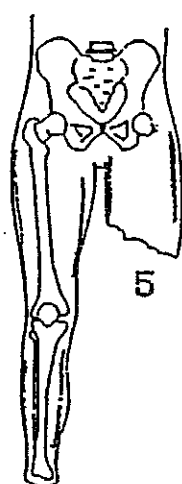
イ 採型区分

~

A 義 手



B 義 足



ウ 基本価格

名称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	30,800	肩甲胸郭間切断用は、12,100円増しとすること。
	A - 2	装 飾 用	32,800	吸着式は、23,800円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	29,100	顎上支持式は、11,900円増しとすること。 スプリット式は、17,900円増しとすること。
義 足 用	B - 1	カナディアン式	79,600	片側骨盤切断用は、16,200円増しとすること。
	B - 2	差 込 式	49,800	短断端切断用キップシャフトは、46,100円増しとすること。 I R Cソケットは、50,000円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	90,300	
		吸 着 式	129,800	
	B - 3	差 込 式	48,300	
		ラ イ ナ ー 式	66,900	
		吸 着 式	106,500	
	B - 4	差 込 式	37,300	大腿支柱付きは、22,000円増しとすること。
		P T B 式	58,000	
		P T S 式	71,900	
		K B M 式	74,300	
	B - 5	差 込 式	39,800	
		有 窓 式	60,000	

(注) 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
2 スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。
3 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、40,800円加算できること。
4 T S Bソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
6 大腿義足及び膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のシリコンライナーを使用した場合は、ライナー式とすること。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	9,950	
		皮 革	8,100	
		熱硬化性樹脂	18,200	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	8,800	
		皮 革	10,700	

義 手 用		熱硬化性樹脂	12,500	
		熱可塑性樹脂	6,050	
義 足 用	A - 3	アルミニウム、セルロイド	7,750	
		皮 革	10,600	
		熱硬化性樹脂	12,200	
		熱可塑性樹脂	4,200	
	B - 1	アルミニウム、セルロイド	19,700	
		熱硬化性樹脂	32,300	
		熱可塑性樹脂	13,500	
	B - 2	木 製	44,000	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	13,100	
		皮 革	17,200	
		熱硬化性樹脂	25,000	
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	13,400	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
		皮 革	22,200	
		熱硬化性樹脂	37,100	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	10,500	エアクッションソケットは、12,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,900円増しとすること。
		皮 革	15,600	
		熱硬化性樹脂	22,700	
		熱可塑性樹脂	11,800	
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	10,900	エアクッションソケットは、11,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,250円増しとすること。
		皮 革	15,900	
		熱硬化性樹脂	21,500	
		熱可塑性樹脂	9,350	

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	
	A - 2	皮 革	3,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
	A - 3	皮 革	3,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	
		皮 革	5,950	

義 足 用	B - 1	軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	
	B - 2	皮 革	4,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,950	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	8,250	
		シ リ コ ー ン	37,500	
	B - 3	皮 革	5,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,100	
		シ リ コ ー ン	40,400	
用	B - 4	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,150	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	7,100	
		シ リ コ ー ン	32,400	
用	B - 5	皮 革	4,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	

(注) 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
3 シリコーンとは、FRP同様にラミネートされたものであり、完成用部品のシリコーンライナーを加えられないこと。

(ウ) 支 持 部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	12,300	
上 腕 義 手 用	9,850	
前 腕 義 手 用	9,700	
股 義 足 用	14,800	
大 腿 義 足 用	14,700	
下 腿 義 足 用	9,700	

(注) 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,000円増しとすること。
2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,400円増しとすること。

(c) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 分	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,200	
		肩たすき一式	9,600	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,000	
		肩たすき一式	9,650	
		8 字ハーネス一式	8,750	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	16,200	
		8 字ハーネス一式	7,050	
9 字ハーネス一式		4,550		
上腕カフ（三頭筋パッド）		4,600		
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	13,600	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	6,600	
		肩 吊 帯	5,750	
		腰 バ ン ド	7,900	
		横 吊 帯	1,450	
		義足用股吊帯	1,900	価格は 1 本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰 バ ン ド	7,900	
		横 吊 帯	2,050	
		大腿もも締め一式	10,300	
		P T B 膝カフ一式	7,900	

(注) 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。

2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。

3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。

4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。

5 下腿義足差込式軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

6 義手用ハーネスは、一式とされているものでも組み合わせができること。

7 能動式に用いられるハーネスで他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができる。

8 義足懸垂用部品は、一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、組み合わせができないこと。

(d) 外 装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	9,750	
上 腕 義 手 用	7,750	
前 腕 義 手 用	6,900	
股 義 足 用	24,500	
大 腿 義 足 用	19,700	
膝 義 足 用	17,600	

下 腿 義 足 用	15,500	
(注) 1 外装はフォームカバーを用いる場合のみ加えること。 2 リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を950円増しとすること。		

オ 完成用部品

区分	名 称	型 式	価 格 円	使 用 部 品	備 考
義 手 用 部 品	肩 継 手	A 屈曲・外転式	42,600	オットボック 12S4	
			42,800	オットボック 12S5	
			50,500	ホスマー 55134	
		B ユニバーサル式	61,000	オットボック 12S7	
	肘 継 手	A 単 軸 式 (単軸固定式)	49,600	オットボック 12R1	
			55,600	オットボック 12R2	
			35,900	オットボック 12R3	
			48,900	オットボック 12R4	
			56,400	ホスマー 55170	
			51,200	小原 47C-011	手継手部品付
			51,200	小原 47C-012	手継手部品付
			48,800	小原 47C-021	手継手部品付
			48,800	小原 47C-022	手継手部品付
			30,700	啓愛 KI-H-061	
			30,700	啓愛 KI-H-062	
	手 継 手	A 面 摩 擦 式	4,750	啓愛 KI-H-065-1	
		B 軸 摩 擦 式	9,500	オットボック 10R1	
			8,900	オットボック 10R2	
			11,900	ホスマー 71983	
		C 手 屈 曲 式	14,700	ホスマー 71988	
		D 手部コネクタ	4,750	啓愛 KI-H-064	
	義手調整用部品	ソケットアダプター	17,300	ホスマー 55132	
		チェーン	17,300	ホスマー 55573	

義 手 用 部 品	手 先 具	A 装飾ハンド	28,300	オットボック 8S7~8S9	
			38,600	オットボック 8K18~8K19	
			51,100	ホスマー 56414~56431	
			47,000	ホスマー 50483~50486	
			23,600	佐藤 5-8P	
			46,200	佐藤 5-8S	
		B 手 袋 (コスメチックグラブ)	21,300	オットボック 8S4~8S6	
			20,900	ホスマー 56432~56593	
			66,000	啓愛 KI-H-050-3RC	
			63,400	啓愛 KI-H-052RC	
			94,400	啓愛 KI-H-052RC-L	
			66,000	啓愛 KI-H-052RCF	
			17,900	啓愛 KI-H-052-1	
			44,000	啓愛 KI-H-052-1SI	
			22,600	啓愛 KI-H-052-2	
			99,100	啓愛 KI-H-052-2RC-L	
			48,900	啓愛 KI-H-052-2SI	
			66,000	啓愛 KI-H-055RC	
			105,300	啓愛 KI-H-055RC-L	
			25,600	啓愛 KI-H-056RC	
			17,900	啓愛 KI-H-72	
			40,200	啓愛 KI-H-73	
			66,000	啓愛 KI-H-73SI	
			44,100	啓愛 KI-H-73-1	
			68,000	啓愛 KI-H-73-1SI	
			35,000	啓愛 KI-H-074	
			59,900	啓愛 KI-H-074SI	
			40,600	啓愛 KI-H-074-1	
			63,800	啓愛 KI-H-074-1SI	
			45,900	佐藤 2-3	
			35,300	佐藤 2-4	
			42,600	佐藤 2-452	
			41,100	佐藤 3-2	
			48,800	佐藤 3-2X	
			32,100	佐藤 3-3	
			41,200	佐藤 3-3X	

義 手 用 部 品	手 先 具		35,500	佐藤 3-452	
			70,200	佐藤 3-92X	
			66,000	佐藤 3-93X	
			21,600	佐藤 5-2	
			16,600	佐藤 5-3	
			14,200	佐藤 5-4	
			21,700	佐藤 5-5	
			31,200	佐藤 5-2X	
			25,600	佐藤 5-3X	
			21,300	佐藤 5-4X	
			96,800	佐藤 5-44	
			107,700	佐藤 5-44W	
			30,500	佐藤 5-5X	
			16,100	佐藤 5-8G	
			24,100	佐藤 5-8GX	
			45,700	佐藤 5-9	
			51,500	佐藤 5-9X	
			56,800	佐藤 5-92X	
外	装	部品	2,250	オットボック 13R9	
			3,500	ホスマー 56758	
		部品	8,500	オットボック 15K1	ストッキネット付
			8,700	オットボック 15K2	ストッキネット付
		部品	12,200	オットボック 15K3	ストッキネット付
			17,500	ホスマー 56217	ストッキネット付
		部品	13,600	ホスマー 56886	ストッキネット付
			5,200	その他のフォームカバー	ストッキネット付
断	端	袋	A 上腕用		価格は、消臭加工 処理を施したもの を使用する場合に おける年間の上限 額であること。
			B 前腕用		
そ	の	部品	3,200		
			3,400		
他		部品	5,700	ホスマー 50114	
			5,700	ホスマー 50115	
		部品	25,800	カスケイド ICE-AT	
			29,800	カスケイド ICE-ATC	
		部品	35,000	カスケイド ICE-ATCM	
			25,800	カスケイド ICE-ATS	
		部品	34,900	PIメディカル ICE-ATL	

義 足 用 部 品	膝 継 手		80,800	ホスマー 60822
			93,900	ホスマー 60823
			59,500	ラボック M0706
			58,200	ラボック M0716
			260,200	ラボック M0760
			260,200	ラボック S L0760
			47,400	高崎 T G1002
			46,300	高崎 T G1003
			43,500	HRC 100
			612,500	USMC P3027A
	2 ロック式		76,500	オットボック 3R17
			132,700	オットボック 3R39
			50,200	オットボック 3R40
			185,700	ブラッチフォード 019355
			49,900	ベッサ U-754B
			82,000	ベッサ U-10400
			73,300	ホスマー 60471
			60,300	ラボック M0726
			60,300	ラボック M0728
			59,400	ラボック S L0701
			84,700	ラボック S L0710
			122,200	ラボック S L0720-A
			66,600	小原 34S-050
			67,000	啓愛 A3-1-1
			59,500	啓愛 A3-1-2
			76,700	啓愛 A3-2-1
			73,200	啓愛 A3-2-2
			69,500	高崎 T G1005
			66,000	高崎 T G1013
			64,600	高崎 T G1014
			48,000	高崎 T G1023
			66,700	徳林 TK-1C1
	B 安全膝		63,800	オットボック 3R15
			147,600	オットボック 3R49
			347,300	ナブコ NI-C111
			341,500	ナブコ NI-C111 t
			364,800	ナブコ NI-C112

義 足 用 部 品	膝 継 手		288,000	ナブコ NK-1	
			84,700	フィラワー 124200	
			379,900	ブラッチフォード 019161	
			331,300	ブラッチフォード 019162	
			377,300	ブラッチフォード 019168E	
			677,700	ブラッチフォード 019169	
			379,900	ブラッチフォード 019171	
			331,300	ブラッチフォード 019172	
			82,500	ベッサ U-9809	
			84,700	ベッサ U-10170	
			122,200	ベッサ U-10426	
			84,600	ホスマー 60775	
			102,900	ホスマー 60785	
			127,000	ホスマー 60794	
			75,500	ラボック M0736	
			278,300	ラボック M0770	
			72,500	協和 RC 3-16	
			73,700	協和 RI 3-16	
			80,200	啓愛 A1-1	
			75,800	啓愛 A1-2	
			71,800	啓愛 A1-2-N	
			94,400	啓愛 A2-1	
			88,000	啓愛 A2-2	
			79,100	高崎 TG1011	
			191,300	HF K-5	
			79,300	USMC 15126	
	C 多 軸 膝 1 遊 動 式		94,400	オットボック 3R20	
			146,400	オットボック 3R21	
			158,500	オットボック 3R36	
			319,500	オットボック 3R46	
			332,500	オットボック 3R55	
			442,500	オットボック 3R60	
			372,500	オットボック 3R60=1	
			342,500	オットボック 3R70	チューブ付
			281,900	オットボック 3R72	チューブ付
			342,500	オットボック 3R72=1	チューブ付
			242,000	オットボック 3R105=1	チューブ付

義 足 用 部 品	膝 継 手		242,000	オットボック 3R106=1	チューブ付
			233,300	センチュリー22 TK-1100	
			251,800	センチュリー22 TK-1900	
			363,400	センチュリー22 TK2000	
			632,500	センチュリー22 TK2100	
			349,700	ナブコ NI-C411	
			360,600	ナブコ NI-C412	
			349,700	ナブコ NI-C414	
			381,200	ブラッチフォード 019136	
			152,200	ブラッチフォード 019245	
			73,100	ベッサ U-704B	
			149,600	ラボック M0750-A	
			149,600	ラボック M0755-A	
			91,000	啓愛 A2-10	
			76,000	啓愛 A2-10-1	
			66,000	啓愛 A2-10-2	
			94,800	高崎 TG1006	
			112,300	高崎 TG1008	
			165,300	高崎 TG1009	
			126,900	高崎 TG1017	
			136,200	高崎 TG1027	
			181,600	徳林 TGK-4000	
			300,000	徳林 TGK-4P00	
			291,300	徳林 TGK-4P01P	
			316,400	徳林 TGK-4P10	
			312,100	徳林 TGK-5PS0	
			74,300	徳林 TK-4000S	
			91,600	徳林 TK-40C	
			140,900	徳林 TK-4P00S	
			612,500	徳林 TGK-5PS0IC	
		2 ロック式	160,900	オットボック 3R23	
			81,100	ベッサ U-1016B	
			139,800	ベッサ U-10387	
			113,700	高崎 TG1037	
	足 継 手	A 固 定 式 (SACH足用)	15,900	オズー 2086	

義 足 用 部 品	足 継 手	6,700	オットボック 2R8
		16,500	オットボック 2R31
		13,900	オットボック 2R40=1及び 2R40=2
		15,200	オットボック 2R54
		12,700	オハイオ CC2L-TAJ
		50,200	スプリングライト PD-010
		15,900	センチュリー-22 TK-1186
		9,800	バウアーファインド G-025-M10
		16,300	ビー・オー・テック POTE SA-1
		12,800	フィラワー 124160
		14,200	ブラッチフォード 400025
		23,000	ブラッチフォード 409014
		25,600	ブラッチフォード 409015-A
		13,100	ブラッチフォード 409021
		13,600	ブラッチフォード 409022
		14,200	ブラッチフォード 409023
		17,500	ブラッチフォード 409026
		14,500	フレックスフット F7703-1
		18,900	フレックスフット F7703-2
		10,700	ベッサ U-708B
		29,800	ベッサ U-711B
		10,700	ベッサ U-1041
		19,600	ホスマー 60273
		8,800	ホスマー 60405
		21,200	マインド SCA240
		9,200	マインド SCA280
		15,600	マインド SCA241
		21,200	マインド SCA242
		7,100	ラボック M1300
		5,700	ラボック M1305
		8,000	ラボック M1308
		6,300	協和 RE-20
		18,700	啓愛 A1-4
		18,700	啓愛 A1-13
		5,700	高崎 TG2075
		5,700	高崎 TG2075S
		6,700	高崎 TG3023
		10,900	徳林 TAC-00
		13,500	USMC 15100M

義 足 用 部 品	足 継 手	B 遊 動 式		
		1 単軸足用		
			13,300	オットボック 2R10
			39,700	オットボック 2R33
			30,100	オットボック 2R51
			33,700	ベッサ U-752B
			23,100	ベッサ U-753B
			52,500	ベッサ U-10384
			52,500	ベッサ U-10385
			28,100	ラボック M1002
			28,100	ラボック M1005
			17,400	ラボック M1011
			67,200	ラボック M1030-A
			67,200	ラボック M1035
			67,000	ラボック M1040
			101,500	ラボック M1050-A
			60,700	ラボック S L1010-A
			19,500	啓愛 A1-5
			33,900	啓愛 A2-5
			28,200	啓愛 A2-5-A L
			53,500	啓愛 A2-5-T I
			5,700	高崎 T G2065
			5,700	高崎 T G2065 S
			27,900	高崎 T G3025
			23,300	高崎 T G3026
		2 多軸足用		
			24,900	オットボック 2R11
			34,800	ブラッチフォード 379242 ~379244
			21,500	ブラッチフォード 379536
			21,500	ブラッチフォード 379538
			21,500	ブラッチフォード 379540
			34,800	ブラッチフォード 409120 ~409123
			34,800	ブラッチフォード 409125 ~409127
			23,400	ブラッチフォード 409214 ~409216
			122,200	マインド S C S200 S1
			122,200	マインド S C S200 S2
			122,200	マインド S C S200 S3
			69,000	ラボック M1025
			69,000	ラボック S L1020

義 足 用 部 品	義 足 調 整	C 多軸足部	63,600	USMC P31800	
			75,300	HF F9	
			27,500	HF LF9	
	ブ ロ ッ ク		9,200	オットボック 5R1	
			6,700	オットボック 5R9	
			7,100	オハイオ OWW-700-200	
			7,100	オハイオ OWW-700-250	
			9,900	センチュリー22 TK-1130	
			3,830	フィラワー 124109	
			83,500	ブラッチフォード 189113	
			10,700	ホスマー 60267	
			10,100	マインド SLB210	
			10,100	マインド SLB220	
			10,100	マインド SLB230	
			9,900	マインド SLB240	
			6,200	協和 RA1	
			10,700	啓愛 A1-11	
			3,700	高崎 TG2113	
			4,800	徳林 TWB-C	
			7,500	徳林 TWB-4	
			13,600	HRC 101	
	コ ネ ク タ		5,100	アルプス UMP-496	
			66,000	オズー 2054-4	
			17,400	オズー ICEX-PCK	
			8,400	オットボック 4R22	
			7,400	オットボック 4R23	
			19,500	オットボック 4R37	
			29,700	オットボック 4R41	
			17,400	オットボック 4R42	
			29,800	オットボック 4R51	
			14,100	オットボック 4R54	
			19,900	オットボック 4R55	
			16,500	オットボック 4R60	
			10,900	オットボック 4R63	
			17,800	オットボック 4R68	
			32,200	オットボック 4R72=32	
			32,200	オットボック 4R72=45	
			33,500	オットボック 4R72=60	

義	義	コ	33,900	オットボック 4R72=75
			18,700	オットボック 4R73=A
足	足	ネ	18,700	オットボック 4R73=D
			11,400	オットボック 4R74
用	調	ク	27,300	オットボック 4R77
			25,000	オットボック 4R84
部	整	タ	25,800	オットボック 4R89
			12,200	オットボック 4R95
品	用	品	24,700	オットボック 4R100
			42,400	オットボック 4R103
			42,900	オットボック 4R104=60
			43,000	オットボック 4R104=75
			16,900	オットボック 5R6=1
			16,900	オットボック 5R6=2
			16,900	オットボック 5R6=3
			25,600	オハイオ OWW-228032
			25,600	オハイオ OWW-228045
			25,600	オハイオ OWW-228060
			25,600	オハイオ OWW-228075
			39,500	オハイオ OWW-700-S P471
			31,200	スプリングライト BK-F
			3,550	スプリングライト PD14
			3,550	スプリングライト PO14
			21,500	センチュリー22 TK-1125
			11,400	センチュリー22 TK-1155
			17,500	センチュリー22 TK-1157
			17,500	センチュリー22 TK-1160
			17,900	センチュリー22 TK-1187
			21,500	センチュリー22 TK-2025
			12,600	センチュリー22 TK-2035
			15,100	センチュリー22 TK-2035L
			11,400	センチュリー22 TK-2055
			17,500	センチュリー22 TK-2060
			30,200	センチュリー22 TK-2065
			17,000	ナブコ N-J 201
			15,300	ナブコ N-S 201
			32,400	ナブコ N-D112-32
			33,100	ナブコ N-D112-45
			33,700	ナブコ N-D112-60

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	コ ネ ク タ	34,100	ナブコ N-D112-75
			47,500	ナブコ N-D231
			14,300	バウアーファインド G-018S
			23,400	ピー・オー・テック POTECH DA-1
			12,100	フィラワー 124105
			8,500	フィラワー 124106
			13,600	フィラワー 124107
			13,300	フィラワー 124108
			15,600	フィラワー 124114
			50,200	フィラワー 124140
			44,900	フィラワー 124141
			43,600	フィラワー 124142
			46,200	フィラワー 124143
			9,900	フィラワー 124180
			9,900	フィラワー 124181
			9,900	フィラワー 125298
			30,200	ブラッチフォード 019145
			22,200	ブラッチフォード 019814
			22,200	ブラッチフォード 019914
			21,100	ブラッチフォード 189110
			40,500	ブラッチフォード 189117
			42,200	ブラッチフォード 189118
			42,200	ブラッチフォード 189119
			45,400	ブラッチフォード 189224
			14,100	ブラッチフォード 189226
			13,000	ブラッチフォード 189310
			7,200	ブラッチフォード 189805
			20,300	ブラッチフォード 189806
			8,400	ブラッチフォード 189807
			8,700	ブラッチフォード 189808
			14,100	ブラッチフォード 189906
			7,900	ブラッチフォード 189907
			9,600	ブラッチフォード 339140
			36,800	ブラッチフォード 339240
			11,500	ブラッチフォード 339301
			10,100	ブラッチフォード 339501
			10,100	ブラッチフォード 409012
			27,000	ブラッチフォード 409041
			28,100	ブラッチフォード 409042

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	コ ネ ク タ	96,600	フレックスフット 0731
			58,500	フレックスフット 7693
			27,700	フレックスフット F7707-1
			28,800	フレックスフット F7707-2
			31,100	フレックスフット F7707-3
			30,000	フレックスフット F7708-1
			31,100	フレックスフット F7708-2
			45,400	フレックスフット F7708-3
			14,900	ベッサ 22194
			22,400	ベッサ N-4400
			10,500	ベッサ N-4401
			5,600	ベッサ U-709G
			6,500	ベッサ U-715G
			5,400	ベッサ U-719GB
			5,400	ベッサ U-719GC
			6,200	ベッサ U-723
			5,200	ベッサ U-1019
			5,600	ベッサ U-8545
			18,800	ベッサ U-8676
			30,400	ベッサ U-9109
			8,300	ベッサ U-9502
			14,200	ベッサ U-9782
			15,900	ベッサ U-9989
			15,900	ベッサ U-9990
			29,100	ベッサ U-10311
			29,100	ベッサ U-10314
			21,300	ベッサ U-10316
			28,500	ベッサ U-10332
			28,500	ベッサ U-10333
			33,100	ベッサ U-10424
			13,300	ベッサ U-10432
			13,300	ベッサ U-10433
			19,600	ホスマー 60254
			19,600	ホスマー 60293
			39,900	ホスマー 60306
			27,800	ホスマー 60312
			14,100	ホスマー 60324
			17,500	ホスマー 60325
			10,900	ホスマー 60416

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	コ ネ ク タ	17,800	ホスマー	60435
			40,600	ホスマー	60439
			41,500	ホスマー	60440
			41,700	ホスマー	60441
			14,800	ホスマー	60457
			23,600	ホスマー	60544
			36,400	ホスマー	60576
			22,400	ホスマー	60950
			20,900	ホスマー	60951
			22,400	ホスマー	60952
			20,900	ホスマー	60953
			20,900	ホスマー	60955
			20,900	ホスマー	60956
			21,300	マインド	S C A 210
			4,250	マインド	S C A 211
			28,400	マインド	S C A 214
			42,300	マインド	S C A 215
			29,800	マインド	S C A 216
			27,000	マインド	S C A 221
			27,700	マインド	S C A 222
			31,200	マインド	S C A 223
			32,700	マインド	S C A 224
			24,700	マインド	S C A 233
			14,900	マインド	S C A 260
			16,300	マインド	S C A 290
			6,100	マインド	S F S 210
			6,400	マインド	S F S 220
			6,800	マインド	S F S 221
			9,700	マインド	S L C 300
			31,200	マインド	S S A 210
			6,200	マインド	S S A 230
			14,700	ラボック	M0105
			9,500	ラボック	M0205
			9,500	ラボック	M0206
			22,700	ラボック	M0207
			9,500	ラボック	M0215
			14,200	ラボック	M0218
			9,500	ラボック	M0225
			9,200	ラボック	M0226

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	コ ネ ク タ	15,000	ラボック M0270
			14,200	ラボック M0272
			4,850	ラボック M0275
			9,500	ラボック M0280
			23,100	ラボック M0285
			7,700	ラボック M0306
			6,400	ラボック M0310
			1,800	ラボック M0320
			5,400	ラボック M0328
			11,400	ラボック M0451
			15,600	ラボック M0452
			17,800	ラボック M0462
			2,450	ラボック M0500
			5,100	ラボック M0501~M0505
			9,500	ラボック M0515
			93,300	ラボック S L 0250
			3,400	協和 R B 2
			13,500	協和 R H 1-2
			9,100	啓愛 A 1-11-1
			9,100	啓愛 A 1-11-2
			14,900	啓愛 A 1-11-3
			15,100	啓愛 A 1-11-4
			37,500	啓愛 K I-01-0059
			32,900	啓愛 K I-01-0060
			37,500	啓愛 K I-01-0061
			32,900	啓愛 K I-01-0062
			40,300	啓愛 K I-01-0063
			35,800	啓愛 K I-01-0064
			40,300	啓愛 K I-01-0065
			35,800	啓愛 K I-01-0066
			3,450	高崎 T G 2011
			4,700	高崎 T G 2012
			3,400	高崎 T G 2013
			5,900	高崎 T G 2022
			5,800	高崎 T G 2025
			5,700	高崎 T G 2025 S
			6,800	高崎 T G 2026
			6,800	高崎 T G 2026 S
			25,200	高崎 T G 2030

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	コ ネ ク タ チ ユ ー ブ	18,500	USMC 15105M	
			20,900	USMC 15107M	
			20,900	USMC 15108M	
			18,500	USMC 15109	
			17,300	USMC 15113	
			35,100	USMC 15122M	
			17,900	USMC 15130M	
			13,100	USMC 15140	
			13,100	USMC 15141	
			17,300	USMC 15143	
			55,600	USMC P32200	
			55,600	USMC P32201	
			55,600	USMC P32202	
			55,600	USMC P32203	
			1,300	その他のソケット固定バンド	
			1,200	その他のTC型ソケット取付金具	
			8,100	オズー 2080-AK	
			19,500	オズー 2081-AK	
			12,500	オットボック 2R2	
			13,100	オットボック 2R3	
			21,400	オットボック 2R37	
			22,600	オットボック 2R38	
			14,600	オットボック 2R41=1及び2R41=2	
			16,800	オットボック 2R48	
			21,600	オットボック 2R49	
			19,300	オットボック 2R50	
			27,000	オットボック 2R57	
			51,100	スプリングライト ET020	
			60,600	スプリングライト ET030	
			23,000	スプリングライト P018	
			25,600	スプリングライト P018-1	
			4,750	センチュリー-22 TK-1180	
			17,900	センチュリー-22 TK-1181	
			1,700	ナブコ N-P111	
			14,900	ナブコ N-P112	
			2,000	ナブコ N-P121	
			2,550	ナブコ N-P135	
			22,700	ナブコ N-P221	
			14,900	ナブコ N-P233	

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	チ ュ ー ブ	21,300	ビー・オー・テック POTEC TA-1
			23,000	フィラワー 124119
			15,600	フィラワー 124121
			16,300	フィラワー 124127
			23,400	フィラワー 124137
			1,850	フィラワー 125030
			2,150	フィラワー 125032
			6,800	フィラワー 238024
			40,300	ブラッチフォード 019231
			8,100	ブラッチフォード 330129
			13,800	ブラッチフォード 330130
			12,700	ブラッチフォード 409037
			12,700	ブラッチフォード 409038
			120,400	ブラッチフォード 409150
			52,800	フレックスフット 1725
			7,700	フレックスフット F7110-9
			9,700	フレックスフット F7110-11
			12,600	フレックスフット F7110-15
			9,700	フレックスフット F7112-9
			11,600	フレックスフット F7112-11
			15,600	フレックスフット F7112-15
			17,600	フレックスフット F7114-9
			18,900	フレックスフット F7114-11
			22,000	フレックスフット F7114-15
			24,100	フレックスフット F7115-9
			26,700	フレックスフット F7115-11
			31,100	フレックスフット F7115-15
			16,000	フレックスフット F7116-11
			17,800	フレックスフット F7116-15
			20,000	フレックスフット F7117-11
			21,600	フレックスフット F7117-15
			107,700	フレックスフット F7800
			3,850	ベッサ U-712
			7,600	ベッサ U-751
			3,850	ベッサ U-862
			20,900	ベッサ U-9556
			14,200	ベッサ U-9663
			8,000	ベッサ U-9664
			5,700	ベッサ U-9665

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	チ ユ I ブ	20,700	ベッサ U-10264
			12,600	ベッサ U-10265
			28,500	ホスマー 60245
			28,100	ホスマー 60246
			17,000	ホスマー 60429
			16,600	ホスマー 60430
			9,700	ホスマー 60550
			40,900	ホスマー 60558
			19,900	マインド S P A200-B
			22,700	マインド S P A200-F
			25,600	マインド S P A200-M
			3,400	マインド S P A200-P
			285,600	マインド S R S200
			301,300	マインド S R S201
			36,600	マインド S S L250-AX
			42,300	マインド S S L250-BX
			25,300	マインド S S L250-PX
			22,700	マインド S S L260-B1
			22,700	マインド S S L260-B2
			22,700	マインド S S L260-B3
			38,400	マインド S A S210
			6,000	ラボック M0330
			14,200	ラボック M0463
			7,200	ラボック M0520
			16,000	ラボック M0530
			2,250	ラボック M0800
			3,400	ラボック M0801
			11,000	ラボック M0850
			20,700	ラボック S L0810
			34,500	ラボック S L0811
			25,600	ラボック M0333
			44,900	ラボック M0860
			900	啓愛 A1-12-1
			1,750	啓愛 A1-12-2
			2,250	高崎 T G2018
			3,000	高崎 T G2019
			2,300	高崎 T G2020
			2,250	高崎 T G2119
			7,200	徳林 T P S-MT

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	チ ュ ー ブ	2,100 20,700 2,800 3,000 2,400 6,900 20,900	徳林 TTC-15 徳林 TTG-14 徳林 TTT-17 HF P250 HF SP250 HRC 104 USMC 15118M	
		ク ラ ン プ ア ダ ブ タ	16,200 43,600 11,100 29,700 35,500 14,800 25,100 33,100 38,600 32,700 8,400 19,900 33,200 16,700 12,400 29,800 15,100 27,000 11,600 11,900 12,800 11,900 10,000 12,400 12,400 49,100 35,800 18,900 16,000 18,900 16,500 15,200	オズー 2082 オズー ICE-OS オットボック 4R21 オットボック 4R52 オットボック 4R56 オットボック 4R66 オットボック 4R69 オットボック 4R82 オットボック 4R88 オットボック 4R98 オハイオ OWW-130030 オハイオ OWW-220030 センチュリー-22 TK-046A センチュリー-22 TK-1182 ナブコ N-D111 ナブコ N-D222 パワーファインド G-017 ビー・オー・テック POTECA-1 フィラワー 124170 フィラワー 125101 フィラワー 125106 ブラッチフォード 339201 ブラッチフォード 339401 ブラッチフォード 409028 ブラッチフォード 409030 フレックスフット F0726 フレックスフット F0784 フレックスフット F7028 フレックスフット F7029 フレックスフット F7030 ベッサ U-710B ベッサ U-710B-5	

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	ク ラ ン プ ア ダ プ タ	10,000	ベッサ U-750
			10,000	ベッサ U-755
			5,700	ベッサ U-770NA
			5,700	ベッサ U-770NB
			25,600	ベッサ U-810B-5
			22,000	ベッサ U-10251
			29,400	ベッサ U-10423
			32,200	ホスマー 60247
			15,200	ホスマー 60400
			22,400	ホスマー 60954
			35,500	マインド SCA220
			28,700	マインド SCA225
			24,700	マインド SCA232
			16,000	マインド SCA270
			26,400	マインド SCA292
			7,700	ラボック M0405
			23,800	ラボック M0461
			26,300	ラボック M0468
			5,800	ラボック M0900
			7,100	ラボック M0905
			24,400	ラボック M0412
			18,300	啓愛 A1-3
			17,800	高崎 TG2005
			15,700	高崎 TG2005S
			7,400	高崎 TG2006
			7,400	高崎 TG2006S
			9,700	高崎 TG2016
			9,700	高崎 TG2016S
			3,300	高崎 TG2086
			3,300	高崎 TG2086S
			2,200	高崎 TG3024
			7,200	徳林 TBC-0
			19,300	徳林 TPS-FA
			20,100	徳林 TPS-FC
			10,100	HF A9
			19,300	USMC 15101M
			28,000	USMC 15124M
			69,700	オットボック 4R57
			64,100	ブラッチフォード 189123

義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	タ ー ン テ ー ブ ル	34,900	ベッサ U-1053B				
			64,700	ベッサ U-1053C				
			99,600	ホスマー 60762				
			64,100	ラボック M0620				
			52,500	ラボック M0630				
			66,000	ラボック M0680				
			23,900	啓愛 A2-12				
			23,900	啓愛 A2-12-1				
			31,400	啓愛 A2-13				
			31,800	高崎 TG2014				
			28,000	徳林 TKR-01				
			29,400	HRC 113				
義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	ト ソ ル ク ア バ ブ	63,200	オットボック 4R39				
			50,000	オットボック 4R40				
			56,400	オットボック 4R85				
			53,300	オットボック 4R86				
			58,800	ブラッチフォード 409130				
			46,100	ラボック M0660				
			義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	伸 展 屈 曲 装 置	10,500	オットボック 21B30	
						6,700	センチュリー22 TK-1145	
						18,400	センチュリー22 TK-1150	
						18,400	センチュリー22 TK-1151	
						18,400	センチュリー22 TK-1170	
						6,700	センチュリー22 TK-2045	
18,400	センチュリー22 TK-2050							
18,400	センチュリー22 TK-2051							
18,400	センチュリー22 TK-2070							
5,100	協和 RD17-19							
2,250	協和 RF21							
2,500	協和 RG22							
義 足 用 部 品	義 足 調 整 用 部 品	伸 展 屈 曲 装 置	1,950	啓愛 A1-1-1				
			2,050	啓愛 A1-1-2				
			1,550	高崎 TG2017				
			43,900	HRC 106				
			足 部	A SACH足部	229,900	オットボック 1C40		
					36,400	オットボック 1D10		
					36,400	オットボック 1D11		
					82,300	オットボック 1D25		

義	足	部	31,500	オットボック 1K10	
			18,000	オットボック 1S30	
足			18,500	オットボック 1S64	
			18,500	オットボック 1S66	
			18,500	オットボック 1S70	
			350,500	オットボック DP	
			350,500	オットボック LMX	
			59,400	オハイオ CC2L	
			512,500	オハイオ PFDR-SIZE	
			331,500	スプリングライト PD-011	
			331,500	スプリングライト SPII	
			346,500	スプリングライト SPIGOLD	
			251,700	フレックスフット F・F-ALX	
			314,600	フレックスフット F・F-LPS	
用			341,800	フレックスフット F・F-LPS-SP	
			302,900	フレックスフット F・F-MII	
			329,900	フレックスフット F・F-MIII-SP	
			585,600	フレックスフット F・F-RE-SP	
			314,600	フレックスフット F・F-S	
			259,200	フレックスフット F・F-VARI	
			288,800	フレックスフット F・F-VARI-SP	
			200,900	フレックスフット F・F-WII	
			217,700	フレックスフット F・F-WII-SP	
			87,100	フレックスフット SFIII	
部			30,000	ベッサ N-100A	
			29,000	ベッサ N-100S	
			16,900	ベッサ R-203G	
			16,900	ベッサ R-606G	
			37,200	ベッサ TRUESTEPSYMES	
			37,200	ベッサ TRUESTEP25	
品			42,600	ベッサ TRUESTEP30	
			64,700	マインド SCF185	
			64,700	マインド SCF195	
			61,700	マインド SFH110	
			61,700	マインド SFH120	
			61,700	マインド SFH130	
			39,600	マインド SNF150	
			94,400	ラボック M1170	
			63,400	ラボック M1180	

義 足 用 部 品	足 部	33,100	啓愛 03-0212~03-0235
		16,400	啓愛 A1-7
		26,100	啓愛 A1-7-N
		21,400	高崎 TG-3001
		14,200	高崎 TG3021
		59,200	SAFE I
		61,200	SAFE ID
		59,200	SAFE II
		61,200	SAFE IID
		17,600	HRC 105
	B 単軸足部	13,800	その他のSACH足部
		23,000	オットボック 1H38
		230,500	センチュリー22 TC-8000
		230,500	センチュリー22 TC-8001
		19,700	ベッサ T-438G
		17,200	ラボック M1100
		29,200	ラボック M1150
		17,500	啓愛 A1-8
		27,500	啓愛 A1-8-N
		15,900	啓愛 A2-8
		18,400	高崎 TG3022
	C 多軸足部	27,000	オットボック 1A13
		66,000	オットボック 1A30
		66,000	オットボック 1M1
		326,700	スプリングライト L502
		142,700	ブラッチフォード 509127 ~509134
		42,900	ブラッチフォード 519119 ~519136
		42,900	ブラッチフォード 519141 ~519148
		63,700	ブラッチフォード 529120 ~529137
		40,900	フレックスフット F0176
		296,500	マインド SVF175
		45,900	HF F1
	D サイム用足部	257,700	スプリングライト L501
		239,600	スプリングライト L601

義 足 用 部 品			20,200	ラボック M1112
			20,200	ラボック M1113
			17,300	啓愛 A1-7-1
	足 部 調 整 用 部 品	バ ン パ ー ル	2,150	カレッジパーク FTS-221/FTS-222/ インダストリー FTS-223/FTS-224/ FTS-225/FTS-226/ FTS-227/FTS-228/
			2,150	カレッジパーク FTS-300/FTS-301/ インダストリー FTS-302/FTS-303/ FTS-304/FTS-305/ FTS-306
			1,500	カレッジパーク FTS-405/FTS-406 インダストリー
			1,500	カレッジパーク FTS-420/FTS-421/ インダストリー FTS-422/FTS-424/ FTS-425
			1,800	ブラッチフォード 409002 ~409004
			2,150	ブラッチフォード 409007 ~409009
			510	ベッサ R-071G
			470	ベッサ R-082G
			4,600	ラボック M10-005
			4,600	ラボック M10-006
			4,600	ラボック M10-007
			4,600	ラボック M10-008
			1,250	ラボック M10-013
			1,250	ラボック M10-014
			1,250	ラボック M10-015
			1,250	ラボック M10-016
			1,150	ラボック M10-050
			1,150	ラボック M10-060
			1,150	ラボック M10-070
			1,150	ラボック M10-080
			2,550	ラボック M10-093
			2,550	ラボック M10-094
			2,550	ラボック M10-095
			2,550	ラボック S L10-010
			3,550	ラボック S L10-020
			2,150	ラボック S L10-040
			2,150	ラボック S L10-050
			2,150	ラボック S L10-060
			3,550	ラボック S L10-100
			3,550	ラボック S L10-110
			3,100	ラボック S L10-140

義	足部調整用部品	パンパ ー		3,100	ラボック S L10-150				
				3,100	ラボック S L10-170				
				6,000	ラボック S L10-250				
				6,000	ラボック S L10-260				
				6,000	ラボック S L10-270				
				1,350	啓愛 A2-5-1				
				780	高崎 T G4031				
				2,450	高崎 T G4034				
				9,400	H F F20				
				ボルト		800	高崎 T G4033		
	500	その他の S A C H 足部用ボルト							
足 用 部 品	外装用部品	コ ネ ク シ ョ ン プ レ ー ト		1,150	オットボック 2R14				
				2,050	オットボック 2R22				
				2,300	オットボック 2R23				
				2,900	オハイオ C C2L-C P				
				2,450	ブラッチフォード 561041				
				2,450	ブラッチフォード 561042				
				2,450	ブラッチフォード 561045				
				2,450	ブラッチフォード 561046				
				2,700	ブラッチフォード 561068				
					~561075				
				80,300	ブラッチフォード 579819				
				82,000	ブラッチフォード 579919				
				4,400	ベッサ N-200				
				3,700	ベッサ N-4310				
				1,550	ホスマー 60260				
				1,550	ラボック M12-001				
				5,400	ラボック M12-005				
				1,500	ラボック M12-007				
				3,200	ラボック M12-008				
				A 股・大腿用	フ ォ ー ム カ バ ー		19,500	オットボック 3R6	
							20,700	オットボック 3R24	
							17,600	オットボック 3R48	
							20,200	オットボック 3R50	
							20,700	オットボック 3S107	
							20,900	オハイオ O W W-700 A K	
							19,200	スプリングライト F B S P 24	
							19,200	スプリングライト F B S P 36	
							17,800	センチュリー22 T K-2075	

義 足 用 部 品	外 装 用 部 品	フ ォ ム カ バ ー	22,700	ナブコ N-F111
			33,500	ブラッチフォード 560029
			11,200	ブラッチフォード 561001
			11,200	ブラッチフォード 561004
			20,500	ブラッチフォード 561016
			20,500	ブラッチフォード 561017
			22,400	ブラッチフォード 561018
			22,400	ブラッチフォード 561019
			17,200	ブラッチフォード 561020
			2,750	ブラッチフォード 561051
			2,350	ブラッチフォード 561052
			16,300	ブラッチフォード 561079
			18,300	ベッサ U-917
			19,000	ラボック M1201
			19,000	ラボック M1202
			21,700	ラボック M1203~M1206
			19,000	ラボック M1207
			15,700	啓愛 A1-9
			16,500	高崎 TG4035
			25,600	徳林 TFC-DF
			26,400	徳林 TFC-0A
		B 下 腿 用		
			8,800	オットボック 6R6
			8,800	オットボック 6R8
			12,500	オハイオ OWW-700BK
			7,800	オハイオ OWW-700BKX
			12,800	スプリングライト FB18
			8,500	スプリングライト FBSP66
			4,500	ブラッチフォード 561012
			3,550	ブラッチフォード 561014
			3,550	ブラッチフォード 561015
			7,500	ブラッチフォード 561078
			15,600	フレックスフット F・F-083
			5,300	フレックスフット F・F-8008
			9,900	ベッサ U-729
			3,600	ベッサ OB-0750
			22,700	マインド SEC201
			22,700	マインド SEC202
			8,400	ラボック M1210

義 足 用 部 品	外 装 用 部 品		8,500	ラボック M1211	
			7,700	川村義肢株式会社 JK-F110	
			530	啓愛 A1-9-2	
			1,700	啓愛 A1-10	
			7,400	高崎 TG4036	
			16,400	徳林 TFC-OB	
	ス ト ッ キ ネ ッ ト	A 股・大腿用	9,100	オットボック 4R32	2 枚
			2,150	オットボック 99B14	2 枚
			1,400	オットボック 99B15	縁取り用 (オットボック 99 B14と併用可)
			1,850	オットボック 99B22	
			2,000	ラボック M1220	2 枚
			3,350	ラボック M1221	
			2,200	啓愛 A1-9-1	2 枚
		B 下 腿 用	1,550	オットボック 99B16	2 枚
			1,700	ラボック M1230	2 枚
			2,150	啓愛 A1-10-1	2 枚
			1,300	高崎 TTG4037	2 枚
	リ ア ル ソ ッ ク ス	A 股・大腿用	13,700	ブラッチフォード 571001	
			13,700	ブラッチフォード 571003	
			13,700	ブラッチフォード 571011	
			13,700	ブラッチフォード 571013	
			13,700	ブラッチフォード 571041	
			13,700	ブラッチフォード 571043	
			13,700	ブラッチフォード 571051	
			13,700	ブラッチフォード 571053	
			7,000	ブラッチフォード 571121	
			7,000	ブラッチフォード 571123	
			7,000	ブラッチフォード 571131	
			7,000	ブラッチフォード 571133	
			7,000	ブラッチフォード 571141	
			7,000	ブラッチフォード 571143	
			7,000	ブラッチフォード 571151	
			7,000	ブラッチフォード 571153	
			16,500	ベッサ U-920G	
			11,600	HRC 112	
		B 下 腿 用			

義 足	外 装 用 部 品	リ ア ル ソ ッ ク ス	42,100	ダウ DSK-BK	足用シリコンカバー
			6,700	ブラッチフォード 571081	
			6,700	ブラッチフォード 571083	
			6,700	ブラッチフォード 571091	
			6,700	ブラッチフォード 571093	
			6,700	ブラッチフォード 571101	
			6,700	ブラッチフォード 571103	
			6,700	ブラッチフォード 571111	
			6,700	ブラッチフォード 571113	
			63,000	ブラッチフォード 5721XX	
			10,700	ベッサ U-950G	
			28,500	佐藤 8-3	
			28,500	佐藤 8-4	
			11,200	佐藤 8-5	
			51,500	RSLステーパー SKY-SIZE	
用 部 品	吸 着 バ ル ブ の		7,800	オットボック 21Y97	
			7,800	オットボック 21Y105	
			14,600	セントリー CTFV-CFS	
			7,400	ラボック M0255	
			11,500	ラボック M0256	
			9,100	USMC P12-310-1000	
			9,100	USMC P12-310-2000	
			9,100	USMC P12-320-1000	
			9,500	USMC P12-320-2000	
			10,000	USMC P36110	
			6,100	小原 37B-011	
			6,100	小原 37B-021	
			5,500	啓愛 KI-BU-V1	
			5,500	啓愛 KI-BU-V2	
			3,500	啓愛 KI-BU-V3	
	懸 垂 ベ ル ト 他	A 股・下腿用	15,600	オットボック 9102	
		B 下腿用	13,900	センチュリー22 AKS	
			11,400	アルプス SLE16	
			11,400	アルプス SLE20	
			11,400	アルプス SLE24	
			11,400	アルプス SLE28	

義 足 用 部 品	そ の 他	懸 垂 ベ ル ト		20,400 12,600 7,400 8,800 20,400 4,450 4,600	オズー FLX/END-SIZE オズー FLX/BAL-SIZE オットボック 9101 オットボック 453A2 オハイオ ALS-SIZE レイブン NKS レイブン RKS	
		K B M ウェ ッジ		7,200	フィラワー 1540	
		断 端 袋	A 大 腿 用 B 下 腿 用	5,300 5,600		価格は消臭加工 処理を施したも のを使用する場 合における年間 の上限額である こと。
		バ ッ テ リ ー キ ット		7,100 7,100	ナブコ N-B001 ナブコ N-B002	
		ラ イ ナ ー ロ ッ ク ア ダ プ タ		29,800 34,100 36,900 17,800 35,100 52,400 35,500 25,800 29,800 35,000 25,800 8,700 13,900 22,400 22,400 25,600 5,200 34,900 39,800 16,700 34,500	オズー IC EX-AT オズー L-211000 オズー L-214000 オズー L-272000 オットボック 6A10=T オットボック 6A20 オットボック 6A30 カスケイド ICE-AT カスケイド ICE-ATC カスケイド ICE-ATCM カスケイド ICE-ATS カスケイド ICE-PL カスケイド ICE-PY フィラワー 125234 フィラワー 125236 マインド SIS740 マインド SIS750 PIメディカル ICE-ATL PIメディカル ICE-ATPI PIメディカル ICE-PYPI USMC P-35501	

義 足 用 部 品	そ の 他 の 部 品	そ の 他 の 部 品	B エアコンタクトキット	5,400	フィラワー 125272
				32,000	オットボック 5D1
				6,100	オットボック 5S1
				17,500	オットボック 5S2
			C エアバイロンポンプ		
				21,300	マインド SRS-200-P
			D フットカバー		
				19,600	オハイオ OWW-FSPR
				27,600	カレッジパークインダストリー FS-01
				22,700	スプリングライト F-SIZE
				22,700	スプリングライト M-SIZE
				7,300	ベッサ N-100F
			E スペクトラソックス		
				3,000	オハイオ OWW-700-SS001
				4,200	カレッジパークインダストリー FTS-167
				2,250	フレックスフット 8202
			F 除圧パッド	15,100	オズール K-190100

(注) 1 使用部品欄の「企業名 番号～番号」で範囲表示したものについては、各部品の同一価格のものであること。
2 断端袋については、年間の上限額の範囲内である限り、必要な枚数を支給することができるものであること。
また、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括交付することができること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料は含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
下 肢 装 具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。 S型支柱のものも含まれること。 B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによって モールドされたもの。補強用の支柱付き のものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチックス C 軟 性 布を主材料としたもの	アの基本工作法により、エ及びオにより それぞれ必要な材料・部品を選択し、 組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に エ及びオのそれぞれ使用する材料・ 部品の価格を合算した額とすること。	
	長 下 肢 装 具	大腿上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属 の支柱をもち、大腿部と下腿部において それぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の 半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方 に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。 内外の両側に金属の支柱と両支柱を 結ぶ金属の半月で補強されているものを 基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチックス			
	膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結			

下 肢 装 具	膝 装 具	ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチックス C スウェーデン式 D 軟 性 布を主材料としたもの	
	短 下 肢 装 具	下肢上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらから一方に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。 E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの	顎上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。

下 肢 装 具	短 下 肢 装 具	半月につながるものとする。 F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの	
	ツ イ ス タ ー	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの	
	足 底 装 具	足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの B メタルザルサポート（中足支え）足の中足アーチを支えるもの。 C 補 高 1 2 cm未満 2 2 cm以上 D 内側及び外側楔	靴型装具の中に入れて用いられる場合は、足底装具として加えることができないこと。 踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。
	靴 型 装 具	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。 皮革又は布を主材料としたもの。 A 長 靴	靴型装具の要素 ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの）

靴 型 装 具		下腿の上部に及ぶもの B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの		・矯正靴（内・外反足の矯正用） 靴型装具の中に入れて用いられる足底装具は、靴型装具に加えることができないこと。
	頸 椎 装 具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。 A 金属棒 B 硬 性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたものの 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチックス C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの		高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。
	胸 椎 装 具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属棒 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性		
	腰 椎 装 具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属棒 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性		ナイトブレイスは、金属棒腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属棒腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙 腸 装 具	骨盤を含むもの A 金属棒 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したものの D 骨盤帯 骨盤を带状に一周するもの		オスグッドブレイス、コールドウェイトブレイスは、金属棒仙腸装具に含まれること。

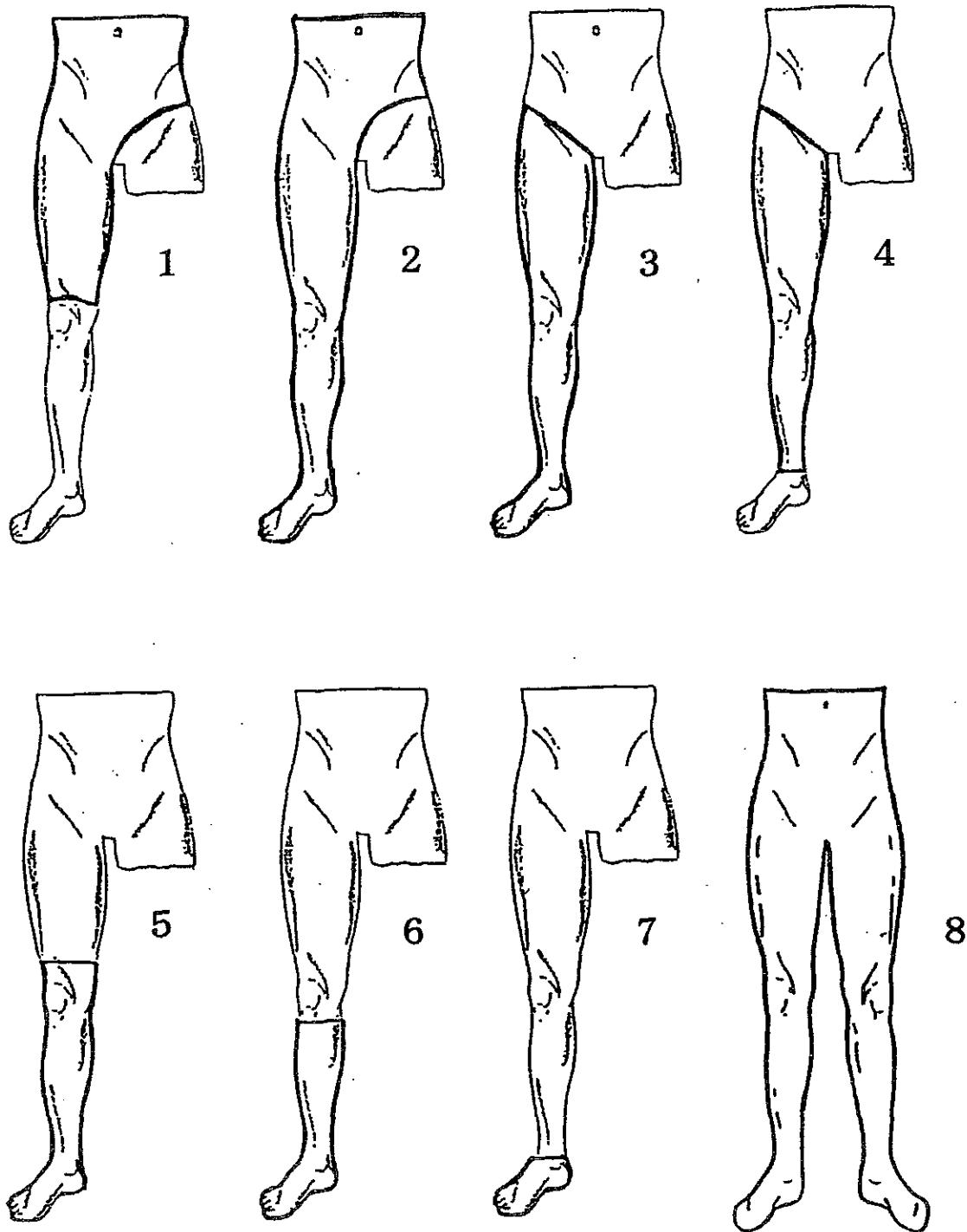
		1 芯のあるもの 2 芯のないもの
上肢装具	肩	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A 金属棒 体幹の部分が金属棒のもの B 硬 性 陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチックス
	肘	上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬 性 陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチックス C 軟 性
	手背屈装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手を板ばねによって結ぶもの B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外点位に保つもの C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 革

上肢装具		3 プラスチックス		
	長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。 高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
	短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
	把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの		
	MP 屈伸装具 (逆ナックルベンダー) 及び	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP 関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチックス C 軟 性		
	指及び指用 (指用逆ナックルベンダー)	P I P 及び D I P 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの		
	B・F・O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		付属品として車いすを加えることができること。

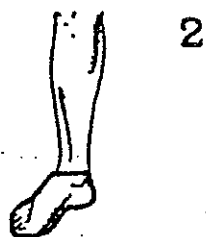
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組 立 て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮 合 わ せ (中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕 上 げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適 合 検 査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

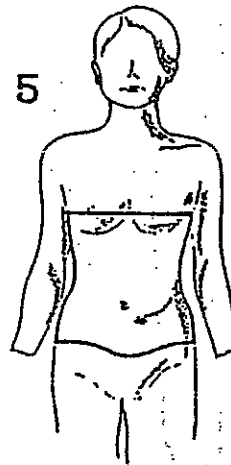
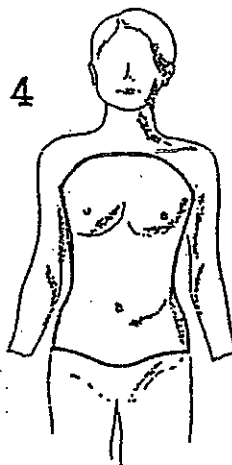
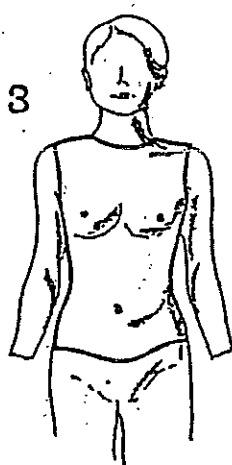
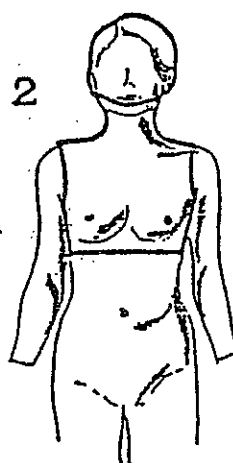
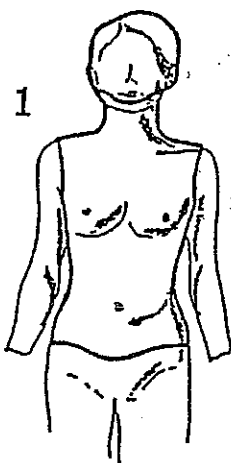
イ 採型区分
A 下肢装具



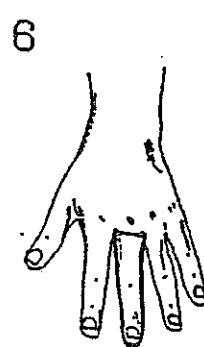
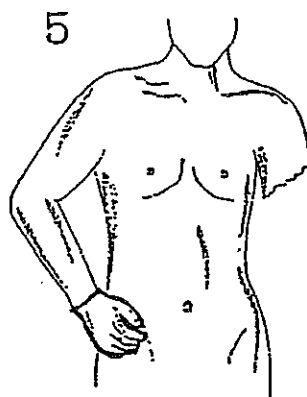
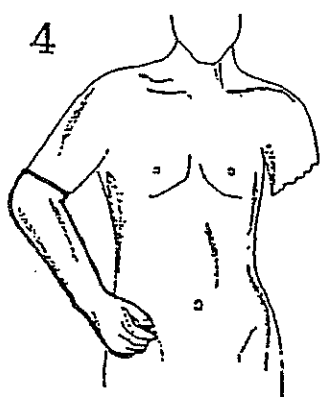
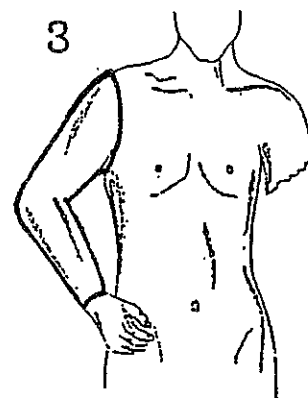
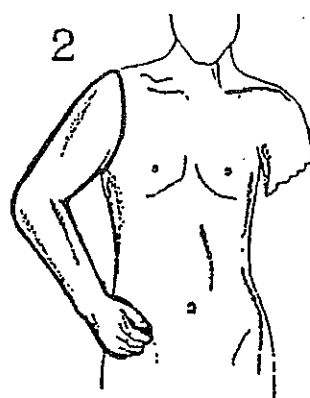
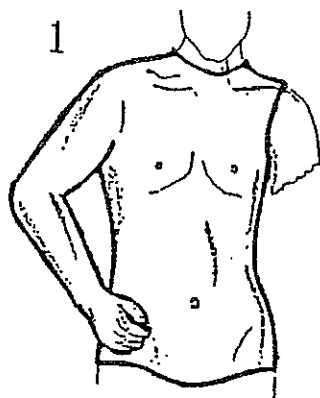
B 靴型装具



C 体幹装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格		備 考
		採型による場合 円	採寸による場合 円	
下 肢 装 具 用	A - 1	22,900	7,050	
	A - 2	29,100	7,750	
	A - 3	19,800	7,200	
	A - 4	16,700	6,750	
	A - 5	15,300	6,550	
	A - 6	14,000	6,450	
	A - 7	10,100	5,550	
	A - 8	44,100	13,000	
靴装 具 用	B - 1	14,000	6,450	健足については、採型・採寸による場合にかかわらず、採寸による場合の価格とすること。
	B - 2	10,100	5,550	
体 幹 装 具 用	C - 1	26,900	7,400	
	C - 2	21,000	6,850	
	C - 3			
	(金属枠、硬性)	20,500	6,450	
	(軟 性)	6,450	6,450	
	C - 4			
	(金属枠、硬性)	17,600	6,300	
	(軟 性)	6,350	6,300	
上 肢 装 具 用	C - 5			
	(金属枠、硬性)	15,500	6,150	
	(軟性、骨盤帯)	6,150	6,150	
	D - 1	28,000	7,550	
	D - 2	15,300	6,550	
	D - 3	13,900	6,350	
	D - 4	12,400	6,200	
	D - 5	9,950	5,600	
	D - 6	7,500	4,000	

(注) 1 採型とは、アの(ウ)及び(エ)が行われるものであること。なお(エ)が行われない場合は採寸とすること。
2 採寸とは、アの(イ)が行われるものであること。
3 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち最も高い価格とすること。
なお、左右を製作する場合は、一側を一単位として加算することができること。
4 補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、29,600円増しとすること。
5 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
6 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
7 健足は、採寸で取り扱うこと。

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定	5,450	
	遊 動	6,500	
膝 継 手 (片 側)	固 定	5,350	
	遊 動	5,800	
	プラスチック継手	12,200	
足 継 手 (片 側)	固 定	4,500	
	遊 動	5,300	
	プラスチック継手	9,150	

(注) 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。
4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動の価格とすること。
5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を一単位とすること。
6 継手部分として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状を問わずフレキシブルアングルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。
7 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱うこと。

b 支 持 部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大 腿 支 持 部	A 半 月	4,000	
	B 皮 革 等		
	1 カフバンド	6,850	
	2 大腿コルセット	13,600	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	22,200	
下 腿 支 持 部	2 熱可塑性樹脂	10,000	
	A 半 月	3,850	
	B 皮 革 等		
	1 カフバンド	5,850	
	2 下腿コルセット	10,600	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	20,600	
	2 熱可塑性樹脂	8,400	

足 部	A あぶみ	2,200	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足 部		足底装具は、Bの足部に準ずること。
	1 皮 革 等		
	大	11,900	足部の半分以上を覆うものであること。
	小	6,200	
	2 モールド（熱硬化性樹脂）	12,300	
	3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,200	
	C 標 準 靴	730	標準靴は、完成用部品を加えることができること。
(注) 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。 3 大腿支持部の坐骨支持式は、18,300円増しとすること。 4 下腿支持部のPTB支持式、PTS支持式及びKBM支持式は、12,600円増しとすること。 5 足板の補強を行った場合は、8,400円増しとすること。 6 短下肢装具の硬性には、カフバンドを加算することができないこと。 7 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、オ完成用部品を加算すること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝 サ ポ ー タ ー	軟 性（支柱付き）	14,000	
	軟 性（支柱なし）	6,400	
キ ャ リ パ ー		16,200	
ツ イ ス タ ー	軟 性	4,650	
	鋼性ケーブル	2,850	
膝 当 て		3,800	
T・Yストラップ		4,400	
スタビライザー		14,900	
ターンバックル		5,000	
ダイヤルロック		7,250	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		3,900	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補 高 用 足 部		42,000	
足 底 裏 革		1,650	
（すべり止め用）			
高 さ 調 整		3,150	

内 張 り	大 腿 部	1,800
	下 腿 部	1,450
	足 部	1,050

(注) 1 キャリバー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。
7 高さ調整の価格は、1ヶ所当たりのものであること。
8 内張りは、モールドの場合に限ること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	36,100	
	特 殊 靴	44,800	
チ ャ ッ カ 靴	整 形 靴	37,300	
	特 殊 靴	46,600	
半 長 靴	整 形 靴	38,400	
	特 殊 靴	48,400	
長 靴	整 形 靴	40,800	
	特 殊 靴	53,300	

(注) 1 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。
2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。こと。
3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。こと。
4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。こと。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	22,300	
チ ャ ッ カ 靴	23,100	
半 長 靴	23,900	
長 靴	25,600	

(注) 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。こと。
2 オの完成用部品を加算できない。こと。
3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

ｂ 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		3,700	
スチールバネ入り		4,600	足底より近位へ延長する場合に限ること。 足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。
トウボックス補強		2,250	
鉛板の挿入		2,300	
足背バンド		1,900	
マジックバンド（裏付き）		1,300	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補 高	敷 き 革 式	6,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,450円を加算すること。
	靴 の 補 高	3,050	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で970円を加算すること。
ヒール の 補 正	トルクヒール	5,100	
	ウェッジ・ヒール	3,050	
	カットオフ・ヒール		
	キール・ヒール		
	サッチ・ヒール		
	トーマス・ヒール		
	逆トーマス・ヒール		
	フレア・ヒール		
足 底 の 補 正	階段状ヒール		
	内側ソール・ウェッジ	4,000	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバー・バー	3,050	
	トーマス・バー		
	メイトー・半月バー		
	メタタルザル・バー		
	ハウザー・バー		
	ロッカー・バー		
	蝶型踏み返し		

（注） 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸 椎 支 持 部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、16,300円増しとすること。
	1 支柱付き	36,000	
	2 支柱なし	28,100	
	B フレーム	25,800	
	C カラー		
	1 あご受けあり	12,400	
2 あご受けなし	10,000		
胸 椎 支 持 部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、13,200円増しとすること。
	1 支柱付き	36,500	
	2 支柱なし	27,100	
	B フレーム	36,400	
	C 軟 性	21,300	
腰 椎 支 持 部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、9,950円増しとすること。
	1 支柱付き	24,300	
	2 支柱なし	18,300	
	B フレーム	29,400	
	C 軟 性	16,600	
仙 腸 支 持 部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、8,600円増しとすること。
	1 支柱付き	19,500	
	2 支柱なし	14,600	
	B フレーム	25,700	
	C 軟 性	14,900	
	D 骨 盤 帯		
	1 芯のあるもの	14,400	
	2 芯のないもの	9,450	
(注) 1 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りではないこと。			
2 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、フレームの価格で取り扱うこと。			
3 ジェットの場合は、フレームの価格で取り扱うこと。			

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調節	3,150	
	ターンバックル式	4,950	
	腰部継手	5,400	
	バタフライ	8,500	

	肩 バンド	2,700	
	会 陰 ひ も	1,950	
	腹圧強化バンド	2,700	
内 張 り	頸椎支持部	2,900	
	胸椎支持部	3,550	
	腰椎支持部	3,200	
	仙腸支持部	1,950	
(注) 1 高さ調節の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。			
2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(ㄢ) 上肢装具

a 継 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固 定 (片側)	5,300	
	B 遊 動 (片側)	8,350	
	C 肩回旋装置	18,700	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定	3,800	
	B 遊 動	3,850	
	C プラスチックス継手	9,850	
手 継 手 (片 側)	A 固 定	3,150	
	B 遊 動	6,200	
	C プラスチックス継手	8,800	
	D 鋼線支柱	5,950	
M P 継 手	A 固 定	3,850	
	B 遊 動	4,250	
I P 継 手	A 固 定		
	1 金属 (アルミニウム)	2,350	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	1,900	
	B 遊 動	3,200	
	C 鋼線支柱	1,700	
(注) 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。			
2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。			
3 プラスチックス継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。			

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	13,300	
	B フレーム	8,550	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	14,600	
	B フレーム	13,900	
上 腕 支 持 部	A 半 月	3,550	モールドのサンドイッチ構造は、6,150 円増しとすること。
	B 皮 革 等		
	1 カフバンド	5,000	
	2 上腕コルセット	8,150	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	7,900	
前 腕 支 持 部	A 半 月	3,700	モールドのサンドイッチ構造は、6,350 円増しとすること。
	B 皮 革 等		
	1 カフバンド	5,050	
	2 前腕コルセット	6,550	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	7,500	
手 部 背 側 バ ッ ド	A モールド	2,250	
	B フレーム	2,100	
手 掌 バ ッ ド	A モールド	3,500	
	B フレーム	4,000	
(注) 1 胸郭及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。			
2 半月及び皮革の価格は、1 か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基 節 骨 バ ッ ド	モ ー ル ド	2,450	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フ レ ー ム	3,500	
中・末節骨バッド	モ ー ル ド	2,050	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フ レ ー ム	1,600	
対 立 バ ー		4,650	
C バ ー		3,600	
アウトリガー		2,300	
伸展・屈曲補助パネ		2,300	価格は、1 か所当たりとすること。
肘 当 て		3,050	
ターンバックル		5,000	
ダイヤルロック		7,250	
内 張 り	上 腕 部	1,050	
	前 腕 部	940	
	手 部	850	

- (注) 1 肘伸展・屈曲補助パネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(7)の下肢装具に準ずること。
2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(4)の義足懸垂用部品に準ずること。
3 内張り、は、モールドの場合に限ること。

才 完成用部品

区分	名 称	型 式	価 格 円	使 用 部 品	備 考
下 <					

下 肢 装 具	股 継 手	C 交互歩行式	28,400	フィラワー 058610	
			28,400	フィラワー 058642	
			28,400	フィラワー 058644	
			28,400	フィラワー 058646	
			28,400	フィラワー 058648	
			242,000	立松 TMP970001	
			42,600	立松 TMP970111/2	
			92,000	フィラワー 28050	
			92,000	フィラワー 28052	
			92,000	フィラワー 28054	
			92,000	フィラワー 28056	
			145,200	フィラワー 28720	
			145,200	フィラワー 28722	
			145,200	フィラワー 28726	
			145,200	フィラワー 28728	
			411,400	ヒューズティーバー HS-A-01	
			411,400	ヒューズティーバー HS-A-02	
			411,400	ヒューズティーバー HS-A-03	
			314,600	ヒューズティーバー HS-C-04	
			242,000	ポリメディック 05-136-00	
			39,600	ポリメディック 05-136-99	
			145,200	ポリメディック 05-137-00	
	膝 継 手	A 遊 動 式 1 普通型	6,500	小原 14A-001	
			6,000	小原 14A-002	
			5,700	小原 14A-003	
			5,700	小原 14A-004	
			5,700	小原 14A-005	
			7,000	啓愛 K-107-1	
			7,000	啓愛 K-107-2	
			6,900	啓愛 K-107-3	
			6,400	啓愛 K-107-4	
			6,300	啓愛 K-107-5	
			6,400	啓愛 K-107-6	
			6,100	啓愛 K-107-7	
			6,100	啓愛 K-107-8	
			6,100	啓愛 K-107-9	

膝 継 手		7,500	啓愛	K-108-1
		7,500	啓愛	K-108-2
		7,500	啓愛	K-108-3
		7,500	啓愛	K-108-4
		7,300	啓愛	K-108-5
		7,300	啓愛	K-108-6
		7,300	啓愛	K-108-7
		10,300	啓愛	K I - S G - B 23
		10,300	啓愛	K I - S G - B 24
		10,300	啓愛	K I - S G - B 24-1
下		9,900	啓愛	K I - S G - B 25
		9,300	啓愛	K I - S G - B 26
		5,700	東陽	T-831-1
		5,600	東陽	T-831-2
		5,600	東陽	T-831-3
		5,400	東陽	T-831-4
		5,000	東陽	T-831-5
		5,000	東陽	T-831-6
	肢			
装				
具				

下 肢 装 具	膝 継 手		7,100	啓愛	K-109-1
			7,100	啓愛	K-109-2
			7,100	啓愛	K-109-3
			7,100	啓愛	K-109-4
			7,400	啓愛	K-109-5
			7,400	啓愛	K-109-6
			7,100	啓愛	K-109-7
			6,900	啓愛	K-109-8
			8,600	啓愛	K-110-1
			8,600	啓愛	K-110-2
			8,600	啓愛	K-110-3
			8,600	啓愛	K-110-4
			8,900	啓愛	K-110-5
			8,900	啓愛	K-110-6
			8,900	啓愛	K-110-7
			8,900	啓愛	K-110-8
			11,000	啓愛	K I-S G-B9
			11,600	啓愛	K I-S G-B10
			11,600	啓愛	K I-S G-B11
			10,400	啓愛	K I-S G-B12
			10,400	啓愛	K I-S G-B13
	2 ストッパー付き 輪止め式		29,800	アドバンフィット	A-1311
			29,800	アドバンフィット	A-1312
			14,300	バシフィックサプライ	B-90-13
			14,300	バシフィックサプライ	B-90-14
			14,300	バシフィックサプライ	B-90-15
			14,300	バシフィックサプライ	B-90-16
			14,300	バシフィックサプライ	B-90-17
			8,800	小原	12A-001
			8,400	小原	12A-002
			8,300	小原	12A-003
			8,200	小原	12A-004
			8,200	小原	12A-005
			8,000	小原	12A-006
			8,000	小原	12A-007
			7,100	小原	12A-008
			9,000	啓愛	K I-B-103N-1
			8,500	啓愛	K I-B-103N-2

下 肢 裝 具	膝 繼 手	8,100	啓愛 K I - B - 103N - 3
		8,400	啓愛 K - 111 - 1
		8,400	啓愛 K - 111 - 2
		7,900	啓愛 K - 111 - 3
		7,800	啓愛 K - 111 - 4
		8,200	啓愛 K - 111 - 5
		8,200	啓愛 K - 111 - 6
		8,100	啓愛 K - 111 - 7
		7,800	啓愛 K - 111 - 8
		7,800	啓愛 K - 111 - 9
		12,600	啓愛 K - 111N - 1
		11,800	啓愛 K - 111N - 2
		11,700	啓愛 K - 111N - 3
		11,700	啓愛 K - 111N - 4
		11,600	啓愛 K - 111N - 5
		11,600	啓愛 K - 111N - 6
		11,600	啓愛 K - 111N - 7
		10,900	啓愛 K - 111N - 8
		10,900	啓愛 K - 111N - 9
		11,400	啓愛 K - 112 - 1
		11,100	啓愛 K - 112 - 2
		10,800	啓愛 K - 112 - 3
		10,000	啓愛 K - 112 - 4
		9,800	啓愛 K - 112 - 5
		9,000	啓愛 K - 112 - 6
		9,000	啓愛 K - 112 - 7
		8,900	啓愛 K - 112 - 8
		12,000	啓愛 K - 116 - 1
		12,000	啓愛 K - 116 - 2
		12,000	啓愛 K - 116 - 3
		11,600	啓愛 K - 116 - 4
		11,600	啓愛 K - 116 - 5
		11,600	啓愛 K - 116 - 6
		11,600	啓愛 K - 116 - 7
		22,000	啓愛 K - T C - 1
		6,500	東陽 T - 830 - 1
		6,500	東陽 T - 830 - 2
		6,500	東陽 T - 830 - 3
		6,400	東陽 T - 830 - 4

	膝 継 手		6,300	東陽 T-830-5
			6,300	東陽 T-830-6
		C スイスロック式		
下			17,500	小原 17A-001
			17,500	小原 17A-002
			17,500	小原 17A-003
			17,500	小原 17A-004
			17,500	小原 17A-005
			19,900	啓愛 KI-07-0104
			19,200	啓愛 KI-07-0105
			19,200	啓愛 KI-07-0106
			19,200	啓愛 KI-07-0107
			15,000	啓愛 KI-SG-B5
肢			15,000	啓愛 KI-SG-B6
			15,000	啓愛 KI-SG-B6-1
			15,000	啓愛 KI-SG-B7
			15,000	啓愛 KI-SG-B8
			18,600	啓愛 K-103-1
			16,500	啓愛 K-103-2
			17,900	啓愛 K-103-3
			17,800	啓愛 K-103-4
			16,500	啓愛 K-104-1
			16,500	啓愛 K-104-2
装			16,500	啓愛 K-104-3
			15,700	啓愛 K-104-4
			15,700	啓愛 K-104-5
			14,500	啓愛 K-104-6
		D 横引き式		
			17,200	小原 18A-001
			17,200	小原 18A-002
			17,200	小原 18A-003
			14,200	啓愛 K-101-1
			14,200	啓愛 K-101-2
			14,100	啓愛 K-101-3
			13,700	啓愛 K-101-4
			13,400	啓愛 K-101-5
			13,400	啓愛 K-101-6
			13,100	啓愛 K-101-7
具			14,000	啓愛 K-102-1

下 肢 装 具	膝 継 手	13,600	啓愛 K-102-2
		13,500	啓愛 K-102-3
		13,300	啓愛 K-102-4
		12,900	啓愛 K-102-5
		12,600	啓愛 K-102-6
		12,600	啓愛 K-102-7
	E トライラテラル		
		42,300	フィラワー 050203
		42,300	フィラワー 050211
		42,300	フィラワー 050227
		42,300	フィラワー 050229
		42,300	フィラワー 050245
		42,300	フィラワー 050252
		42,300	フィラワー 050260
		42,300	フィラワー 050278
		42,600	フィラワー 050419
		42,100	フィラワー 050427
		42,100	フィラワー 050435
		42,300	フィラワー 050492
		42,300	フィラワー 050500
		42,300	フィラワー 050518
		42,300	フィラワー 050526
	F ダイヤルロック		
		17,000	アドバンフィット A-1201
		25,600	小原 12B-001
		25,300	小原 12B-002
		24,900	小原 12B-003
		24,900	小原 12B-004
		22,200	小原 12B-005
		14,900	小原 12B-006
		55,400	小原 12B-011
		54,800	小原 12B-012
		20,800	啓愛 K-122-1
		20,800	啓愛 K-122-2
		27,600	啓愛 K-200-1
		27,600	啓愛 K-200-2
		27,600	啓愛 K-200-3
		23,400	啓愛 K-200-4
		23,400	啓愛 K-200-5

下 肢 装 具	膝 継 手		17,000	FLAP技研 F-K-1	
			49,900	OTS SL616K	
	G 多 軸 膝				
	1 遊 動 式		5,400	アドバンフィット AG-11	
			8,200	アドバンフィット AG-13	
			18,700	フィラワー 029702ACT	
			17,800	フィラワー 029702T	
			14,500	フィラワー 029703	
			17,200	フィラワー 029703AC	
			19,200	フィラワー 029705	
			21,900	フィラワー 029705AC	
			18,800	啓愛 K-AM7-1	
			20,100	啓愛 K-AM7-2	
			56,800	GII 11501	
			56,800	GII 11511	
			42,600	GII TE-2530	
			42,600	GII TE-2531	
	2 固 定 式		12,100	アドバンフィット AG-14	
			16,000	フィラワー 029700	
			18,500	フィラワー 029700AC	
			20,300	フィラワー 029701	
			22,400	フィラワー 029701AC	
			18,900	フィラワー 029707T	
			20,300	フィラワー 029709ACT	
			19,200	フィラワー 029709T	
			17,300	フィラワー 029754	
			19,200	フィラワー 029756	
			22,800	啓愛 K-AM8-1	
	足 継 手	A 制 御 式 (制限付)	8,200	アドバンフィット A-2101	
			4,250	アドバンフィット A-2201	
			19,000	キャンプスカンジナビア KDL-J	
			7,200	ギャフニー 660	
			7,700	ギャフニー 707	
			7,700	ギャフニー 710	
			10,700	ギャフニー 747	
			5,700	ギャフニー 2000	

下 肢 装 具	足 継 手	5,700	ギャフニー 2001
		19,200	フィラワー 020836
		19,200	フィラワー 020840
		7,400	ベッカー 740-L
		7,400	ベッカー 740-M
		7,400	ベッカー 740-P
		7,400	ベッカー 742-L-75
		7,400	ベッカー 742-L-85
		7,400	ベッカー 742-M-75
		7,400	ベッカー 742-M-85
		7,400	ベッカー 742-P-75
		7,400	ベッカー 742-P-85
		20,900	ベッカー 750-L
		20,900	ベッカー 750-M
		5,500	ベッカー 760-L
		5,500	ベッカー 760-M
		5,500	ベッカー 760-P
		5,500	ベッカー 760-S
		7,100	ベッカー 775-A
		7,100	ベッカー 775-C
		1,700	ベッカー 775-D
		7,100	ベッカー 776-A C
		7,100	ベッカー 776-A G
		7,100	ベッカー 776-A S
		7,100	ベッカー 776-C C
		7,100	ベッカー 776-C G
		7,100	ベッカー 776-C S
		5,300	小原 3A-001
		5,100	小原 3A-002
		4,950	小原 3A-003
		4,950	小原 3A-004
		4,400	小原 4A-001
		4,200	小原 4A-002
		3,950	小原 4A-003
		9,800	小原 10A-001
		9,800	小原 10A-002
		9,600	小原 10A-003
		9,600	小原 10A-004
		9,300	小原 10A-005

下 肢 装 具	足 継 手		8,700	啓愛 K I - S G - B 27
			8,500	啓愛 K I - S G - B 28
			8,400	啓愛 K I - S G - B 28-1
			8,400	啓愛 K I - S G - B 29
			7,400	啓愛 K I - S G - B 30
			6,700	啓愛 K - 201-1
			6,700	啓愛 K - 201-2
			7,300	啓愛 K - 201-3
			7,300	啓愛 K - 201-4
			5,100	啓愛 K - 202-1
			4,950	啓愛 K - 202-2
			4,850	啓愛 K - 202-3
			4,750	啓愛 K - 202-4
			4,850	啓愛 K - 203-1
			4,950	啓愛 K - 203-2
			4,950	啓愛 K - 203-3
			6,900	東陽 T - 800-1
			6,300	東陽 T - 800-2
			4,500	東陽 T - 801-1
			4,200	東陽 T - 801-2
			3,950	東陽 T - 801-3
			4,400	東陽 T - 801-5
			20,600	U S M C A 22-400-0000
			20,600	U S M C A 22-400-0001
			17,000	F L A P 技研 F - A - 1
	B 制御式(補助付)			
	1 一 方 向			
			14,600	トイフェル 20480-15
			14,600	トイフェル 20480-16
			14,600	トイフェル 20480-17
			14,600	トイフェル 20480-18
			14,600	トイフェル 20480-19
			14,600	トイフェル 20480-20
			9,200	トイフェル 20482
			5,900	小原 5A-001
			5,500	小原 5A-002
			5,400	小原 5A-003
			5,000	小原 6A-001
			4,700	小原 6A-002

下 肢 裝 具	足 繼 手		4,500	小原 6A-003
			7,700	啓愛 K-207-1
			7,500	啓愛 K-207-2
			8,200	啓愛 K-207-3
			6,100	啓愛 K-208-1
			6,000	啓愛 K-208-2
			5,900	啓愛 K-208-3
			6,000	啓愛 K-209-1
			5,600	啓愛 K-209-2
			5,000	啓愛 K-209-3
			6,800	東陽 T-806-1
			6,200	東陽 T-806-2
			6,300	東陽 T-807-1
			6,100	東陽 T-807-2
			5,800	東陽 T-807-3
	2 二 方 向		6,800	小原 7A-001
			6,600	小原 7A-002
			6,300	小原 7A-003
			5,900	小原 8A-001
			5,700	小原 8A-002
			5,500	小原 8A-003
			8,800	啓愛 K-213-1
			8,700	啓愛 K-213-2
			9,500	啓愛 K-213-3
			7,200	啓愛 K-214-1
			7,100	啓愛 K-214-2
			7,800	啓愛 K-214-3
			6,000	啓愛 K-215-1
			6,000	啓愛 K-215-2
			5,600	啓愛 K-215-3
			11,800	啓愛 K-500-1S
			11,800	啓愛 K-500-2S~K-500-3S
			10,200	啓愛 K-501-1
			10,200	啓愛 K-501-2~K-501-3
			10,200	啓愛 K-502-1
			10,200	啓愛 K-502-2~K-502-3
			7,200	東陽 T-811-1
	C 遊 動 式			

下 肢 装 具	足 継 手		2,700	ベッカー 755	
			1,500	ベッカー 795	
			10,200	啓愛 KI-H-027-1	
			7,400	啓愛 KI-H-027-2	
	あ ぶ み	A 制御式(制限付)			
		1 足板なし			
			1,550	啓愛 K-206-0	
			1,550	啓愛 K-206-1	
			1,550	啓愛 K-206-2	
			1,550	啓愛 K-206-3	
			1,550	啓愛 K-206-4	
			2,000	啓愛 K-206-P P	
			580	東陽 T-805-1	
			580	東陽 T-805-2	
			580	東陽 T-805-3	
			580	東陽 T-805-4	
		2 足板付			
			1,400	小原 9A-011	
			1,400	小原 9A-012	
			1,400	小原 9A-013	
			1,300	啓愛 K-205-1	
			1,300	啓愛 K-205-2	
			1,300	啓愛 K-205-3	
			1,100	啓愛 K-205-4	
			1,100	啓愛 K-205-5	
			1,100	啓愛 K-205-6	
			2,450	啓愛 K-205-A-1	
			2,450	啓愛 K-205-A-2	
			2,450	啓愛 K-205-B-1	
			2,450	啓愛 K-205-B-2	
			2,450	啓愛 K-205-C-1	
			2,450	啓愛 K-205-C-2	
			1,200	東陽 T-804-1	
			1,200	東陽 T-804-2	
			1,200	東陽 T-804-3	
			1,200	東陽 T-804-4	
			1,200	東陽 T-804-5	
			1,200	東陽 T-804-6	
			2,050	東陽 T-814-1	

下 肢 装 具	あぶみ		2,050	東陽 T-814-2	
	B 制御式(補助付)				
	1 一方向				
			1,550	啓愛 K-212-0	
			1,550	啓愛 K-212-1	
			1,550	啓愛 K-212-2	
			1,550	啓愛 K-212-3	
			1,950	啓愛 K-212-PP	
			560	東陽 T-810-1	
			560	東陽 T-810-2	
			560	東陽 T-810-3	
			560	東陽 T-810-4	
	2 足板付一方向				
			1,500	小原 9A-021	
			1,500	小原 9A-022	
			1,500	小原 9A-023	
			1,500	小原 9A-024	
			1,500	小原 9A-025	
			1,500	小原 9A-026	
			1,350	啓愛 K-211-1	
			1,300	啓愛 K-211-2	
			1,300	啓愛 K-211-3	
			1,150	啓愛 K-211-4	
			1,100	啓愛 K-211-5	
			1,100	啓愛 K-211-6	
			2,450	啓愛 K-211-A-1	
			2,450	啓愛 K-211-A-2	
			2,450	啓愛 K-211-B-1	
			2,450	啓愛 K-211-B-2	
			2,450	啓愛 K-211-C-1	
			2,450	啓愛 K-211-C-2	
			1,200	東陽 T-809-1	
			1,200	東陽 T-809-2	
			1,200	東陽 T-809-3	
			1,200	東陽 T-809-4	
			1,200	東陽 T-809-5	
			1,200	東陽 T-809-7	
			1,950	東陽 T-815-1	
			1,950	東陽 T-815-2	

下 肢 装 具	あぶみ	3 二方向	1,550	啓愛 K-218-1
			1,550	啓愛 K-218-2
			1,550	啓愛 K-218-3
			2,500	啓愛 K-218-PP
			560	東陽 T-813-1
			560	東陽 T-813-2
		4 足板付二方向	1,500	小原 9A-031
			1,500	小原 9A-032
			1,500	小原 9A-033
			1,350	啓愛 K-217-1
			1,350	啓愛 K-217-2
			1,350	啓愛 K-217-3
			1,150	啓愛 K-217-4
			1,100	啓愛 K-217-5
			1,050	啓愛 K-217-6
			1,200	啓愛 K-812-1
			1,200	啓愛 K-812-2
			1,200	啓愛 K-812-3
		C 歩行あぶみ	19,900	アドバンフィット A-6000
			18,400	サカモト A-1-1
			7,000	小原 11A-201
			7,000	小原 11A-202
			7,000	小原 11A-203
			9,600	啓愛 KI-D-301
			4,800	啓愛 KI-D-301-1
			6,900	啓愛 KI-D-301-2
			8,600	啓愛 KI-SG-B31
			7,300	啓愛 KI-SG-B32
			7,300	啓愛 KI-SG-B33
			7,300	啓愛 KI-SG-B34
			7,300	啓愛 KI-SG-B35
			4,400	啓愛 KI-SG-B36
			4,100	啓愛 KI-SG-B37
			4,100	啓愛 KI-SG-B38
			4,100	啓愛 KI-SG-B39
			4,100	啓愛 KI-SG-B40

下 肢 装 具	その 他	あ ぶ み ゴ ム		680	小原 11A-301	
				680	小原 11A-302	
				680	小原 11A-303	
				340	啓愛 KI-SG-B58	
				340	啓愛 KI-SG-B59	
				340	啓愛 KI-SG-B60	
				440	啓愛 KI-D-301-3	
	の	タ ー ン バ ッ ク ル		9,100	小原 80F-200	
				3,900	啓愛 KI-N-010-L	
				3,500	啓愛 KI-N-010-S	
				3,500	啓愛 KI-N-010-SS	
				4,600	今仙 M5410	
				26,800	今仙 M5600	
				41,300	今仙 M5610-A	
	他	標 準 靴		20,200		
		御 装 具 用 制 置		28,400	啓愛 KI-18-1000	
		デ ニ ス ブ ラ ウ ン		9,100	フィラワー 4301	
				7,500	フィラワー 4303	
上 肢 装 具	足 板			6,700	啓愛 KI-N-001	
				800	啓愛 KC-1	
				800	啓愛 KC-2	
	肩 継 手			19,700	アドバンフィット A-3201	
				19,700	アドバンフィット A-3301	
				30,200	アドバンフィット A-3501	
				30,200	アドバンフィット A-3503	
				30,200	アドバンフィット A-3505	
				30,200	アドバンフィット A-3507	
				68,900	サカモト C-1-1	
	肘 継 手			8,500	アドバンフィット A-3401	
		フ レ ク サー ヒ ン ジ		47,400		
		把 持 装 具 用 部 品	B. F. O	119,500	ハニーインターナショナル PSB-300	
				36,500	ハニーインターナショナル PSB-301	
				58,200	ハニーインターナショナル PSB-302	
				79,400	啓愛 KI-BFO-1	
				14,900	タガワ TM-1	

			19,900	タガワ TM-1-3
			14,900	タガワ TM-2
			19,900	タガワ TM-2-3
			18,500	タガワ TM-3
			16,300	タガワ TM-3-R, L
			18,500	タガワ TM-4
			14,800	京セラ MK-1
	指装具用 部 品			
体 幹 装 具	斜頸枕用 部 品		23,500	
	ミルウォー キーネック リ ン グ		15,500 12,200	小原 57D-010 啓愛 KI-N-005A-4
	前方支柱		5,700 5,000	小原 57D-021 啓愛 KI-N-005A-1
	後方支柱		6,700 8,600 8,100	小原 57D-031 小原 57D-032 啓愛 KI-N-005A-2
	ア ウ ト リ ガ ー		820 920	小原 57D-041 啓愛 KI-N-005A-3
	蝶 番	A 二 重 式	3,350	小原 57D-051
		B 一 重 式	3,350	啓愛 KI-N-005A-5
	前方支柱 固定金具		750 830	小原 57D-061 啓愛 KI-N-005A-6
(注) 1 下肢装具の膝継手Fダイヤルロックについては、下肢装具の製作要素価格のCその他の加算要素のダイヤルロックは加算できないこと。				
2 使用部品欄の「企業名 番号～番号」で範囲表示したものについては、各部品の同一価格のものであること。				

カ 耐用年数

㌦ 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数年	備 考
	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長下肢装具		3	
	膝 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	

下肢装具	短下肢装具	スウェーデン式	2	
		軟 性	2	
		両側支柱	3	
		片側支柱	3	
		S型支柱	3	
		鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬性(支柱あり)	3	
		硬性(支柱なし)	1.5	
	ツイスター	軟 性	2	
		軟 性	2	
		鋼 索	3	
	足底装具		1.5	
靴型装具			1.5	
体幹装具	頸椎装具	金 属 棒	3	
		硬 性	2	
	胸椎装具	カ ラ ー	2	
		金 属 棒	3	
		硬 性	2	
	腰椎装具	軟 性	1.5	
		金 属 棒	3	
		硬 性	2	
	仙腸装具	軟 性	1.5	
		金 属 棒	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1.5	
上肢装具	肩装具		3	
	肘装具	両側支柱	3	
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	手背屈装具		3	
	長対立装具		3	
	短対立装具		3	
	把持装具		3	
	MP屈曲装具		3	
	MP伸展装具		3	
	指装具		3	
	B. F. O.		3	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1.5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1.5	
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

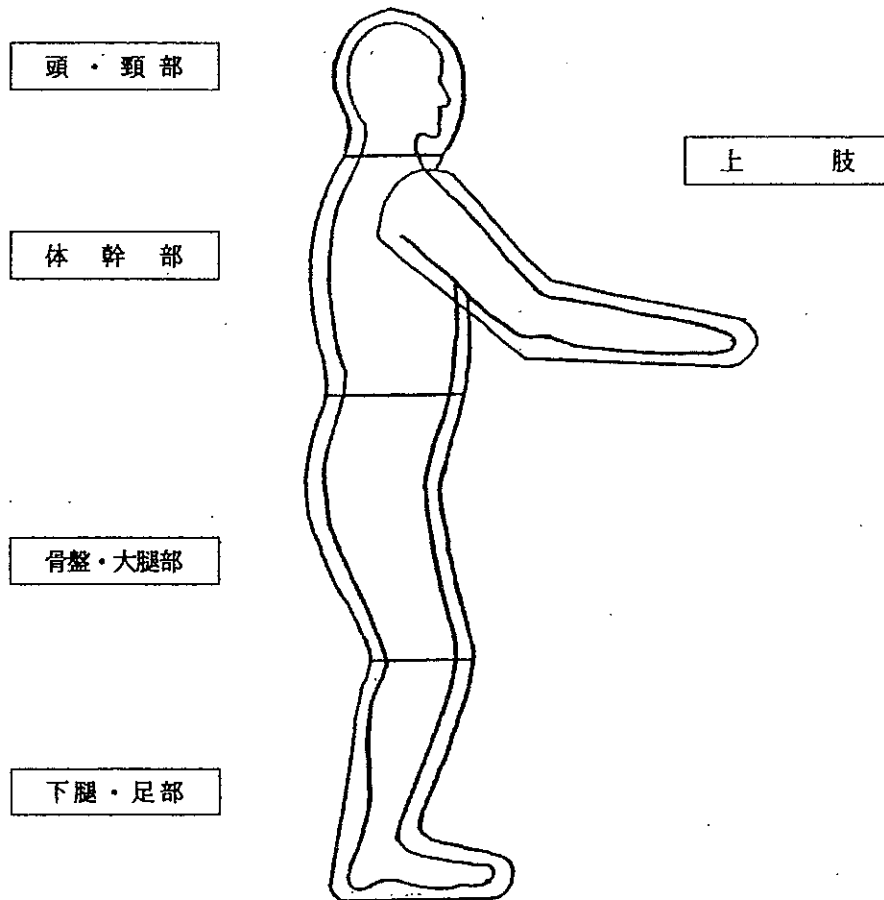
(4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数 年	備 考
モデル型	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。 姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。 トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮 合 せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕 上 げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適 合 検 査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価 格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	2,350	4,150	
上肢(片側)	1,150	2,950	
体幹部	10,100	19,400	
骨盤・大腿部	10,100	19,400	
下腿・足部(片側)	1,400		

(注) 1 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位をイ身体部位区分から選択し部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格をウ基本価格から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は、採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。

2 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせる基本価格とすること。

3 採寸とはアの(イ)及び(エ)が行われるものであること。

4 採型とはアの(ウ)、(エ)及び(オ)が行われるものであること。

5 採型器による採型後、三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。

6 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること。

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭 部	頭部支え	6,600	
上 肢	上肢支え（片側）	2,550	
	前腕・手部支え（片側）	2,850	
体幹部	モールド型	37,000	採寸で製作する場合は 80% の価格とすること。
骨盤・大腿部	モールド型	37,000	採寸で製作する場合は 80% の価格とすること。
下腿部	下腿支え（片側）	2,050	
足 部	足台（片側）	2,050	
(注) 1 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。 2 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。 3 オ 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品に支持部を加算することができないこと。 4 フレックス構造を持たせる場合は、1 ヶ所につき 4,650 円加算できること。 5 採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次局面で構成された指示面を持ち、各種付属品を組み合わせ、姿勢を保持する機能を有するものであること。 6 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の 80% に相当する額とすること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	2,500	
	腰部（片側）	1,800	
	膝部（片側）		
	足部（片側）		
遊 動	腰部（片側）	2,700	
	膝部（片側）		
	足部（片側）		
角度調整用部品	機械式	7,600	
	ガス圧式	8,750	
	電動式	60,600	
(注) 1 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。 2 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。 3 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動性を有するものであること。角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。			

- 4 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とし、支持部の連結の価格は加算できないこと。
- 5 フレックス構造により連結を行った支持部については、支持部の連結（固定又は遊動）の価格を加算できないこと。
- 6 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	23,500	
(注) 1 ティルト機構を付加する場合は、4,400 円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。 2 昇降機構を付加する場合は、6,050 円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。 4 車いすとしての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車いす（普通型又は手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車いすの各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング機構に限り車いす側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。		

(エ) 付 属 品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		10,500	表面クッション張りは 3,300円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト（片側）	3,250	
	肘パット（片側）	1,950	
	縦型グリップ（片側）	2,350	
	横型グリップ（片側）		
体幹保持部品	胸パッド	3,550	
	胸受けロール	4,900	
下肢保持部品	内転防止パット	3,400	
	外転防止パット（片側）	1,900	
	膝パット（片側）	2,950	
	下腿保持パッド（片側）		
	足部保持パッド（片側）	2,250	
ベルト部品	肩ベルト（片側）	1,750	
	腕ベルト（片側）	1,500	
	手首ベルト（片側）		
	胸ベルト	3,050	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	3,200	

ベルト 部品	大腿ベルト（片側）		1,600	
	膝ベルト（片側）			
	下腿ベルト（片側）			
	足首ベルト（片側）			
支持部カバー	頭部		2,050	着脱式は 2,400 円（左右両側分であっても、一単位）加算できること。
	上肢（片側）		1,150	
	体幹部	モールド型	7,300	
	骨盤・大腿部	モールド型	7,300	
	下腿部（片側）		1,150	
	足部（片側）		1,150	
内張り	アームレスト（片側）		1,250	
	テーブル		3,300	
体圧分散補助素材	頭部		3,250	
	上肢（片側）		1,600	
	体幹部		7,400	
	骨盤・大腿部		7,400	
	下腿部（片側）		1,600	
	足部（片側）			
キャスター			1,300	多機能キャスターは 790 円加算できること。 1 個当たりの価格であること。
その他	介助用グリップ（片側）		2,400	
	ストッパー		3,600	
	高さ調整用台座		14,400	

（注） 1 各種類 1 個（本）当たりの額とすること。

2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

3 カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものである。

4 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。

5 ベルト部分は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。

6 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。
なお、樹脂支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・主部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

7 内張りとは、アームレストやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

8 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

9 多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

(ハ) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高さ調節	頭部支持部	2,350	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部	1,450	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）		
前後調節	頭部支持部	2,450	
	骨盤・大腿支持部	1,450	
	足部支持部（片側）		
角度調節	頭部支持部	2,800	
	テーブル	6,100	
脱着機構	体幹パッド（片側）	1,850	
	骨盤パッド（片側）		
	膝パッド（片側）		
	アームレスト（片側）		
	内転防止パッド	5,200	
開閉機構	アームレスト（片側）	1,850	
	足部支持部（片側）		
(注) 1 それぞれを1単位とすること。			
2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。			
3 オ完成用部品が調節機構を有している場合は加算することができないこと。			

オ 完成用部品

名 称	型 式	価 格 円	使 用 部 品	備 考
支 持 部	頭 部	28,100	アシスト ASS-HG-001	
		21,700	有菌 TYA-00-5	
		17,500	西川 3000	
		42,600	AEL 18085	
		23,100	R82A/S 89613-1	
	体幹部	52,500	アシスト ASS-HG-002	
		40,900	ジェイ 1913~1918	
		66,000	ジェイ 2314~2319	
		72,600	ジェイ 2320	
		56,000	ジェイ 2514K~2519K	
		63,400	ジェイ 2514TK~2519TK	
		63,400	ジェイ 2520K	
		66,000	ジェイ 2520TK	
		50,700	ジェイ 3500B	
		50,700	ジェイ 3502B	
		50,700	ジェイ 3505B	
		79,300	西川 0001	
		79,300	西川 0003	
		31,800	AEL E-1302/14	
		31,800	AEL E-1302/40	
		31,800	AEL E-1302/44	
		68,700	AEL E-1143/14W	
		68,700	AEL E-1143/40W	
		68,700	AEL E-1143/44W	
		53,600	Cascade Designs VAR47500	
		53,600	Cascade Designs VAR47501	
		53,600	Cascade Designs VAR47502	
		53,600	Cascade Designs VAR47503	
		53,600	Cascade Designs VAR47504	
		58,200	Cascade Designs VAR47510	
		58,200	Cascade Designs VAR47511	
		58,200	Cascade Designs VAR47512	
		58,200	Cascade Designs VAR47513	
		58,200	Cascade Designs VAR47514	
	骨盤・大腿部	52,500	アシスト ASS-HG-003	
		22,700	ジェイ 200	
		22,700	ジェイ 201	

支 持 部	骨盤・大腿部	26,100	ジェイ 202
		22,700	ジェイ 203
		22,700	ジェイ 205
		22,700	ジェイ 206
		22,700	ジェイ 207
		42,600	ジェイ 700
		42,600	ジェイ 701
		42,600	ジェイ 705
		42,600	ジェイ 706
		46,500	ジェイ 709
		49,600	ジェイ 944
		49,600	ジェイ 946
		49,600	ジェイ 955
		49,600	ジェイ 956
		56,000	ジェイ 960
		49,600	ジェイ 966
		49,600	ジェイ 967
		49,600	ジェイ 968
		49,600	ジェイ 976
		49,600	ジェイ 977
		56,000	ジェイ 980
		49,600	ジェイ 986
		49,600	ジェイ 988
		58,100	ジェイ 1100N
		58,100	ジェイ 1105N
		58,100	ジェイ 1110N
		58,100	ジェイ 1111N
		58,100	ジェイ 1115N
		48,600	ジェイ 1208
		45,400	ジェイ 1266
		45,400	ジェイ 1268
		45,400	ジェイ 1286
		45,400	ジェイ 1288
		54,900	ジェイ 2100
		54,900	ジェイ 2101
		66,000	ジェイ 2102
		61,200	ジェイ 2103
		68,700	ジェイ 2104
		54,900	ジェイ 2105

支 持 部	骨盤・大腿部	54,900	ジェイ 2106
		61,200	ジェイ 2107
		54,900	ジェイ 2108
		22,700	ジェイ 2200
		22,700	ジェイ 2201
		26,100	ジェイ 2202
		22,700	ジェイ 2203
		22,700	ジェイ 2205
		22,700	ジェイ 2206
		42,600	ジェイ 3100B
		42,600	ジェイ 3101B
		42,600	ジェイ 3105B
		42,600	ジェイ 3106B
		46,500	ジェイ 3109B
		79,300	西川 0000
		79,300	西川 0002
		28,800	AEL A-1/255
		28,800	AEL B-1/280
		28,800	AEL Z-1/14
		87,800	AEL HSB/14W
		87,800	AEL HSB/40W
		87,800	AEL HSB/44W
		44,400	Cascade Designs VAR72410
		53,600	Cascade Designs VAR72422
		44,400	Cascade Designs VAR74410
		53,600	Cascade Designs VAR74422
		44,400	Cascade Designs VAR74610
		53,600	Cascade Designs VAR74622
		44,400	Cascade Designs VAR76610
		53,600	Cascade Designs VAR76622
		44,400	Cascade Designs VAR76810
		53,600	Cascade Designs VAR76822
		44,400	Cascade Designs VAR78610
		53,600	Cascade Designs VAR78622
		44,400	Cascade Designs VAR78810
		53,600	Cascade Designs VAR78822
		51,500	INVACARE IFCFG
		58,100	INVACARE IFCFG-B

支 持 部	骨盤・大腿部	51,500	INVACARE IFCVF	
		58,100	INVACARE IFCVF-B	
	足 部	21,700	有齒 TYA-00-6	
		14,100	HIGE ASO1-L	
		13,800	HIGE ASO1-M	
		13,500	HIGE ASO1-S	
		13,200	HIGE ASO1-SS	
		42,600	R82A/S 89144-0	
		42,600	R82A/S 89144-00	
支持部ベ ース	体幹部	62,300	ジェイ S600	
		66,800	ジェイ S602	
		62,300	ジェイ S603	
		62,300	ジェイ S605	
		62,300	ジェイ S607	
		62,300	ジェイ S610	
		25,000	AEL 1143/PB/14	
		25,000	AEL 1143/PB/40	
		25,000	AEL 1143/PB/44	
		20,200	AEL 1302/PB/14	
		20,200	AEL 1302/PB/40	
		20,200	AEL 1302/PB/44	
		78,000	INVACARE IDF10	骨盤一体型、体幹パッド、腰部 パッド付き
	骨盤・大腿部	26,100	ジェイ 270~272	
		31,800	ジェイ 273	
		6,800	ジェイ S100	
		6,800	ジェイ S101	
		11,500	ジェイ S102~S104	
		6,800	ジェイ S105	
		6,800	ジェイ S106	
		11,500	ジェイ S107	
		6,800	ジェイ S108	
		6,800	ジェイ S110	
		6,800	ジェイ S111	
		6,800	ジェイ S115	
		7,400	ジェイ S2100	
		7,400	ジェイ S2101	
		11,400	ジェイ S2102	
		11,400	ジェイ S2103	

支持部ベ ース	骨盤・大腿部	11,400	ジェイ S 2104	
		7,400	ジェイ S 2105	
		7,400	ジェイ S 2106	
		11,400	ジェイ S 2107	
		7,400	ジェイ S 2108	
		9,800	A E L Z P B / 14	
		9,800	A E L Z P B / 40	
		9,800	A E L Z P B / 44	
	体幹部、骨盤・ 大腿部供用型	22,200	西川 2030	
		23,300	西川 2035	
		24,500	西川 2040	
		25,700	西川 2045	
		35,000	西川 2050	
	体幹部、骨盤・ 大腿部一体型	57,800	有菌 TYA-AB-2	
		66,000	有菌 TYA-CD-2	
		67,700	R82A / S 89620-2	
		77,500	R82A / S 89620-3	
		85,500	R82A / S 89620-4	
		72,600	R82A / S 89620-6	
		90,700	R82A / S 89710-2	
		107,200	R82A / S 89710-3	
		120,300	R82A / S 89710-4	
支持部調 整用部品	体幹部	7,300	ジェイ 685	
		8,900	ジェイ 686	
		4,450	ジェイ B 687	
		5,100	ジェイ B 688	
		3,750	ジェイ B 689	
		66,000	ジェイ D I 600	
		66,000	ジェイ D I 602	
		66,000	ジェイ D I 605	
		66,000	ジェイ D I 610	
		11,200	ジェイ F D 500	
		39,800	ジェイ N I 600	
		42,200	ジェイ N I 602	
		39,800	ジェイ N I 605	
		39,800	ジェイ N I 610	
	骨盤・大腿部	6,400	ジェイ B 113 J	
		5,000	ジェイ B 116 L	
		5,000	ジェイ B 116 R	

支持部調整用部品	骨盤・大腿部	3,500	ジェイ B118	
		5,700	ジェイ B118W	
		5,000	ジェイ B119J	
		5,700	ジェイ B163	
		3,500	ジェイ B168	
		6,800	ジェイ B1113	
		5,700	ジェイ B1118	
		8,500	ジェイ B1167	
		5,300	ジェイ B1171	
		5,300	ジェイ B1173	
		5,300	ジェイ B1176	
		4,650	ジェイ F119	
		3,500	ジェイ F1119	
		4,000	ジェイ K1100	
		4,000	ジェイ K1105	
		4,000	ジェイ K1110	
		4,000	ジェイ K1115	
		5,700	INVACARE RLW	
身体保持部品	体幹パッド	8,900	ジェイ 672	
		8,900	ジェイ 682	
		8,900	ジェイ 683	
		8,900	ジェイ 684	
		38,600	ジェイ 2560S A	
		38,600	ジェイ 2562S A	
		38,600	ジェイ 2564S A	
		5,000	ジェイ B560	
		5,000	ジェイ B561	
		6,400	ジェイ B562	
		4,300	ジェイ B564	
		1,600	ジェイ B672W	
		1,600	ジェイ B682W	
		11,100	AEL 25135	
		11,100	AEL 25145	
		11,100	AEL 25235	
		11,100	AEL 25246	
		43,000	R82A/S 89109-1	
		43,000	R82A/S 89109-2	

身体保持
部品

腰部パッド	6,200	ジェイ 150 J	
	5,700	ジェイ 151 J	
	6,800	ジェイ 2250	
	2,850	ジェイ B 550	
	2,850	ジェイ B 551	
	2,850	ジェイ B 552	
	4,300	ジェイ B 553	
	2,050	ジェイ B 2514W	
	2,050	ジェイ B 2517W	
	2,050	ジェイ B 2520W	
内転防止パッド	22,200	A E L 22243	
	22,200	A E L 23363	
	13,500	R 82 A / S 89130-1	
	13,500	R 82 A / S 89130-2	
	13,500	R 82 A / S 89130-3	
膝パッド	49,900	R 82 A / S 89660-1	
	49,900	R 82 A / S 89660-2	
ベルト部品	1,000	Cascade Designs V A R 80102	
	1,000	Cascade Designs V A R 80202	
	1,000	Cascade Designs V A R 80302	
	9,900	Cascade Designs V A R 83212	
	12,900	Cascade Designs V A R 83214	
	8,900	Cascade Designs V A R 84212	
	11,900	Cascade Designs V A R 84214	
	7,000	Cascade Designs V A R 85012	
	10,900	Cascade Designs V A R 85014	
	7,000	Cascade Designs V A R 85112	
	10,900	Cascade Designs V A R 85114	
	15,900	Cascade Designs V A R 86015	
	15,900	Cascade Designs V A R 86114	
	15,900	Cascade Designs V A R 86115	
	17,900	Cascade Designs V A R 86214	
	17,900	Cascade Designs V A R 86215	
	17,900	Cascade Designs V A R 86315	
	18,900	Cascade Designs V A R 87214	
	18,900	Cascade Designs V A R 87215	
	18,900	Cascade Designs V A R 87315	
	16,900	Cascade Designs V A R 89000	
	16,900	Cascade Designs V A R 89001	

身体保持 部品	ベルト部品	16,900	Cascade Designs VAR89002	
		17,000	R82A/S 89625-0	
		17,000	R82A/S 89625-1	
		17,000	R82A/S 89625-2	
		17,000	R82A/S 89625-3	
		17,000	R82A/S 89625-4	
構造フレ ーム	屋内用	94,400	きさく PCR2-LL	
		93,200	きさく PCR2-L	
		92,000	きさく PCR2-M	
		88,300	きさく PCR2-S	
		82,300	であい SF-H350	
		82,300	であい SF-L350	
		82,300	であい SF-L400	
		22,400	有菌 TYA-AB-8	
		23,900	有菌 TYA-CD-8	
		102,900	栃木つくし工房 CAT-L	
		105,400	栃木つくし工房 CAT-LL	
		96,900	栃木つくし工房 CAT-M	
		94,400	栃木つくし工房 CAT-S	
		69,800	HIGE HAL-1	
		71,000	HIGE HAL-2	
		39,800	HIGE HAL-6	
		86,500	HIGE TE01-L	
		82,900	HIGE TE01-M	
		82,300	HIGE TE01-S	
		81,700	HIGE TE01-SS	
		54,900	R82A/S 89028	
		113,700	R82A/S 89505	
		44,100	TAKU TA-002	
	屋外用	101,600	きさく PW2-LL	
		100,400	きさく PW2-L	
		99,200	きさく PW2-M	
		95,600	きさく PW2-S	
		136,900	有菌 MP1	
		86,200	有菌 TYA-AB-1	
		94,400	有菌 TYA-CD-1	
		137,300	栃木つくし工房 CAR-L	
		138,500	栃木つくし工房 CAR-LL	
		135,000	栃木つくし工房 CAR-M	

構造フレーム	屋外用	133,800	栃木つくし工房 CAR-S		
		217,800	anan AN-2000		
継手部品	頸部継手	8,500	きさく NJ2		
		21,600	であい NA-001		
		21,600	であい NA-002		
		27,700	パシフィック PCJ-01		
		13,800	栃木つくし工房 1CHO-B		
		15,600	栃木つくし工房 1CHO-BA		
		13,500	栃木つくし工房 1CHS-B		
		14,200	栃木つくし工房 1CHS-BA		
		25,800	栃木つくし工房 3CHO-B		
		26,700	栃木つくし工房 3CHO-BA		
		24,600	栃木つくし工房 3CHS-B		
		25,300	栃木つくし工房 3CHS-BA		
		39,900	AEL 18140		
		27,700	HIGE 3D-H-01		
		4,050	HIGE 3D-H-02		
		12,400	R82A/S 81483		
		31,200	TAKU TH-001		
		45,700	TAKU TH-002		
	腰部継手	9,400	西川 2100		
		54,200	西川 2503		
		17,000	TAKU TA-001		
		25,000	TAKU TA-003		
	その他の	A アーム レスト用	9,400	TAKU AMA200	
			11,600	TAKU AMB200	
			35,500	TAKU AMC100	
		B 下肢用	22,700	TAKU FTA001	
			31,200	TAKU FTB001	
		C ティルト用	46,200	TAKU TT-002	
	固定金具 部品		47,700	西川 2511	
		65,800	西川 2522		
		2,800	AEL 1005N		
		2,650	AEL 1006N		
		43,600	AEL 14322		
		43,600	AEL 14342		
		9,800	AEL 15191		

固定金具
部品

8,900	A E L 15325
8,900	A E L 15326
29,700	A E L 15715
29,700	A E L 15720
29,700	A E L 15730
32,200	A E L 15757
32,200	A E L 15758
11,300	A E L 80261
11,300	A E L 80262
11,300	A E L 80263
42,200	A E L 80442
2,000	A E L # 11160
4,700	A E L # 11162
2,800	A E L # 11166
4,700	A E L # 11172
4,700	A E L # 11182
19,900	A E L # 15120
12,100	A E L # 15224
12,100	A E L # 15225
12,100	A E L # 15226
12,100	A E L # 15228
12,100	A E L # 15234
12,100	A E L # 15235
12,100	A E L # 15236
12,100	A E L # 15238
12,100	A E L # 15324
12,100	A E L # 15325
12,100	A E L # 15326
12,100	A E L # 15334
12,100	A E L # 15335
12,100	A E L # 15336
12,800	A E L # 15820
12,800	A E L # 15821
12,800	A E L # 15822
12,800	A E L # 15823
12,800	A E L # 15824
12,800	A E L # 15825
12,800	A E L # 15826
12,800	A E L # 15827

固定金具
部品

12,800	A E L #15828
12,800	A E L #15829
12,800	A E L #15830
12,800	A E L #15831
12,800	A E L #15832
12,800	A E L #15833
12,800	A E L #15834
12,800	A E L #15835
12,800	A E L #15836
12,800	A E L #15837
12,800	A E L #15838
12,800	A E L #15839
12,800	A E L #15843
12,800	A E L #15845
12,800	A E L #15920
12,800	A E L #15921
12,800	A E L #15922
12,800	A E L #15923
12,800	A E L #15928
12,800	A E L #15929
12,800	A E L #15930
12,800	A E L #15931
12,800	A E L #15932
12,800	A E L #15933
12,800	A E L #15938
12,800	A E L #15939
5,700	A E L #80010
1,800	A E L #80122
1,800	A E L #80124
1,800	A E L #80126
2,800	A E L #80136
1,800	A E L #80138
30,000	A E L #80444
11,400	A E L #80505
11,400	A E L #80507
11,400	A E L #80509
11,400	A E L #80511
11,400	A E L #80513
11,400	A E L #80515

固定金具
部品

11,400	A E L # 80517
11,400	A E L # 80605
11,400	A E L # 80607
11,400	A E L # 80609
11,400	A E L # 80611
11,400	A E L # 80613
11,400	A E L # 80615
11,400	A E L # 80617
1,700	A E L # 81100
1,800	A E L # 81163
1,800	A E L # 81166
1,800	A E L # 81168
1,800	A E L # 81172
1,800	A E L # 81174
1,800	A E L # 81176
1,800	A E L # 81178
1,800	A E L # 81182
1,800	A E L # 81184
1,800	A E L # 81186
1,800	A E L # 81188
2,000	A E L # 81202
5,500	A E L # 81205
2,000	A E L # 81282
1,800	A E L # 81301
1,800	A E L # 81461
2,100	A E L # 81462
4,700	A E L # 81463
3,100	A E L # 81465
3,600	A E L # 81469
1,800	A E L # 81471
2,100	A E L # 81472
4,700	A E L # 81473
3,100	A E L # 81475
3,600	A E L # 81479
1,800	A E L # 81481
2,100	A E L # 81482
4,700	A E L # 81483
3,100	A E L # 81485
3,600	A E L # 81489

固定金具 部品		2,300	A E L #81561	
		2,400	A E L #81562	
		2,300	A E L #81571	
		2,400	A E L #81572	
		2,300	A E L #81581	
		2,400	A E L #81582	
		4,100	A E L #81700	
		3,300	A E L #81706	
		4,100	A E L #81780	
		3,300	A E L #81786	
		2,100	A E L #81806	
		2,100	A E L #81808	
		1,700	A E L #81810	
		1,700	A E L #81820	
		4,350	A E L F-1143/80	
		4,350	A E L F-1143/81	
		1,700	A E L R-450	
		1,700	A E L R-500	
		4,250	A E L TCM	
		3,200	A E L Z-1016	
		3,200	A E L Z-1017	
		3,200	A E L Z-1018	
		2,800	H I G E H A L-3	
		3,100	H I G E H A L-4	
		3,600	H I G E H A L-5	
その他	カットアウトテ ーブル	8,500	であい S T-W60D50	
		8,500	であい S T-W70D55	
		36,900	R82A/S 89220-2	
		36,900	R82A/S 89220-3	
		36,900	R82A/S 89220-4	
		18,700	T A K U T T-001	
	アームレスト	30,800	R82A/S 89611	
		30,800	R82A/S 89612	
	支持部カバー	16,000	有菌 T Y A-A B-3	
		18,900	有菌 T Y A-C D-3	
		36,300	R82A/S 89640-2	
		36,300	R82A/S 89640-3	
		36,300	R82A/S 89640-4	
		36,300	R82A/S 89640-6	

その他		36,300	R82A／S	89744-2	
		36,300	R82A／S	89744-3	
		36,300	R82A／S	89744-4	
(注) 義肢装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢、装具の完成用部品を加えることができること。					

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) そ の 他

種目	名称	基 本 構 造		付 属 品	価 格 円	耐用年数年	備 考
盲人安全全携つえ	普 通 用	主体——グラスファイバー 石突——耐摩耗性合成樹脂又は高力アルミニウム合金 外装——白色又は黄色の塗装 若しくは加工 形状——直式		夜光装置 ベ ル ゴムクリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は 410 円増しとすること。 (2) 前面夜光材付とした場合は 1,200 円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は 1,650 円増しとすること。
		主体——木材 その他は上と同じ。		上と同じ。	1,650		
		主体——軽金属 その他は上と同じ。		上と同じ。	2,200	5	
	携 帯 用	主体——グラスファイバー 石突及び外装——普通用と同じ。 形状——3 段又は 4 段の折たたみ式若しくはスライド式。		上と同じ。	4,400	2	2 ベル付とした場合は 1,650 円増しとすること。 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は 1,450 円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は 660 円増しとすること。
		主体——木材 その他は上と同じ。		上と同じ。	3,700		
		主体——軽金属 その他は上と同じ。		上と同じ。	3,550	4	
義 眼	普通義眼	主材料——プラスチック又はガラス 既製品			17,000	2	
	特殊義眼	主材料——上と同じ。 特殊加工を施したもの。			60,000		
	コンタクト義眼	主材料——プラスチック			60,000		
眼 鏡	矯 正 眼 鏡	レンズ—プラスチック又はガラス 枠——セルロイド製を原則とする。	6 D未満		17,600	4	価格はレンズ 2 枚 1 組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず 4,200 円増しとすること。
			6 D以上		20,200		
			10 D未満				
			10 D以上		24,000		
			20 D未満				
			20 D以上		24,000		

眼鏡	コンタクト	主材料——プラスチック		15,400	4	価格はレンズ1枚のものであること。
	弱視眼鏡	掛けめがね式		36,700		高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
		焦点調整式		17,900		
点字器	標準型	A 32マス18行、両面書 真鍮板製 B 32マス18行、両面書 プラスチック製	点 筆	A 10,400 B 6,600	7	価格は点筆を含むものであること。
	携帯用	A 32マス4行、片面書 アルミニウム製 B 32マス12行、片面書 プラスチック製	点 筆	A 7,200 B 1,650	5	
補聴器	標準型箱形	J I S C 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。	電 池 イヤモールド	34,200	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は240円増しとすること。平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	標準型耳掛形	90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。		43,900		
	高度箱形	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。	電 池 イヤモールド	55,800		
	高度耳掛形	その他は標準型箱形及び標準型耳掛形に準ずる。		67,300		
	挿入型(レディメイド)	標準型箱形及び標準型耳掛形に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電 池 イヤモールド	87,000		
	挿入型(オーダーメイド)		電 池	137,000		
	骨導型箱形	I E C P u b 118-9(1985)による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電 池 骨導レシーバー ヘッドバンド	67,000		
	骨導型眼鏡形		電 池 平面レンズ	120,000		

人工 喉 頭	笛 式	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	気管カニューレ	5,000	4	気管カニューレ付とした場合は、3,100 円増しとすること。
	電動 式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	電 池 充 電 器	70,100	5	価格は、電池又は充電器を含むものであること。
車 い す	普 通 型	折たたみ式で大車輪が後方にあるもの。 J I S T 9201 - 1998 による。	背もたれ： 頭部支持付、チャック付 肘掛け：着脱式 足台： 角度可変型、着脱式、外方折たたみ式 ノブ（駆動輪に使用するもの） シートベルト テーブル スポークカバー クッション リクライニング機構 夜光装置	100,000	5	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品（簡易電動型を除く。）については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。身体の障害の状況により、背もたれ、肘掛け、足台又はノブについて、付属品欄に掲げるものを調整する場合は、調整する品目数にかかわらず価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、シートベルト、テーブル又はスポークカバーを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また褥瘡等の障害のある者がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。ただし、フローテーションパッド（車いす用）の支
	手動 リフト 式普通 型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。 ただし、リクライニング機構は付けないこと。	232,000		
	前方 大車輪 型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	普通型に準ずる。	100,000		
	片手 駆動 型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者の使用できるもの。	普通型に準ずる。	117,000		
	レバー 駆動 型	レバー 1 本で駆動操舵ができる、片麻痺患者の使用できるもの。	普通型に準ずる。 ただし、リクライニング機構は付けないこと。	160,500		

車	簡手 易動 電兼 動用 型型	ハンドリムに加える、駆動力により、手動自走が可能なもの。 A 切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動力を電動力で補助することが可能なもの。 その他は車いすの普通型に準ずる。	外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車いすの普通型に準ずる。 ただし、リクライニング機構は付けないこと。	A 230,000 B 263,000	6	給を受けた者（ただし、耐用年数が超えている者は除く。）及び支給の申請をしている者については、クッションを付属品としないこと。夜光装置を必要とする場合は、修理基準に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。リクライニング機構（手動式）が必要な者についてはさらに
	い 手 押 し 型	原則として介助者が押して駆動するもの。（折りたたみ式、非折りたたみ式） A 大車輪のあるもの B 小車輪のあるもの	普通型に準ずる。 ただし、Bについてはリクライニング機構は付けないこと。	A 82,700 B 81,000	5	18,000円（片手駆動型については、16,600円、手押し型については、31,300円）の範囲内で加算すること。 簡易電動型においてコントローラー、操作制御部（品）、自動停止制御部（品）及び充電器については、電動車いすに準ずること。又、バッテリーについては、電動車いすの修理基準に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。
電 動 車 い す	普通型 (4.5 km/H)	J I S T 9203 - 1999 による。	背もたれ： 頭部支持付 足台：角度可変型 シートベルト テーブル 外部充電器 クッション 夜光装置 リクライニング機構	314,000		身体の障害の状況により背もたれ又は足台について付属品欄に掲げるものを調整する場合は、調整する品目数にかかわらず価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、シートベルト、テーブル又は夜光装置を必要とする場合は、車いすの修理基準の
	普通型					

電 動 車 い す	(6 km/H)			329,000	6	表に掲げる額の範囲内で必要な額を、また褥瘡等の障害のある者がクッションを必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げるクッション等の交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。ただし、フローテーションパッド（電動車いす用）の支給を受けた者（ただし、耐用年数が超えている者は除く。）及び支給の申請をしている者についてはクッションを付属品としないこと。リクライニング機構が必要な者については、さらに14,500円の（電動リクライニング機構が必要な者については、さらに111,000円）範囲内で加算すること。
	電 動 リ フ ト 式 普 通 型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。 ただし、リクライニング機構は付けないこと。	701,400		外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
歩 行 車	腰掛つき	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		36,000	5	
	腰掛なし	上と同じ。		31,000		
収 尿 器	男 性 用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製			1	

収 入 器 具			A 普通型 B 簡易型		A 7,700 B 5,700		
	女 性 用	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付			A 8,500 B 5,900	1	簡易型は採尿袋20枚を1組とする。
		人 工 膀 胱 用	回腸導管用 尿管挿用 採尿器と畜尿袋で構成し尿の逆流防止装置をつけるものとする（いずれも膀胱摘出によるもの。）。 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の畜尿袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製（膀胱摘出によるもの）		14,220 10,170		両面粘着シートを必要とする場合は修理基準の表に掲げる両面粘着シートの額を加算すること。
					皮膚保護剤 袋を身体に密着させるもの 11,300		価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。
	スト マ 用 装 具	人 工 肛 門 用	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の畜便袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	皮膚保護剤 袋を身体に密着させるもの	8,600		価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。
歩 行 補 助 つ え	つ え	主体——木材（十分な強度を有するもの） 外装——ニス塗装		夜光材	2,200	3	夜光材付とした場合は410円（全面夜光材付とした場合は1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。
		主体——軽金属 外装——塗装なし		夜光材	3,000		
	松 葉 づ え	主体——木材（十分な強度を有するもの） 脇当——スポンジ又はウレタン製の枕、皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装——ニス塗装		夜光材		2	外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
		A 普通型 B 伸縮型			A 3,300 B 3,300		

歩 行 補 助 つ え	松 葉 づ え	主体 — 軽金属 脇当 — 合成軟質樹脂 握り部分 — 合成軟質樹脂 外装 — 塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A 4,000 B 5,300	4	
	カナ ディ アン ・ クラ ッチ	主体 — アルミニウム、 鋼管 上部 4 段間隔以上、 下部 9 段間隔以上の 調節装置を付けるも のとする。 腕支持器 — アルミニウム 鋳物及びステン レス鋼板 握り部分 — アルミニウム 鋳物及びゴム 外装 — 塗装なし	夜光材	8,000	4	
	ロ・ フス トラ ン ド チ	カナディアン・クラッチに準 ずる。	夜光材	8,000	4	
	多 点 杖	つえの下部に 3 本以上の脚を 有するもの。 主体 — 軽金属 外装 — 塗装なし	夜光材	10,000	4	
かつら				所轄局長が必 要と認める額	—	
浣腸器付 排便剤		グリセリン浣腸液 A 110～120 ml B 60 ml C 30～40 ml		A 290 B 240 C 190	—	6 ヶ月ごとに一括支給
褥瘡ふとん 予防用		主材料 — 羊毛又はウレタン 既製品		29,600	—	
介助用 リフト		移動式 (つり上げ装置、ヘッドシ ート付)		315,000	5	
		主材料 — 高分子人工脂肪				主材料のみの場合は、

フ ロ ー テ ー シ ヨ ン バ ッ ド (車いす・電動車いす用)		構 造 — 主材料（一層）及びウレタンフォーム（二層）による三層構造		31,300	3	1,300円減とすること。
		主材料 — ポリマーゲル（高分子人工脂肪）又は液胞ゲル 構 造 — 主材料をプラスチックフィルム等で包装した単層構造		51,600	4	
ギ ャ ッ チ ベ ッ ト	手 動 式	主体 — スチール及び木材		123,200	—	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものであること。
	電 動 式	頭部及び脚部の傾斜角度の調整が電動で行えるもの		245,200		

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料は含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

別表3 修理基準

(1) 義肢 - 殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に6,450円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	基本価格 円	複製価格 円	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	35,200	22,000	肩甲胸郭間切断用は、12,100円増しとすること。
		作 業 用	35,200	22,000	
		能 動 式	45,200	29,900	
	A - 2	装 飾 用	37,500	25,000	吸着式は、23,800円増しとすること。
		作 業 用	37,500	25,000	
		能 動 式	43,100	27,900	
	A - 3	装 飾 用	35,400	22,700	吸着式は、23,800円増しとすること。
		作 業 用	35,400	22,700	
		能 動 式	39,900	25,700	
	A - 4	装 飾 用	36,400	20,200	顎上支持式は、11,900円増しとすること。スプリット式は、17,800円増しとすること。
		作 業 用	36,400	20,200	
		能 動 式	37,800	22,300	
義 足 用	B - 1	受 皿 式	81,600	55,500	片側骨盤切断用は、16,200円増しとすること。
		カナディアン式	81,600	55,500	
	B - 2	差 込 式	52,000	38,600	短断端切断用キップシャフトは、46,000円増しとすること。
		ライナー式	91,400	61,500	
		吸 着 式	130,800	62,600	I R Cソケットは、49,900円増しとすること。

義 足 用	B - 3	差 込 式	52,000	37,600	大腿支柱付きは、21,900円増しとすること。
		ライナー式	69,900	55,600	
		吸 着 式	109,400	56,700	
	B - 4	差 込 式	40,000	34,200	
		P T B 式	60,300	37,200	
		P T S 式	74,100	45,100	
		K B M 式	76,500	45,100	

(注) 1 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含む場合の価格であり、複製価格は、使用中の義肢がソケットを復元し、仮歩行を含む場合の価格である。

2 頼上支持式は、ミンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。

3 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、40,700円加算できること。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	9,950	
		皮 革	8,100	
		熱硬化性樹脂	18,200	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	8,800	
		皮 革	10,700	
		熱硬化性樹脂	12,500	
		熱可塑性樹脂	6,000	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	8,800	
		皮 革	11,600	
		熱硬化性樹脂	12,500	
		熱可塑性樹脂	4,300	
	A - 4	アルミニウム、セルロイド	7,750	
		皮 革	10,600	
		熱硬化性樹脂	12,200	
		熱可塑性樹脂	4,200	
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	19,700	エアクッションソケットは、13,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
		熱硬化性樹脂	32,200	
		熱可塑性樹脂	13,500	
	B - 2	木 製	43,900	
		アルミニウム、セルロイド	13,100	
		皮 革	17,200	
		熱硬化性樹脂	25,000	
		熱可塑性樹脂	14,700	

義 足 用	B - 3	アルミニウム、セルロイド	13,300	エアクッションソケットは、13,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
		皮 革	22,100	
		熱硬化性樹脂	37,000	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	10,500	エアクッションソケットは、12,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,900円増しとすること。
		皮 革	15,600	
		熱硬化性樹脂	22,600	
		熱可塑性樹脂	11,800	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	ソケット交換に付 随する場合の価格 円	単 独 の 場 合 の 価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,000	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	14,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	17,200	
	A - 2	皮 革	3,550	9,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	13,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	14,900	
	A - 3	皮 革	3,550	9,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	13,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	14,900	
	A - 4	皮 革	3,450	8,650	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	12,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	14,200	
	A - 5	皮 革	3,450	9,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	13,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	15,400	
義 足 用	B - 1	皮 革	5,950	12,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	18,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	21,300	
	B - 2	皮 革	4,600	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,200	18,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,950	21,000	
		皮革・フェルト	8,250	14,300	
		シ リ コ ー ン	37,500	37,500	
	B - 3	皮 革	5,150	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	17,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	21,300	
		皮革・フェルト	9,100	15,100	

義 足 用		シ リ コ ー ン	40,300	40,300	
	B - 4	皮 革	3,750	9,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,150	15,400	
		皮革・フェルト	7,100	13,100	
		シ リ コ ー ン	32,200	32,200	
	B - 5	皮 革	4,000	8,650	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,500	14,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	15,500	
	B - 6	皮 革	2,550	7,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,900	12,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,100	14,200	
	B - 7	皮 革	1,950	6,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,300	11,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	3,950	13,000	

(注) 1 ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であり、単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合の価格である。

2 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

3 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		7,650	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド	6,850	
			熱硬化性樹脂	21,200	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド	8,750	
			熱硬化性樹脂	17,500	
	作 業 用	上 腕 部		6,850	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		8,750	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
義 足 用	常 用	股 部		9,200	
		大 腿 部	木 製	28,800	
			アルミニウム、セルロイド	27,500	
			熱硬化性樹脂	28,800	
		下 腿 部	木 製	28,300	
			アルミニウム、セルロイド	25,400	
			熱硬化性樹脂	28,300	

	足 部	軟性発泡樹脂	13,000	
作 業 用	大 腿 部		53,500	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
	下 腿 部		25,400	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注) 1 支持部の交換を行う場合は、修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、加算することができる。

2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。

3 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。

4 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,000円増しとすること。

5 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,450円増しとすること。

6 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準すること。

7 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

8 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

9 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 分	基 本 価 格 円	備 考
義手用ハーネス	一 式 交 換	4,000	
	美 錠 締 革 交 換	1,550	
	美 錠 留 革 交 換	1,600	
	たわみ継手交換	1,500	
	前方支持バンド交換	1,500	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	2,850	
義足懸垂用部品	一 式 交 換	4,000	
	肩 吊 帯 交 換	3,850	
	義足用股吊带交換	1,650	価格は、1本当たりのものであること。
	位 置 革 交 換	2,750	
	腰 バンド 交 換	3,100	
	横 吊 帯 交 換	3,250	
	美 錠 締 革 交 換	2,200	
	美 錠 留 革 交 換	1,950	
	金 具 部 品 交 換	2,550	価格は、1か所当たりのものであること。

(注) 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をも

って修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美鋳等金具部品の価格を含むものであること。

3 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準ずること。

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考	
義 手 用	肩 部	皮 革	6,050		
		プラスチック	17,100		
		塗 装	3,550		
	上 腕 部	皮 革	6,550		
		プラスチック	17,100		
		塗 装	3,550		
	前 腕 部	皮 革	6,550		
		プラスチック	13,800		
		塗 装	3,550		
義 足 用	股 部	皮 革	9,000		
		プラスチック	16,500		
		塗 装	4,050		
	大 腿 部	皮 革	7,250		
		プラスチック	16,500		
		塗 装	4,050		
	下 腿 部	皮 革	7,900		
		プラスチック	14,700		
		塗 装	4,050		
	足 部	表 革	6,100		
		裏 革	5,000		
		塗 装	5,050		
		リアルソックス	1,950		
リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。					
(注) 足部の表革及び裏革については、木製足部の場合に加算できること。ただし耐久性を高める必要性がある場合は、木製足部以外の足部でも加算することができること。					

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 分	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	14,400	
	肘継手部品	8,600	
	手継手部品	3,250	
	股継手部品	16,800	

義 足 用	膝 継 手 部 品	14,600	
	足 継 手 部 品	3,250	
	前留金具部品	8,300	
溶 接		8,500	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注) 1 筋金交換は、右又は左の一侧を一単位とする。			
2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。			

(4) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 分	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩 義 手 部 品	4,000	
	肘ブロック継手部品	5,350	
	肘 筋 金 部 品	3,050	
	手 継 手 部 品	2,900	
	手 先 具 部 品	2,450	
	コントロールケーブル部品	2,550	
義 足 用	股 継 手 部 品	4,150	
	膝ブロック部品	5,550	
	膝 筋 金 部 品	2,450	
	足 部 部 品	2,600	
	作業用スプリング	1,600	
	作業用足部裏ゴム	2,300	
	吸着式バルブ	5,100	
	前留金具部品	3,550	
溶 接		1,700	価格は、1 か所当たりのものであること。
(注) 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。			
2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。			

(2) 義 肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1 の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1 の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1 の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1 の(2)のオに掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。

	こと。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプター、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に6,450円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。	
2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。	
3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	基本価格 円	複製価格 円	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	35,200	22,000	肩甲胸郭間切断用は、12,100円増しとすること。
	A - 2	装 飾 用	37,500	25,000	吸着式は、23,800円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	36,400	20,200	顎上支持式は、11,900円増しとすること。スプリット式は、17,800円増しとすること。
義 足 用	B - 1	カナディアン式	81,600	55,500	片側骨盤切断用は、16,200円増しとすること。
	B - 2	差 込 式	52,000	38,600	短断端切断用キップシャフトは、46,000円増しとすること。 I R Cソケットは、49,900円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	91,400	61,500	
		吸 着 式	130,800	62,600	
	B - 3	差 込 式	52,000	37,600	
		ラ イ ナ ー 式	69,900	55,600	
		吸 着 式	109,400	56,700	
	B - 4	差 込 式	40,000	34,200	大腿支柱付きは、21,900円増しとすること。
		P T B 式	60,300	37,200	
		P T S 式	74,100	45,100	
	B - 5	K B M 式	76,500	45,100	
		差 込 式	42,100	35,700	
		有 窓 式	62,100	38,800	
(注) 1 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含む場合の価格であり、複製価格は使用中の義肢からソケットを復元し、仮歩行を含む価格であること。					
2 顎上支持式は、ミンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。					
3 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、40,700円加算できること。					

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	9,950	
		皮 革	8,100	
		熱硬化性樹脂	18,200	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	8,800	
		皮 革	10,700	
		熱硬化性樹脂	12,500	
		熱可塑性樹脂	6,000	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	7,750	
		皮 革	10,600	
		熱硬化性樹脂	12,200	
		熱可塑性樹脂	4,200	
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	19,700	
		熱硬化性樹脂	32,200	
		熱可塑性樹脂	13,500	
	B - 2	木 製	43,900	エアクッションソケットは、13,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	13,100	
		皮 革	17,200	
		熱硬化性樹脂	25,000	
		熱可塑性樹脂	14,700	
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	13,300	エアクッションソケットは、13,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
		皮 革	22,100	
		熱硬化性樹脂	37,000	
		熱可塑性樹脂	16,800	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	10,500	エアクッションソケットは、12,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,900円増しとすること。
		皮 革	15,600	
		熱硬化性樹脂	22,600	
		熱可塑性樹脂	11,800	
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	10,900	エアクッションソケットは、11,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,250円増しとすること。
		皮 革	15,900	
		熱硬化性樹脂	21,500	
		熱可塑性樹脂	9,300	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	ソケット交換に付 随する場合の価格円	単 独 の 場 合 の 価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,000	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	14,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	17,200	
	A - 2	皮 革	3,550	9,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	13,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	14,900	
	A - 3	皮 革	3,450	8,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	12,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	14,200	
義 足 用	B - 1	皮 革	5,950	12,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	18,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	21,300	
	B - 2	皮 革	4,600	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,200	18,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,950	21,000	
		皮革・フェルト	8,250	14,300	
		シ リ コ ー ン	37,500	37,500	
	B - 3	皮 革	5,150	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	17,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	21,300	
		皮革・フェルト	9,100	15,100	
		シ リ コ ー ン	40,300	40,300	
	B - 4	皮 革	3,750	9,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,150	15,400	
		皮革・フェルト	7,100	13,100	
	B - 5	シ リ コ ー ン	32,200	32,200	
		皮 革	4,000	8,650	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,500	14,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000	15,500	

(注) 1 ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であり、単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみ行う場合の価格である。

2 軟性発泡樹脂とは、PEライト、及びスポンジであること。

3 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	12,300	
上 腕 義 手 用	9,800	
前 腕 義 手 用	9,700	
股 義 足 用	14,700	
大 腿 義 足 用	14,700	
下 腿 義 足 用	9,700	

(注) 1 支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算できること。

2 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,000円増しとすること。

3 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,450円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 分	基 本 価 格 円	備 考
義手用ハーネス	一 式 交 換	4,000	
	美 錠 締 革 交 換	1,550	
	美 錠 留 革 交 換	1,600	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	2,850	
義足懸垂用部品	一 式 交 換	4,000	
	肩 吊 帶 交 換	3,850	
	義足用股吊帯交換	1,650	価格は、1本当たりのものであること。
	位 置 革 交 換	2,750	
	腰 バ ン ド 交 換	3,100	
	横 吊 帶 交 換	3,250	
	美 錠 締 革 交 換	2,200	
	美 錠 留 革 交 換	1,950	
	金 具 部 品 交 換	2,550	価格は、1か所当たりのものであること。

(注) 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

3 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準ずること。

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	9,750	
上 腕 義 手 用	7,750	
前 腕 義 手 用	6,900	
股 義 足 用	24,500	
大 腿 義 足 用	19,600	
膝 義 足 用	17,500	
下 腿 義 足 用	15,500	
(注) 1 フォームカバーの交換を行う場合のみ、加算できること。 2 フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を950円増しとすること。		

カ 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアバイロンポンプ等の交換及び断端袋の交付（交換を含む。）については、1.の(2)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。

(3) 装 具

修 理 項 目			価 格	備 考
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに25mm幅のものは730円、50mm幅のものは1,000円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	
エ 溶 接			修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,750円、必要としないものは1,800円とすること。	
オ その他の交換・修理				
修 理 部 位	(ア)	下肢装具 足底革交換又は足底ゴム交換	4,850 円	
		靴型装具 本底交換	6,900	踵部品の価格を含むものであること。
		足底挿板交換	6,100	踏まず支え等の機能を有し、取り外しができる構造のものに限る。
		半張交換	2,850	
		踵交換	1,400	
		積上交換	1,100	
		底張かけ交換	1,700	
		ファスナー交換	2,550	
		細革交換	590	革底の場合は1,150円増しとすること。
		体幹装具 硬性コルセット筋金交換	2,550	
		軟性コルセット筋金交換	1,100	
(イ) (ア)以外の部位			修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。	

(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。

2 ア又はオ(イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。

3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。

- 4 完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品の1つ用いる修理の場合は、1の(3)のオに掲げる価格に1/2を乗じて得た額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

(4) 座位保持装置

修 理 項 目		価 格	
ア 支持部の交換		1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
頭 部		2,250 円	3,100 円
上 腕 部		1,350	2,100
前腕・手部			
体 幹 部		2,650	7,200
骨盤・大腿部			
下 腿 部			2,100
足 部		1,350	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。 車いすとしての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車いすの修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm幅のものは730円、50mm幅のものは1,000円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 1 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。			
2 継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品の1つ用いる場合は、1の(1)のオ又は1の(3)のオに掲げる価格に1/2を乗じて得た額をもって修理価格とする。			

(5) その他

[illegible]

補聴器	眼鏡形アンプ組立交換（送信用）	35,200	
	眼鏡形アンプ組立交換（受信用）	54,700	
	眼鏡形ブランク（空つる）交換	4,350	
	眼鏡形テンプル（補助つる）交換	3,100	
	眼鏡形フロント（前枠）交換	9,500	
	眼鏡形平面レンズ交換	3,600	
	箱型（骨導型用）ヘッドバンド交換	3,100	
人 工 喉 頭	気管カニューレ交換	3,150	
	充電器交換	1,600	
	振動板交換	9,000	
	スナップリード線交換	50	
	プリント板交換	14,600	
	スイッチ交換	1,100	
	電気接点交換	4,500	
	振動スプリング交換	1,650	
	押ボタンスプリング交換	1,650	
車 い す	背当シート交換	7,500	
	肘当交換	3,900	
	座布交換	7,300	
	クッション交換	3,400	
	クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの）交換	10,000	
	クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換	17,000	
	クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの）交換	30,000	
	フローテーションパッド交換 （主材料－高分子人工脂肪 構 造－主材料（一層）及びウレ タンフォーム（二層）に よる三層構造）	31,300	主材料のみの場合は、1,300円減と すること。
	フローテーションパッド交換 （主材料－ポリマーゲル（高分子人 工脂肪）又は液胞ゲル 構 造－主材料をプラスチック フィルム等で包装した単 層構造）	51,600	主材料のみの場合は、1,300円減と すること。
	クッション（特殊な空気室構造のもの）交換	43,000	
	キャスター（大）交換	8,000	
	キャスター（小）交換	5,800	
	ハンドリム交換	4,350	
	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
	座席昇降チェーン交換	8,400	
	座席昇降メカユニット交換	22,100	
	リーム交換	5,500	

車

電動 車 い す		電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	密閉型は2,000円増しとすること。 簡易電動型は、5,000円増しとすること。
		バッテリー交換	21,500	
		バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
		バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	45,000	
		バッテリー部品交換	2,300	
		内蔵充電器交換	47,400	
		外部充電器交換	20,000	
		充電器部品交換	11,800	
		オイル又はグリス交換	2,700	
歩 行 車		キャスター（大）交換	7,400	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		塗 装	8,500	
収 尿 器	普 通 型	サポート交換	4,000	1箱30枚入
		ゴムバンド付収尿瓶交換	3,900	
		ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換	1,950	
		両面粘着シート	2,100	
歩助 行つ 補え		先ゴム交換	270	
		脇当交換	1,450	
介 助 用 リ フ タ ー		a. 昇降機構（手動・油圧）		
		シリンダー交換	85,000	
		シリンダー修理	19,000	
		b. キャスター交換		
		キャスター交換（1ヶ）	11,000	
		ストッパー付きキャスター交換	13,000	
		C. ハンガーなど		
		ハンガー交換	34,000	
		S環交換	900	
		チェーン交換（80cm単位）	320	
		d. シート		
		キャンバスシート交換	29,000	
		メッシュシート交換	37,500	
		e. ベルト		
		スクリングベルト交換（1本）	16,000	

(車いす・電動車いす用) フロートーションパッド	プラスチックフィルムカバー交換	3,420	
(注) 1 価格は、原則として1枚(個)当たりとすること。 2 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片側又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。 3 部品交換の価格は、1回当たりとすること。			

C

C

義肢等支給申請書

労働局長 殿

私は の 支給 修理 をうけたいので、申請に必要な事項を記載の上申請します。

平成 年 月 日
(年)

住 所

申請者の

氏 名 ⑩ 生年月日 年 月 日生
(記名押印又は署名)

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基 幹 番 号	枝 番 号
1				

2 負 傷(発 病) 年 月 日

治 ゆ 年 月 日

3 傷病名 障害の部位

4 障害等級第 級 第 号

5 障害補償一時金又は
障害一時金の受領 年 月 日

6 支給を受けたい義肢・装具は計 本(前回受給 年 月 日)で

障害(補償)年金又は傷病
(補償)年金の支給決定 年 月 日

内訳は (イ) 用義肢・装具 () 本

(ロ) 用義肢・装具 () 本です。 (年金証書 第 号)

7 修理をうけたい (イ) 義肢・装具の種類は 用義肢・装具 () 本で修理箇所は です。

(ロ) 座位保持装置、眼鏡、車いす、補聴器、人工喉頭、収尿器、歩行車、歩行補助つえ、介助用リフター、フローテーションパッド(車いす・電動車いす用)、電動車いすの交換箇所は です。

8 支給をうけたいのは座位保持装置、義眼、眼鏡、車いす、電動車いす、補聴器、人工喉頭、かつら、収尿器、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、褥瘡予防用敷ふとん、歩行車、介助用リフター、フローテーションパッド(車いす・電動車いす用)、点字器、盲人安全つえ、歩行補助つえ、ギャッチベッド 個(前回受給 年 月 日)です。

9 探型指導をうけたい病院、診療所名

10 指定したい業者名 住所(〒)

(注意)

- 業務上の事由又は通勤により義肢等を毀損したため申請する場合は、上記「2」から「5」までの事項は記入しないで裏面の「義肢等毀損現認証明欄」に事業主の証明をうけること。
- 介助用リフターの支給申請をする場合は、介護人等の状況報告書を添付すること。

保険給付記録票 照 合 欄		局 処 理 欄			
申請書記載事項 1～5と照合の こと。		本件承認してよろしいか。 局長 部長 課長 補佐 係長	交 付 年 月 日	承認書契印	注文書契印
署 名	年 月 日				
照 合 責任者印	承認番号				
	No.				

支給(修理)物品 の 概 要	種 目	個 数	単 価	金 額	原 票 記入者印

義肢等の毀損状況等に関する証明

① 義肢等毀損年月日 年 月 日 ② 職 種 _____

③ 毀損義肢等の種目 _____ ④ 毀損部位 _____

⑤ 毀損の原因及び発生状況 _____

上記のとおり証明します。

(印)

住所 _____

事業主

氏名 _____

(印)

(記名押印又は署名)

記 事 欄

介・護 人 等 の 状 況 報 告 書

1 介護人の状況について

(1) 氏 名

(2) 性 别 男 女

(3) 年 齡

(4) 申請者との続柄

(注) (2)は該当するものを○で囲んで下さい。

2. 家屋構造について

家屋の間取図 (平面図)



(注) 1 各部屋の広さ、廊下の幅及び段差（部屋と部屋、部屋と廊下等）の数値を記入して下さい。

2 床面の種類（畳、畳の上にじゅうたん等を敷いたもの、板、コンクリート、板又はコンクリートの上にじゅうたん等を敷いたもの、その他）を具体的に書いて下さい。

労働者災害補償保険

義肢等^{支給 修理}承認書

殿

承認番号	No.
------	-----

平成 年 月 日付けをもって申請された

の<sup>支給
修理</sup>について承認しますから、この承認書を下記 { 病院又は診療所
製作修理業者 } に
提示して下さい。

平成 年 月 日

労働局長^印

義肢・装具の採型指導を行う病院、診療所の	名 称	
	所在地	(〒)
製作・修理業者の	氏 名	
	住 所	(〒)
製作・修理品の種目、個 数		

- (注意)
- 1 義肢・装具の製作については整形外科医が採型指導することになっております。すなわち、義肢・装具は整形外科医が採型を行った後に製作者がこれを製作するとともに、その義肢・装具が製作されたときには当該医師がこれを点検することになっております。
 - 2 製作義肢・装具を受取ったときは業者、病院の請求書の「受領証明欄」に記名押印又は署名して下さい。

労働者災害補償保険

見 積 書

労働局 殿
労働保険特別会計支出負担行為担当官

見 積 金 額			千			円
---------	--	--	---	--	--	---

ただし

義肢等の製作代の場合は、たとえば「上腕義手（手部能動式常用）」のごとく記入し、義肢等の修理代の場合は、義肢等の種類を記入したうえ、修理の内容を、たとえば「断端革交換」のごとく記入すること。

種 別	数 量	単 価	金 額	備 考
計			円	

納入期限は、発注の日から _____ 日間

納入場所は、発注者指定の場所

上記のとおり見積りました。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (〒 _____)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(記名押印又は署名)

(例) 見積金額の頭部には、「〒」の文字をつけてください。

見 積 内 訳 書

(骨格構造義肢用)

① 骨格構造義肢の 名称・型式等	イ. 名 称					
	ロ. 型 式					
	ハ. 採型区分					
② 価 格 内 訳	使用材料・部品、 型式等の種別	製 品 名	数 量	単 価 円	金 額 円	備 考
ニ. 基 本 価 格						
ホ. ソ ケ ッ ト						
ヘ. ソフトインサート						
ト. 支 持 部						
チ. 義手用ハーネス及 び義足懸垂用部品						
リ. 外 装						
ヌ. 完 成 用 部 品						
③ 合 計 金 額		¥ _____				

- 注) 1 この内訳書は、骨格構造義肢の製作又は修理に係る見積りの場合に、様式第5号に添付すること。
 2 使用材料・部品、型式等の種別は、別表の1の(2)又は別表の2の(2)により記入すること。
 3 製品名は、ヌ. 完成用部品についてのみ、別表の1の(2)により記入すること。
 4 備考欄には、加算又は減額がある場合にその旨と加減額を記入し、金額欄には加減額を含めた金額を記入すること。

見 積 内 訳 書

(殼 構 造 義 肢 用)

① 義肢の構造・名称・型式等	イ. 名称					
	ロ. 型式					
	ハ. 採型区分					
② 価格内訳	使用材料・部品、部位等の種別	製品名	数量	単価 円	金額 円	備考
ニ. 基本価格						
ホ. ソケット						
ヘ. ソフトインサート						
ト. 支持部						
チ. 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品						
リ. 外装						
ヌ. 完成用部品						
③ 合計金額 ￥						

- 注) 1. この内訳書は、殻構造義肢の製作又は修理に係る見積りの場合に、様式第5号に添付すること。
2. 使用材料・部品、部位等の種別は、別表の1の(1)又は別表の2の(1)により記入すること。
3. 製品名は、又、完成用部品についてのみ、別表の1の(1)の備考欄により記入すること。
4. 備考欄には、加算又は減額がある場合にその旨と加減額を記入し、金額欄には加減額を含めた金額を記入すること。

見 積 内 訳 書

(装 具 用)

① 装具の区分、名称等	イ. 区 分					
	ロ. 名 称					
	ハ. 採 型 区 分	採型・採寸				
② 価 格 内 訳	名称、種類等の種別	製 品 名	数量	単 価 円	金 額 円	備 考
二. 基 本 価 格						
ホ. 継 手						
ヘ. 支 持 部						
ト. その他の加算要素						
チ. 完 成 用 部 品						
③ 合 計 金 額						
				¥		

- 注) 1. この内訳書は、装具の製作又は修理に係る見積りの場合に、様式第5号に添付すること。
 2. 名称、種類等の種別は、別表の1の(3)又は別表の2の(3)により記入すること。
 3. 製品名は、チ. 完成用部品についてのみ、別表の1の(3)の備考欄により記入すること。
 4. 備考欄には、加算又は減額がある場合に、その旨と加減額を記入し、金額欄には加減額を含めた金額を記入すること。

製作
修理

注文書

殿

(〒)

右の者 { 住所 _____ } の必要とする
 { 氏名 _____ 年齢 _____ 才 _____ }

_____ の製作修理について先日提出された見積書の価格で
 下記のとおり製作修理して下さい。でき上がりました現品は当方
 の指定する職員(検収官吏)による検収をうけてから上記の者
 に手渡し、同封請求書に検収確認及び本人の受領証明を得て
 当局支出官あて代金を請求して下さい。

なお、義肢、装具の製作代金の請求書を提出する場合には、
 採型指導を行った病院の証明書を必ず添付して下さい。

平成 年 月 日

労働局支出負担行為担当官印

記

種 目	個 数	単 価	金 額	備 考

労働者災害補償保険

採型指導依頼書病院長殿

当局管内労働者より義肢・装具支給の申請があり、下記のとおり承認しましたので、当該労働者が貴院に承認書を提示したときは、次によりお取扱い下さるようお願いいたします。

- 1 義肢・装具の採型をすること。
- 2 義肢・装具の製作については { に連絡
貴院において業者を選定 } の上、業者をして同封様式の見積書を至急当局宛に提出させること。
- 3 業者が製作を終えたときは、義肢・装具の適合について判定の上、同封様式により業者に証明書を渡すこと。
- 4 採型指導料（〒 ）については同封様式により当局宛に請求すること。

平成 年 月 日

労働局長印

記

承認年月日及び番号		平成 年 月 日 第 号
労働者	住所	(〒)
	氏名	
義肢・装具の種目及び個数		(個)

労 働 者 災 害 補 償 保 険 法

義 肢 採 型 指 導 委 託 申 請 書

名 称	
所 在 地	
診 療 科 名	
病 院 長 名	
担 当 医 師 名	

上記病院を労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項の規定に基づく義肢等補装具支給要綱による義肢採型指導を行う病院として指定されたく関係書類を添付の上申請します。

平成 年 月 日

病院の開設者（その委任を受けた者）
の住所及び職氏名

印

労 働 局 長 殿

労働者災害補償保険

証 明 書

承 認 番 号		
労 働 者	住 所	
	氏 名	
義肢・装具の	種目、個数	
	製作年月日	年 月 日
製 作 業 者	住 所	
	氏 名	

当院の採型指導により製作された上記義肢・装具は、本人に最も適合していることを証明します。

平成 年 月 日

(〒)

住 所

採型指導医

氏 名



(記名押印又は署名)

労働者災害補償保険

義肢等<sup>支給
修理</sup>費用請求書

労働局 殿
労働保険特別会計支出官

請求金額			千			円
------	--	--	---	--	--	---

ただし

義肢等の製作代の場合は、たとえば「上腕義肢（手部能動式常用）」のごとく記入し、義肢等の修理代の場合は、義肢等の種類を記入したうえ、修理の内容を、たとえば「肩部革交換」のごとく記入のこと。

種 別	個 数	単 価	金 額	備 考
用義肢・装具		円	円	
計			円	
検 収 証 明	上記物品につき検収したところ注文書どおり製作（修理）され本人に支給した。 平成 年 月 日 検収場所 官 署 名 検収官吏			
現品受領 証 明	上記の品受け取りました。 平成 年 月 日 (〒) 申請者 住 所 氏 名 (記名押印又は署名)			

上記のとおり請求します。

承認番号	平成 年 月 日
	(〒)
No	製作者 住 所 氏 名 (記名押印又は署名)

(注) 請求金額の頭部には、「千」の文字をつけて下さい。

義肢等支給修理費内訳書
(假構造義肢用)

① 假構造義肢の 名称・型式等	イ. 名 称					
	ロ. 型 式					
	ハ. 採 型 区 分					
② 価 格 内 訳	使用材料・部品、 部位等の種別	製 品 名	数 量	単 価 円	金 額 円	備 考
ニ. 基 本 価 格						
ホ. ソ ケ ッ ト						
ヘ. ソフトインサート						
ト. 支 持 部						
チ. 義手用ハーネス及 び義足懸垂用部品						
リ. 外 装						
ヌ. 完 成 用 部 品						
③ 合 計 金 額						
¥						

注) 1. この内訳書は、殻構造義肢の製作又は修理に係る費用の請求の場合に、様式第9号(1)に添付すること。

2. 使用材料・部品、部位等の種別は、別表の1の(1)又は別表の2の(1)により記入すること。

3. 製品名は、又、完成用部品についてのみ、別表の1の(1)の備考欄により記入すること。

4. 備考欄には、加算又は減額がある場合にその旨と加減額を記入し、金額欄には加減額を含めた金額を記入すること。

義肢等支給修理費内訳書

(骨格構造義肢用)

① 骨格構造義肢の 名称・型式等	イ. 名称					
	ロ. 型式					
	ハ. 採型区分					
② 価格内訳	使用材料・部品、 型式等の種別	製品名	数量	単価 円	金額 円	備考
ニ. 基本価格						
ホ. ソケット						
ヘ. ソフトインサート						
ト. 支持部						
チ. 義手用ハーネス及 び義足懸垂用部品						
リ. 外装						
ヌ. 完成用部品						
③ 合計金額		¥				

注) 1 この内訳書は、骨格構造義肢の製作又は修理に係る費用の請求の場合に、様式第9号(1)に添付すること。

2 使用材料・部品、型式等の種別は、別表の1の(2)又は別表の2の(2)により記入すること。

3 製品名は、ヌ. 完成用部品についてのみ、別表の1の(2)により記入すること。

4 備考欄には、加算又は減額がある場合にその旨と加減額を記入し、金額欄には加減額を含めた金額を記入すること。

義肢等支給修理費内訳書

(装具用)

① 装具の区分、名称等	イ. 区 分					
	ロ. 名 称					
	ハ. 採型区分	採型・採寸				
② 価 格 内 訳	名称、種類等の種別	製 品 名	数量	単 価 円	金 額 円	備 考
ニ. 基 本 価 格						
ホ. 継 手						
ヘ. 支 持 部						
ト. その他の加算要素						
チ. 完 成 用 部 品						
③ 合 計 金 額 ¥ _____						

- 注) 1. この内訳書は、装具の製作又は修理に係る費用の請求の場合に、様式第9号(1)に添付すること。
2. 名称、種類等の種別は、別表の1の(3)又は別表の2の(3)により記入すること。
3. 製品名は、チ. 完成用部品についてのみ、別表1の(3)の備考欄により記入すること。
4. 備考欄には、加算又は減額がある場合に、その旨と加減額を記入し、金額欄には加減額を含めた金額を記入すること。

労働者災害補償保険

義肢採型指導料請求書

労働局
労働保険特別会計支出官 殿

請 求 金 額				千			円
---------	--	--	--	---	--	--	---

上記金額を義肢・装具の採型指導料 月分として請求します。

内訳は別紙のとおりです。(内訳書 枚)

平成 年 月 日

(〒)

住 所

氏 名 (印)
(記名押印又は署名)

(注) 請求金額の頭部には、「〒」の文字をつけて下さい。

義肢採型指導料内訳書

承認番号						
労働者	住所	(〒)				
	氏名					
義肢・装具の	種目 個数					
	採型指導年月日	平成	年	月	日	
製作者	住所	(〒)				
	氏名					
内 容		点数	金 額			摘 要
義肢採型指導		(1,100 × 個数)	千	円		
病 院 名						

事 実 証 明 書	
申請者 _____が当 _____において平成 _____年 _____月 _____日より平成 _____年 _____月 _____日まで※ を行ったことを証明します。 平成 _____年 _____月 _____日 所在地（〒 _____） _____ TEL（ _____） _____ 医療機関又は施設名 _____ 代 表 者 氏 名 _____ 印	

（注） 1. この証明書は、申請者のやむを得ない事情により旅費を前払いする場合に、当該申請者に交付すること。

2 ※印の欄には、義肢・装具又はかつらの採型又は装着、義眼の装嵌の別を記入すること。

契 約 書

労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業に関して、 労働局長
(以下「甲」という。)と 病院長 (以下「乙」という。)

とは、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙に対して頭書の労働福祉事業に関し、義肢採型指導の実施方を委託する。

第2条 乙は、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）の発行する義肢等支給・修理承認書（以下「承認書」という。）を提示した労働者に対して、労働局長が発付した採型指導依頼書に基づき、前条に定める義肢採型指導を実施するものとする。

第3条 甲は、乙が第1条に定める義肢採型指導を実施したときは、厚生労働省労働基準局長が定める義肢採型指導料を支払うものとする。

第4条 乙は、前条に定める費用については、甲に義肢採型指導を実施した都度義肢採型指導料請求書（以下「請求書」という。）により請求するものとする。

ただし、乙が乙の所在地を管轄する都道府県労働局以外の都道府県労働局に係る義肢採型指導を実施した場合の費用の請求については、当該義肢採型指導に係る承認書を発行した都道府県労働局長に請求を提出するものとする。

第5条 甲は、前条の請求書の提出を受けたときは、遅滞なく乙にその費用を支払うものとする。

なお、前条ただし書の場合は、同条ただし書の承認書を発行した都道府県労働局長がその費用を支払うものとする。

第6条 この契約の実施について必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める義肢等補装具支給要綱によるものとする。

第7条 甲は、必要に応じ乙の実施する義肢採型指導について監査を行い、又は報告を求めることができる。

第8条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第9条 この契約の当事者は、2ヵ月前までに予告すればいつでもこれを解約することができる。

第10条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、有効期間満了の2ヵ月前までに双方からなんらの意思表示をしない場合には、この契約の効力を更に1箇年間自動的に更新し、以後も同様とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方署名押印の上各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 都道府県労働局長

印

乙

印

請書

収	入
印	紙

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長 殿

住所

氏名

印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

品 名 又 は 名 称	数 量	単 価	金 額
		円	円
消 費 税 等			
合 計			

上記の物品等の納入方については、下記の各条件を承認し、かつ、遵守することを約してこの請書を差し出します。

記

- 1 物品等の納入場所
- 2 物品等の納入期限 平成 年 月 日
- 3 物品等の品質、構造、形状、寸法等は、すべて指定のとおりであって、検査担当官の検査に合格したものでなければならない。
なお、物品等の納入に際しては、納品書を添えて検査担当官に届け出るものとする。
- 4 下記各号の1に該当するときは、契約担当官（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）において、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においては違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。ただし、天災地変その他の正当の理由に基づく認められる場合においては、この限りでない。
 - (1) 期限内に合格品の納入が完了しないとき
 - (2) 検査の際に検査担当官の職務執行を妨げ、又は不正の行為があったとき
 - (3) 請負人から解約を申し出たとき
- 5 物品等の所有権移転後一年以内にその物品等にかくれたかし又は指定に適合しないものを発見したときは、契約担当官等の指示に従って、他の指定した品質等に適合する物品等と引き替え、又は修理し、若しくは契約担当官等において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 6 納入物品等の検査は、納入届出後10日以内にするものとする。
- 7 期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に納入延期の申し出をすることができる。この場合において、特に遅滞料を徴することとして延期を許可することがある。ただし、契約担当官等が納入遅滞について正当な事由があると認めたときは、遅滞料を免除することができる。
遅滞料は、その納期の翌日より起算し遅滞1日ごとにその代金の1000分の1に相当する金額とする。
- 8 代金の支払時期は、納付の完了の確認を行った後適法な支払請求書を受理した日から30日以内とする。
- 9 この契約は、契約担当官等の都合により解除することができる。この場合における損害額については、協議してこれを定める。